

森彦太郎先生遺文集

(1)

昭和貳拾六年二月

森彦太郎遺稿集 壹

清水長一郎編

森彦太郎遺稿集 序

本書は故森彦太郎先生が折にふれ機に臨んで、新聞・雑誌に寄稿された遺文を集めたものである。先生は筆まめな方であつたし、文章も又上手であつたからその時々新聞や雑誌に発表された文はおびたゞしい量に上るであらう。そしてその何れもが郷土を愛する烈々の気魂に燃ゑてゐる。郷土を知らずして愛国はない。私は先生の逝去後これ等の遺文が年と共に散逸して行くのを残念に思ふ。幸ひにして由良町阿戸の人浜上楠松翁がこれを大切に保存してをいて呉れたので此れを借覽して一冊にまとめてみた。本書の大分部は浜上翁が保存の『紀南新聞』から転寫したもの、『日高平野の小字名考』は芝口先生所蔵の『南紀藝術』所載のもの、又『蓮如と湯川家』は松原村吉原の田端豊太郎氏所蔵の某誌にありしもの、共『小熊宝篋印塔の考證』の講演畧記は嘗て講演を聞き要点を筆録しをけるもの、先生の何れの著にも収録されてゐない。先生は何と云つても我が郷土史研究上の最高峯である。私共の郷土研究は先づ此処から出發せねばならぬ。此の意味からしても先生の遺文は散逸さしてはならぬ。今後もし先生の遺文を発見することあらば第二巻としてまとめてみるつもりである。

昭和二十六年二月三日

目次

	一、	南紀伊は一揆の国	
	1.	「人国記」と紀州	1
	2.	文治二年の由良一揆	1
	3.	南北朝時代の上郷一揆	2
	4.	天文七年の小又川一揆	2
	5.	天正の南部一揆	3
	6.	同じく天正の南部川一揆	3
	7.	慶長三年の山地一揆	4
	8.	慶長二十年の日高一揆	5
	9.	龍祖入国後	7
	10.	明治二十年の南日高の小訂	8
	11.	明治十一年の小作争議	9
	二、	紀南莊村遺聞	
	1.	日高御坊の本尊	10
	2.	梅田明神の神体	11
	3.	御坊の神社勸請問題	12
	4.	日高酒の声價	15
	5.	切支丹僧乗円	16
	6.	日高医界の先覺	17
	7.	紀州ネルの始祖	20
	8.	東谷新池と柏木淺右衛門	21
	9.	明治十六年の旱害と野口村	22
	10.	陸奥伯と瀨見善水	24

四三、

8.	7.	6.	5.	4.	3.	2.	1.	一	25.	24.	23.	22.	21.	20.	19.	18.	17.	16.	15.	14.	13.	12.	11.
奇石菟集家	井原弥之助	富安の孝子	柿門の歌人	日高の藤六事	湯川左近の歌	御坊町の始祖	はしがき	鐵眠道光禪師	郷土資料	土木家	積善の家	御代官所のこと	菌八幡争議	日高地方の動詞の活用方	熊野神社神樂歌	日高の俚謡	鎮西派の名僧	徳川季世の日高の主要物産	小松原と鐘巻の旅人宿争議	御坊の石敢當	熊野村の立合山事件	南紀の私娼	紀藩の断延
光照寺觀潮和尚	久藏	中村安益子	中村藤六	佐竹源次太夫	吉田村手鑑	白井久藏	田井の田端氏	存譽	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏	田井の田端氏
79	77	76	75	74	74	73	72	68	58	57	55	54	53	51	50	46	45	43	38	37	31	30	26

34. 33. 32. 31. 30. 29. 28. 27. 26. 25. 24. 23. 22. 21. 20. 19. 18. 17. 16. 15. 14. 13. 12. 11. 10. 9.

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|----------|-------|----------|----------|---------|------|----------|-----|-------|----|---------|------------|-----|------------|-------|-------|--------|------|--------|--------|------|-------|--------|--------|-------|---------|-------|------|------|---------|-----|--------|---------|------|----|-----------|----|------|---------|--------|-------|-------|------|------|--------|--------|-------|------|-------|---------|
| 日高騷動の首魁 | 三郎兵衛と孫四郎 | 鉄砲の名人 | 龍田八郎兵衛兼次 | 上郷一揆の殊勲者 | 尾中太郎左衛門 | 風流殿様 | 湯川氏第十代政春 | 博孝僧 | 源行寺智觀 | 雅人 | 山内靜太郎繁憲 | 愛田姓御免の七郎兵衛 | 女丈夫 | 湯川の娘玉置直和の室 | 善行の夫妻 | 杵谷ゆみ子 | 漁網の考案者 | 岡本正岸 | 雑賀戦の勇士 | 川瀬七郎二郎 | 鼓の名手 | 鈴木源太郎 | 龍神家の猛者 | 皆瀬彈正正信 | 八千貫城主 | 津村式部丞信秀 | 民政局知事 | 瀬見善水 | 鶴ヶ城主 | 玉置紋之助直次 | 篤信家 | 糸田久左衛門 | 山路郷の先覺者 | 吉本伍助 | 快力 | 龍田八郎左衛門正利 | 快僧 | 湯川賢藝 | 困碁將棋の名人 | 鈴木彦右衛門 | 表装の名人 | 今川清兵衛 | 文人画家 | 山崎喜七 | 未生流の名人 | 糸川七郎兵衛 | 刺繍の名人 | 愛須貞吉 | 奇石菟集家 | 生蓮寺察應和尚 |
| 95 | 95 | 94 | 94 | 94 | 92 | 92 | 91 | 90 | 89 | 89 | 88 | 87 | 87 | 86 | 85 | 84 | 83 | 82 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 80 | 80 | 80 | 80 | 79 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

一、南紀伊は一揆の国

森 彦太郎

1. 「人国記」と紀州

(本編は大正十二年一月一日より一月九日まで連載四回)

「紀伊国の風俗不律義第一にして陽氣甚だしくいやしく、上としては下を貪り、下は上をあなどり、法令をも入れずして更に言語に絶えたり。牟婁・日高・有田郡の人別して我慢にして意地を強く立つるかと思へば、亦弱くして詰る処の奥義極らずして、譬へば昨日味方たりし人の弱味なれば今日は亦敵となり、其の従ふ所の人に大事ありと見れば、さすが本へもかへることをはぢ、頭なしの一揆をも企つる如くの風俗・言舌に顯然として備れり因茲見え、郡々に名主と号し庄司殿とこれと呼んで是を主君の如く仰ぎ、勢を得る時は是を先立て、後るゝ時は共に従つて蟄居するの類、治承の乱の時よりして傳へ聞く。其のありさまを見るに誠に思い當れり。其の氣のかたくへなく頼むべからざる事擧げて云い難し。楮亦伊都・名草・那賀・海部郡の人は南部よりは気柔なり。然れども差掛りたる意地のみにて、是も詰りたる心微塵も之なしといへども、善意を知りて多くは悪意に従ふ程の儀は之無しと見えたれども、欲深き事日本にも雙が国有間敷きなり。すべて風俗身を十分に持ちなし、常に饗應を盡して放逸を知らず。只心の行く所に従つて利口を面前に顯し、律義といふこと実に露ほども用ひずして、しかも武士の翫ぶ所の事をば形の如く努め難く、終に実無くして其業数を覺つて恥をかくの人千人に九百九十人」

人国記は俗に最明寺入道時頼の遺著だといわれてゐる。果たして然るや否やは知らぬが、兎に角に帝国六十六州の情偽を暴露して憚らぬ所が面白い。語りて詳かならざるの憾はあるが、国情民心の急所を衝ける一種奇警の觀察は、後人の省察に値するものがあるといはねばならぬ。其の紀州特に紀南に対する論鋒なんぞ、ちと酷に過ぎるかと思はれる位であるが、流石紀南人には思當る節もあらう。こんな前置をして置いて私は標題に関する我が郷の史実を辿らうと思ふ。

2. 文治二年の由良一揆

文治二年八月二十六日(といへば平氏の亡びた翌年のことである)蓮華王院領紀伊国海部郡由

良莊で、七条宗紀なるものが暴動を起したによって、之が鎮定方を下知せられたと「東鑑」に見えてゐる。詳細は判然せぬが、之が紀南に於ける一揆の記録に見えた初めである。

3. 南北朝頃の上郷の一揆

紀伊武田氏即ち湯川家の祖忠長（武田三郎）が、熊野山中の賊を岩上峠に討つて勅勘を許され、上、牟婁郡で所領を賜ひ、口熊野芳養莊内梅といふ所へ出て来て城を構へた。それは鎌倉時代のことである。忠長の孫弥太郎光春といふが南北朝頃、武家方として活躍し功によつて在田・日高の両郡で所領を併賜せられ、芳養から日高へ出て来て亀山に城を築いたのであるが、日高には矢田莊の逸見氏の一族をはじめとして、熱心なる南朝黨があり湯川氏の立場は最初甚だ苦しかった。そんな風であつたから弥太郎は初めて芳養から日高平野へ出て来たとき、果然上郷の土民が蜂起して反抗の紀勢を擧げた。上郷とは今の湯川村の北部から東西内原へかけての汎称で、逸見氏等の南朝黨とも多少の連絡があつたものと見られてゐる。蜂起した土豪の根拠地は今の東内原で、彼等は湯川村丸山の蛭ヶ崎まで押寄せ、こゝに湯川勢と対陣した。此の時西内原村小中の尾中太郎左衛門及び志賀村の志賀惣松等湯川氏に與し、相謀つて田家川（今の高家川即ち西川）の高橋辺から一揆の背後を衝き之を潰滅せしめた。大崩・死人・土生などいふ地名は蓋し此の時の名残である。太郎左衛門の裔はこれより湯川家の重臣として、上郷きつての權門となつた。永祿の頃尾中氏の當主弥左衛門の女某、湯川家に入り直光の側室となり鹿鶴といふ一子を擧げた。鹿鶴の生るゝ前年（永祿五年）直光は河内教興寺に陣没したが、鹿鶴は異母兄直春に随ふて少にして軍陣に出入りし、十三歳湯川勢に加つて甲斐武田氏へ加勢の爲參州に到り天晴な軍振りを見せた。飯來尾中家断絶の後を受けて其の名蹟を襲いだ。之が小中湯川氏の祖である。

4. 天正七年の小又川一揆

龍神の豪族龍神氏は本姓源氏、其の祖は源頼氏といつて源三位頼政の末子であつたが、宇治敗戦の後日高へ落ちて来たものである。其の裔には随分傑物も出てゐるが、天文頃の當主正信と

いふのが今の龍神奥殿垣内に本邸を構へ、小又川に別業を営んで相往来し、寒邑であるがあの谷の殿さんとして羽振りを利用したものだ。所が此の正信一口にいへば資性剽悍・居止放縱で大分剥民の政をやったものだから、天文七年七月十五日孟蘭盆會の晩、盆踊りに乗じて徒黨が起り、正信を小又川口に包囲しヒドイ目に會はせた。正信は力戦したが、衆寡敵せず遂に自害したのであつた。壽三十六。其の族龍鉄・氏則・家久等之に殉じた。

5. 天正頃の南部一揆

今の上南部村西本庄平須山に土豪野辺氏が居城して、南部莊を領すること数代、龜山城主湯川氏とは婚を通じて互に援けあふてゐた。天正の頃弥太郎春和といふもの出で、苛政を行ふて民を苦しめ、遂に土民の蜂起を見るに至つた。土民は南道村眞宗勝專寺主志場某を仰ひで盟主とし、起請文を御靈宮の馬場末に埋めて躍進、遂に平須城に乱入した所、春和切に憫乞ふを以て一旦和睦したが、其の後も苛政を止めないので、複攻められて野辺氏遂に滅亡した。之に就て勝專寺の記録といふのが今傳つてゐないので、詳しいことはわからぬが、野辺氏系圖には勝專寺僧徒の義軍に攻められたことを書いてゐない。百姓等が湯川家へ訴へて龜山城から攻めて来て落されたことになつてゐるが、之は系圖を飾る爲に作爲したものである（勝專寺の坊さんの率ゐる百姓一揆に落されたとは、流石に系圖へは書けまい）。併し現在の勝專寺の檀徒の分布状態から考へて見ても、志場氏が南部郷の有力者を駆使し、揉縦したことが首肯せられる。全寺には實際有爲の僧が居つたらしく、石山法難の時の本山への忠勤振りなども目覺しいものがあつた。

6. 天正年間の南部川一揆

天正十三年京軍大擧して到り、龜山落城・湯川家退転・神社佛閣は焼亡し・農民は四散し、日高沿岸はこゝに惨憺たる兵火の巷となつたが、翌十四年京軍と湯川勢との和成り、次いで直春は大和の郡山で誘殺された。そして侵入軍一方の太將であつた杉若越前の守といふものが、今の西牟婁郡芳養村泊りの鼻（湯川家の城があつた）に居つて、乱後の紀州を鎮める大任に當つ

た。此の男は素より一介の武辨で、民政方面の手腕は全く缺けてゐたから、無茶ばかりやつて頗る人心の離口を招いた。天正十八年には芳養の泊城を田邊の八王子山に移し、日高小松原の九品寺を毀つて城の大広間にしたりした。それで南部川（今の高城村あたり）の土民等杉若氏の苛政を憤つて、眞先に一揆を起したが惨敗に終つた。

7. 慶長七年の山地一揆

枚若越後の守が田辺八王子城にあつて紀南を鎮するや、その臣平田喜兵衛なるものを山地代官として派遣した。山地は即ち今の山路である。喜兵衛はもと卑賤の出、加ふるに倨傲貧婪の質で、頗る民心を失つた。一日古久保太郎右衛門の家に伊勢講の会あり喜兵衛も之に臨んだ。宴酣にして某々両三賛酔に乗じて喜兵衛を面罵した。そこで喜兵衛は憤然刀を提げて起ち、西村弥助なるもの棒を執つて之に向ふ。会衆悉く起ち乱斗久しうして喜兵衛は遂に素の処に殪れた。事ここに至つては重立つたものはどうせ罪を免れることは出来ぬ、とすれば行く所まで行かう、トコトンまでやらう、寧ろこの場合當方から大擧して田辺城に押し寄せ、事のこゝに至つた由来を説明し、然る後潔く死なうではないかと評議一決、慶長三年九月中旬鶴ヶ城の四天王の一人であつた小川與市を押立てゝ総師とし、相率ひて南部川本誓寺に拠り（即ち今の清川村輕井川の禪刹を本陣としたのだ）進んで田辺城を襲はうとした時に、越後守は不在で城下震駭・人心恟々といふ有様であつた。留守の士大澤十郎・江尻佐右衛門・片山三内等相議して郷士を徵收した。是に於て集る者、芳養よりは脇田九郎兵衛・芝十助・原田長太夫・瀬戸善兵衛・楠本太郎右衛門・細野惣兵衛、南部よりは上芝六郎・芝七助・榎本弥助・国村久助・玉置弥助、秋津よりは目良一黨・愛洲外記・同関助・田中三吉、都合三百余人。一木峠（秋津川・上芳養境）を超えて深谷に進む。與市等の方は輕井川より上り棚を扇坂に樹てゝ以て待ち、弓銃互に発し大いに鬪ふ。之を久しうして脇田・愛洲・目良等刀を抜いて邁往した。與市は「山地一揆覺書」に所謂

草場にかけし露の身いつ落すべき命ぞとかき、染の手拭はちまきにして、さめさやの刀十文字に指し小高き所に立ちあがり、云い甲斐無き奴原かな。汝等爲にはあつぱれの敵ぞ切死にせよと云捨て、大勢の中へ割つて入、さすが名を得し剛の者なれば熊の荒たる風情にて、切先より火煙を出し今を最期の合戦

ぞと進みつ引きつしば戦ふ。松の木陰にさつと引き息をつき休みしが、深手うす手十二ヶ所迄手負う。今は是までなりと腹切らんとせし所へ、田中三吉折合二打三打うつかと見えしが終に首を取る。切先につらぬき高く指上げ、一揆の大將與市をば田中三吉討捕ったりと高らかにのゝしりければ、一揆の輩我先にと右往左往に落行、軽井川にひかへける所をそこをも追払山路の郷辺追詰、將墓倒の如く切ふせ首八拾余捕りたりける。其の後霜月中旬の頃越後守大勢をつかはし、在々に放火し七十四人生捕り、百姓ばらがいましめとて、牛鼻に鼻首してぞ置かれける。

は聊か誇張の嫌もあるが、兎に角與市は名門の身を以て一揆の犠牲となつたのである。此の「覺書」は無論征服者側のもので、山路側の記録はまだ見ないから、事の真相は之だけで判定する訳にはゆかぬのである。併し杵若氏の苛政に憤激して起つた騒動であるといふことだけは云へる。此の頃の日高代官は佐竹伊賀守（眞宗の篤信家で今の御坊の地を開いた人として名高い）といふ人で、此の人も鎮定に出掛けたらしく、其の覺書に

一、日高郡山地の百姓一揆を起し候時 大納言殿御人数にて一揆うち御果し候 其の時も我等手前へ首

四つ取申候 桑山法印手前へ首六つとり申され候事

とある。大納言とは大和の大納言羽柴秀長を指したものであるが、実は秀長は此の時薨じ（其甥秀俊封を襲いて之も幾許もなく卒し）てゐたが、其の重臣桑山重晴が依然若山城代として、紀伊の国務を撰行してゐたのである。

8. 慶長二十年の日高一揆

慶長十九年の冬豊臣秀頼大阪城に拠つて兵を擧げ、亡父太閤の遺業を復せんと圖るや、前將軍家康即ち旗下の諸士を警め、大いに譜代及外様大名の兵を召し、將軍秀忠と相師ひ道を東海東山の両道に分つて進み攻めた。之が大阪冬の役である。紀伊の国主浅野長晟は家康の女婿でもあり、直様兵を率ゐて若山より進發したので、国内の守備はやゝ薄らいだ。此の虚に乗じて蜂起したのが熊野の北山一揆であるが、熊野ばかりではない紀伊全国に亘つてざわつき始めた。併し冬の陣はさう長びかなかつたので、紀州でも相次いで暴動を起す余裕がなかつた。次いで翌二十年（即ち元和元年四月）夏の役起るや、大野春長人を遣わし金を散じて味方を募つたら、所在に一揆の蜂起を見た。浅野家文書「紀伊国一揆成敗村数覺書」に

日高郡

慶長二十年四月二十九日一揆起

- 一、高 千七百七十四石 高家村
- 一、高 六百八十二石七斗 小中村
- 一、高 五百八十五石六斗 小池村
- 一、高 千六百六十石 志賀村
- 一、高 千七十五石六斗 財部村

日高郡合 五千七百七十七石六斗

(付 箋) 日高郡成敗人数 二百五拾式人

紀伊国

都合一万三千九百八十五石三斗九升

(付 箋) 都合成敗人数 八百六人

慶長二十年六月十日

とある。當時日高にあつては、高家村の住人西村孫四郎・小池村の住人寺井孫次右衛門・志賀村の住人中村三郎兵衛・財部村の住人財部兵衛(前の覺書参照)などいふ上郷の土豪は引矢執る身の今こそ起つて大坂方に與し、大いに家名を擧げばやと燃ゆるが如き功名心に驅られて、遂に湊惣右衛門(これは今の名田村大字上野の産で、湯川氏の盛時家老格であつた)なるものを盟主と仰いで奮起したのである。中にも中村三郎兵衛の如きは由緒あつて志賀莊に住するものと数代、志賀五ヶ村の名主として飛ぶ鳥をも落とすような勢であつた。時に同村に畠山政氏なるものあり。三郎兵衛之を語ろうて味方に引き入れようとしたが肯かず、却つて之を苦諫したので、慶長二十年四月二十九日遂に三郎兵衛の襲撃によつて刎首されてしまった。政氏の族は多く此の時に死んだ。三郎兵衛や孫四郎は政氏の首を槍の穂尖に貫いて村々を持廻り、我等に味方せぬものは是れ此の通りと頻りに同勢を驅り集めた。然し形勢は彼等に不利であつた。彼等の計画の熟しない中に、反対派から国主浅野氏に注進櫛の齒を挽くが如く。一方大坂方は前役の大瘡痕によつて所詮寄手に敵することは出来なかつた。此の時日高で三郎兵衛等の一黨に味方しないで飽くまで浅野家に忠勤を抽んでた爲、後になつて重い恩賞に預つたのは、高家村の玉置氏・志賀村の川瀬氏・田尻村の龍田氏等で、就中玉置氏は一揆の状況注進やら鎮定やらに

殊勲があつたので、高家の地三分一を加給せられ、三分一家と通称せられるに至つた。三郎兵衛は曩の首を提げて北行、五月九日の早天名草郡山口迄進んだ処、大阪城既に昨日陥落し、浅野勢はやがて南下してくるだらうと云ふ知らせがあつた（この山口といふのは山口莊里村といふ駅で、一揆の巨頭易井寺内即ち俗にいふ山口喜内の居村であつた）。一同狼狽這々の体で日高へ逃げ販る途中、財部兵衛・寺井孫右衛門等先づ生捕られ、三郎兵衛は船に乗って行方不明、西村孫四郎は原谷村まで遁れ販り刈谷の宮の床下に潜み、隣人の好意で辛くも飢渴を免れてゐた。所が孫四郎の従弟で萩原の何某といふ者、之を偵知して玉置家へ密告に及んだ。是に於て當主與右衛門等馳せて包圍して之を召し捕つた。孫四郎の脇差といふのは稀代の業物で、與右衛門の槍の穂尖半分ほど切落したといふ。またこの事件の一ばん初めに犠牲となつた畠山政氏の裔には、志賀といふ苗字を許され、御鳥見役に取立てられた。政氏の首級とそれを貫いた鎗は一揆の輩が山口まで持つて行つたので、後に同地遍照寺に礼葬し淨円と諡して碑を立てた。それで忌日にはいつも志賀家から同地へ墓参に出掛ける例になつてゐた。張本人三人（財部・寺井・西村は梟首せられた）その梟首の杭といふのが、後世まで島村若野井堰筋大庄屋木下十内の邸前に残つてゐたといふ。

9. 龍祖入国後

南龍公（徳川頼宣）は一代の名君であつた。公は一方では土豪に優遇の実を示して、巧みに操縦しつゝ一方では圀圀の修理なんかをやらせて、地士の跳梁を制するの策に出でた。今の船着村藤野川の圀圀（藩士幽閉所）なども此の頃出来たものである。世の中が段々静まつて秩序が立つて来たからでもあるが、頼宣襲封後には遂に日高には一揆は起らないやうになつた。文政六年の夏早魃で水論処々に起り、紀ノ川筋には農民の暴擧をさへ見るに至つたが、本郡ではそんなこともなかつた（たゞ大庄屋中に何か曰くがあつたと見えて、役御免となつたものがある）ので、藩は本郡百姓の循謹を賞して銀二百五十枚を下賜され、次いで貧民救恤の爲にとて米六百十六石九斗七升を賜つた。

10. 明治二年の南日高の小訃

明治二年に至って南部川奥に一問題が起つた。湯川退軒翁の田辺史にいふ。

明治二年の冬南部川高井村に一小訃あり。二三の村民庄屋の爲す所に疑あり。出納帳簿の査閲を希ふ。庄屋言を左右に托して背ぜず却つて瀾縫を事とす。大庄屋爲に庄屋を庇護し、庄屋の爲す所に不正なしと称す。村民遂に蜂起し事態容易ならず。有司間に居つて調停し、庄屋をして費消金の幾分を代償せしむるの条件を以て事落着す（蓋し初め庄屋の言曖昧なりし爲遂にこの騷擾を來し、百姓等費す処尠からず、仍つて調停者は庄屋に諭し若干金を出さしめしなり）。尋で切目組古井村にも亦一獄を發す。有志某その原告の頑強なるもの儀助を執へて獄に下す。農民頗る畏怖の色あり、調停者遂に若干金を庄屋に出さしめて熄む。隣村脇の谷にも亦起こる。此の時に當りて藩務大いに改革し、民に臨むの新政も稍面目を改めんとす。罷職士族の不平を抱くもの、之を妬むの情なき能はず。陰に村民を嚇して莊屋を脅さしめ、其の獲たる幾分を以て己が経画を助けしめんと約せしなり。是より甲某鎮定を圖らんとすれば、乙某攪乱を事とし隣近の諸村亦皆多少の粉紘あり。切目・南部郷令山口小十郎建言して云ふ、迂延斯の如くして日を亘らば百零八村皆爭乱の衛とならん、如かじ藩兵一小隊を以て直に之を鎮圧せしめ、抗言するものあらば情愍むべきも、其の一・二人を砲殺せば余は抗する能はずして熄まんと有司決する能はず。居ること数旬各村動くこと山口氏の科りし所の如し。田辺以東の諸村殊に甚し。

と。高井村と云ふのは誤記である（高野か土井かどちらかであろう）が、原本にそうであるから、姑くそのまゝに引用したのである。其の後地租改正問題では随分騒いだ（縣下各地とも）ものだが、日高では一揆が起るといふ所まで行かなかつた。然し明治九年七月郡村耕宅地價査定を完了し、之を地租改事務局に報告するに當り縣下一千二百四ヶ村の内、其の改正を甘受承服しないもの三十三箇村で、就中本郡に二十二ヶ村あつた。即ち

野島・楠井・津井・山口・島田・印南原・丹生・松原・崎ノ原・神ノ川・小原・高串・田ノ垣内・脇ノ谷・皆瀬川・南谷・明神川・名屋・土生・若野・入野

がそれである。随分日高の人間は小むづかしいことをいふとて、其の筋の役人を手古摺らしたといふ。そして明治十二年日高郡役所開庁の後までも尚問題が残つてゐて、今の上山路村殿原の如きは、明治十四年地租・地價割税・備荒貯金の同盟滞納までして、地價修正の願意を貫徹しようとした。それで同地出身の枚谷郡書記（靜一郎氏）等が出張して百方論ずる所あり、納税だけは制規通りに済ませたとある。併し地租改正當時の地價は實際高すぎたらしい。

11. 明治十四年の小作争議

明治十四年の郡史にこんな記事がある。

本郡小作米減却の粉紘あり、この事たるや昨年中に萌起し本年一月に至り、吉田村・土生村三ヶ村下作人総代をして、小作米減却を地主に説論せられんことを、屢々出願すと雖も固より干渉すべき理由なきを懇到説論せり。然るに尚再三出願する所あり、其の勢熾にして各村に波及し、其状況平穩ならざるに於て該事件処分稟請の爲、郡書記森介一を出縣せしむ。後四月に至り吉田村外十三ヶ村小作総代より、更に本縣に嘆願する所あらんとし願書を出せり。時に十四ヶ村の内吉田村外四ヶ村盟約を脱し、総代の印を取消すを乞ふを以て、更に残る九ヶ村連署の願書を本縣に進達すと雖も、遂に却下せられたり。爾來其勢尚衰へざりしに、八月に至り仲裁其の人を得、慰論盡刀漸く平和に皈せり。蓋し小作人等近年米價騰貴の故を以て、窃に地主の豊裕なるを羨望し、地主をして大いに小作料を減免せしめんと企てたるものにして、其間演舌者松木某暗に之を誘動し、頗る其の氣焰を増長せしめたりと雖も、或は直接に之を慰解せしめ、或は間接に諷諭し百方之を平和の点に導き、其の非を悔悟せしむるに至れり。抑々小作人には〇〇〇多く、実に頑愚不移の者といふべし。況んや〇〇〇〇の徒あるに於ておや。

と何べん読んで見てもおもしろい。明治十四年と云へば今から四十余年も前だから、實際こんなものだったのだらう。其の後明治二十一年頃また多少変な傾向があったと見え、二十一年二月十八日の「大坂朝日新聞」和歌山通信（十五日発）欄に、次の如き記事を見る。

近頃當縣下日高・有田地方にては、自由平等の主義を拡張すると稱し、過激粗暴の説をなすもの彼是徘徊し、往々小作人及貧民等に説いて、地主若しくは財産家に対し苦情を訴へしめ、又は抵抗を試みしめんとすることあるよしなるが、己に日高地方にては去る明治十二・三年の頃、自由民権を唱ふる松木某とかの誘導により、小作人等多数結合し地主に向ひ種々の要求をなし、遂に一時郡内に騒擾を生じ、大に郡治上に困難を来したることありしが、爾來幸にして平穩に皈し、何事もなく今日に至れる次第なる処、今にして又死灰再熱することあらんには、將來の安寧上頗る顧慮すべき至なれば、當路者は宜しく未だ雨降らざるに戸を綱繆するの覺悟ありたきものなりと、さる有志の語りき。

と、之より先明治十年代には経済介の大恐慌あり、農村に旱害・病虫害あり、さらでだに物質文明の進歩に伴ふ生活難の迫り来るありて、民心の不安は非常なものであった。それでつい色々の説に迷ふたのであるが、一揆の起るほどでもなかった。そこへ明治二十一年の暴風・二十年の洪水と続けざまに、古今未曾有の天災に遭ひ爲に、民力疲弊・人心萎靡惨害の甚だがり

し。日高上流地方の如きにあつては、人をして自暴自棄遊随放縱に陥らしめ、陰でこそくゝと悪いことをするやうな風が起つた。

(完)

二、紀南莊村遺聞

(本稿は大正十二年二月頃より四月半頃まで四九回に亘り連載さる)

1. 日高御坊の本尊

本願寺日高別院は、小松原城主湯川氏の氏寺として建つた寺だけあつて、其の本尊も普通の眞宗の寺院に見る所の本尊とは、大に趣を異にせる由緒を有する。傳なる所によれば、後奈良天皇の天文元年細川・三好両氏の確執に當り、直春の父直光といふが細川方として河内に出陣し、奮戦数日大敗の余本願寺に遁げ込み法主證如に縋つた。所が證如もさるもの大いに直光に同情し、三十騎を附して直光の飯国を護衛せしめた。之に對する報謝の意味で、天文九年直光は小池莊吉原浦に一字の佛堂を営んだとある。その位置は今の松見寺の地で、規模は表十間・裏十間、境内東西三十八間・南北四十五間、築地高さ八尺、之に巾八間の堀を繞らしてゐたと云ふ。何様堂々たるものであつたに違ひない。時に直光靈夢に感じ、有田郡星尾神光寺の阿弥陀像を迎へて此の寺に安置し、僧了賢をして暫く勤役せしめた。直光一日肅然として次子信春に告げて曰く、「乱世の常我等死時死処を知るべからず、祖先の冥福を祈るもの畢ひに之なきを憾とす。幸ひ吾等随喜の淨土眞宗は蕃妻狹子の宗風を有す。汝宜しく入道して一族の菩提を弔ふべし。斯くの如くんば吾が正統絶ゆるとも、汝が子弟相繼いで此の寺に往し、本山を崇め湯川一門の靈を慰むべし」と。信春乃ち剃髮して唯可(後祐存と改む)と号した。斯くして當寺は湯川家の菩提寺となつた。それが後に本願寺別院となるまでには多少の曲折を経る訳であるが、それはそれとして問題は此の寺の本尊阿彌陀佛像である。寺傳には直光靈夢に感じて在田より迎へたとあるが、そこがそれ寺傳の寺傳たる所で、之は正しく湯川氏がその領内であつた在田の星尾から強奪して来たものである。さればこそ天正十三年湯川家歿落の時、藺浦の住人岩崎円宗なるもの、此の本尊を奉じて熊野に奔り、翌年戰塵収まつて後飯還(吉原坊舎は兵火に罹

って焼失してゐたので、菌浦椿原（今の淨国寺のところ）へ假堂を営興した所、神光寺から突如此の本尊を奪ひに來たのである。蓋し湯川家退転までは流石に星尾側でも領主の威光を憚り、恨みを呑んで時機を窺つてゐたものだが、今や時來ると斯くは取返しに來たものである。御坊側では財部村の篤信家糸田久左衛門が、敢然と之を取戻そうと在田に突入し、首尾よく目を達して所謂阿弥陀背に負ふて鹿ヶ瀬まで戻つて來た。其の坂を登る時後から彼を呼ぶものがある、觀れば一矢流星の如く彼を目がけて飛んで來る。突嗟胸を覆へば不思議や彼の胸に何等の傷もない。疾駆して坊舎に販り本尊を壇上に安ずれば畏し、長矢御胸深く立つてゐた。矢痕歴々今も仰ぐことが出来る。久左衛門の裔には如上の功によつて、年々別院から鏡餅を贈ることになつた。

2. 梅田明神の神体

佛像や神体を外から奪掠して來た例は他にもある。今小竹八幡へ合祀されてゐる、島の春日神社（農林孝校の敷地にあつた）についてこんな話がある。今の野口辺は京都近衛家の采地であつた（といふことは建仁元年の熊野御幸記を読んで見るとそうかと思はれる節もないではないが、私は此の事を疑問としてゐる）縁故から、下野口の神森に春日大明神を勧請した。これが日高郷での春日の本社だといふ。島村もその氏下であつた所、後世隣村と喧嘩が起り遂に本社の御神体を奪い來つて字梅田に勧請した。此の時岩内は駒犬を・上野口は幣を持ち販りて、それぐ春日社を造営し、下野口は後れて何物も得ず、遂に太子山に聖徳社を祀り氏神としたといふ。聖徳太子を神として祀つた所は他に例がない。それら眞妻山麓各所に鎮座の眞妻神社（松原にもあり・田垣内にもあり・上洞にもあり・ホクソ川にもあつた）も元は、眞妻峰頂にあり佛家の説に、此の明神は伊勢の丹生から鳶に乗つて眞妻峰に影向ありしを、峰に鎮め祭つたとある。所がこれも氏下の争から、神体を奪い合つて山麓各所へ分祀したものであるといふ。次に八幡社として種々の意味に於て名高い東岩代の八幡社に就いて、紀伊續風土記には『「村端にあり藤の森といふ一村の氏神なり、祭礼八月十四日夜」といふ』とある。之に曰くがある。暁の神事といつて祭典の一部を、夜の未だ明けやらぬうちに執行する例は他にいくらでもある。

が、此処のは里傳によると、初め切目村の何処やらから夜陰に乗じて神体を盗んできた。其の故例によつて所謂闇祭をこっそり執行するのだといふ（併し今は白晝にやつてゐるらしい）。けれども村誌にはなか／＼そんな事を書いてゐない。次には宝物を取つて来た例であるが、愛徳山縁起記（川上村阿田木社の縁起で、元弘四年云々の奥書があり、無論神佛習合以後佛徒の作爲する所であるが、熊野三山に関する資料として重視されてゐる）に、天徳二年十一月二日仁定聖人が、片道七日の道を一日に熊野新宮の宝殿に到り、證書一通と鈴十具を取つて戻つて来たとある。いか様えらい法主であつたに違いないが、どうしてそんなことをやつたかと云ふに、勿体なくも権現の御託宣によつてじゃとある。此の證書は後世紛失し、鈴も徳川季世までは六口だけ残つてゐたが、今はすっかり亡失してしまつたらしい。

3. 御坊の神社勸請問題

安政四年御坊村（今の大字御坊）に、神社創立問題が起こつて一寸もめたことがある。之は當時の御代官所でよほど重大視してゐた問題らしく、詳細なる記録が残つてゐる。それを私がどうして手に入れたかは茲にいふことが出来ぬが、先づ同年十一月大庄屋の添書きで、左の如き願書が御代官宛に出てゐる。

奉願上候口上

一、當御坊に里神二社往古より御座候処 藪小竹宮境内一社預け置 今一社は元又兵衛と申者境内え預置候旨古く申傳へ御座候 然処當御坊傍らに右里神二社往古勸請いたし有之候 宮之旧地森東西十五間南北十四間程にて尤無年貢地にて御座候 右之地面森敷に相成竹之子堀穿候処 古き石の水鉢堀出し 右手水鉢に元和元卯として彫り附御座候 淺野殿の頃にも可有御座候哉 数年相立候事に付古人の申傳のみに御座候 右之手水鉢堀出候事に付 元又兵衛と申者江預置候一社丈け右旧地へ引戻し修覆の上勸請仕度段御願申上度内存に御座候処 往古之事につき右は御役所御帳面に無之趣承知仕候 此段宜敷被仰上旧地並に社の御神体の古き事 御見分被仰付候上御載帳被成下候はゞ村方のもの共一統難有仕合奉存候依之御願奉申上候 以上

安政四年巳十一月

御坊村総代

喜兵衛

瀬戸 又次郎殿

同 村肝煎 多七
同 村庄屋 庄太夫
七兵衛
宇右衛門

右之通願書出候付御達申上候 宜敷御取扱被成下候様仕度奉存候

以上

同月二日

天田組大庄屋

瀬戸 又次郎

木村五郎 太夫様

五郎太夫は即ち御代官で大庄屋からはいつても様付にする。庄屋から大庄屋に対しては殿付の例である。所でこんな問題に対しては（今でも縣まで行くが）御代官の一存で裁許を與へることが出来ないことになってゐるので、五郎太夫は藩の寺社奉行へ進達するに先だち、手代（今の郡書記のやうな役目を関係地へ出張せしめ、審に実情を調査させてゐる。そしてその復命に基づき、意見書を附して藩當局へ進達してゐる）此の時浜ノ瀬總代喜右衛門・茂兵衛等から、手代辻弥七・鈴木永太郎への答申には、御坊は例祭は勿論・神社費負擔も今まで通りつとめるならば浜ノ瀬としては格別差支はないが、こんなことから氏下村々の間に反目が酷くなり、將來の和合を期することが至難であるかとも思ふ。その辺何分宜敷御賢慮を煩したいとある。御坊村からは違った顔觸の總代、喜兵衛・民藏の名を以て「祭礼の儀は客分にて相違無相勤め、尚又諸入用かゝり物之儀も無相違余内可仕」それで早く願意徹する様御取扱を願ふとある。藪浦からは新町甚助・三右衛門・藤右衛門、新藪川伊右衛門・藪田藤市、紀小竹孫三郎の名を以て、頗る皮肉った答申が出てゐる。

其の要に曰く

一、御坊が手水鉢を掘り出したとか何とか云つて、里傳を云々するのは甚だ如何はしい申立であると存

ずる。

- 一、御坊は本来藪の支郷で、往古より八幡の氏下であること明白であるに拘らず、将来客分として相勤めるなど申上げるのは、一向其の意を得ない。
- 一、御坊が何の彼の云ふて、眞面目に祭りに祭りに参加せぬやうになると、香嚴院様御賞美のケホン踊りも廃絶するかも知れぬ。それでは神様にも殿様にも相済まぬ。
- 一、こんな事から氏下が斑々になると、藪浦一村で社費を負担せねばならぬことになる。所が藪は昔から加子米五十石宛勤めてゐるが、近時村勢不賑で浦役だけにでも困窮の折柄、とても村が立ち行かぬ。御坊などは諸役御免で戸口増加し大繁盛してゐる。
- 一、先年も氏下にもつれ合ひがあつて、御勘定奉行衆海野兵左衛門様の御取扱ひで事済みになつたが、其の時の被仰聞書にも祭典は一切旧慣に依るべく、新規なる儀は相成らずとある。
- 一、御坊がそんなことをやり出すと、又々氏下縫合の基になるから藪としては大反対、この儀幾重にも御賢察を願ひたい。

とある。之によつて御代官所では旧社跡や、手水鉢の実地調査も遂げた上、左の如き意見書を藩に差し出した。(大意)

- 一、御坊村は即ち御坊所で元より神社が無いので、神事に臨んでは大層肩身が狭いし、實際他村からは〇〇村などと蔭口を云はれて立腹してゐる。
- 一、そんな行きがかりから、始終藪と反目して居り、祭礼には喧嘩がつき物になつてゐる。既に當年八月の例祭にも喧嘩があつて、未だすっかり仲直りが出来て居らぬ。其の折柄こんなことを願ひ出るのは、多年の宿望とは言ふものゝ、矢張り其所には其所があるのだ。
- 一、御坊所境内往古の社地といふのは、成るほど長さ五十間・横二十間ばかりの荒地になつた所があり、其所に宿祢松といふ松が一本ある。近年でもさう呼んでゐるから、多分御坊所取建て以前の社地であらう。
- 一、又兵衛屋敷に預けてあるといふ一社もあることはある、小つぽけな祠だ。
- 一、発掘の手水鉢には成るほど元和元卯年と彫り付けてあるが、事實昔から彼の社地にあつたものかどうかわからぬ。
- 一、藪村の申分一通り尤と思ふが、御坊村の懇願書を差押へて置いては、同村の不人氣不穩のやうに見えるから、兎に角進達する。

とて御勘定奉行へ内申した所當方には料簡無之、社寺奉行の方へ達せられて然るべしと指令し

て来た。それで寺社奉行へ出した所一ぺんに蹴られてしまった。すべて寺社載帳の儀は容易に取扱ひに及び難く、且つこの度には氏下の縫合もあるとのこと、在田・日高両郡神職共から申出の品も有、之によつて所詮取扱に及難き筋であるといふ指令であつた。

4. 日高酒の声價

徳川時代に於ける紀南人は、明治・大正の人々が海の彼方の大陸へ志すが如く、江戸へ江戸へと志した。そして彼等の関東征服の壯圖は、或は廻船業となり・或は漁業となり・或は商業となり、花々しい実業戦となつて現れた。就中御坊・藤井辺の日高酒は一時すばらしい勢を見せた物だ。一体徳川幕府は米穀を尊重するの主義よりして、全国の造酒高を定め、之を各藩の石高に依じてそれ〴〵造酒高を定め（紀州藩の分は八万八千五百余石）、各藩にては更に藩下各郡の石高に依じて、其の造酒高を定め（日高郡の分五千二百余石）、又一郡幾株と株数を定めて造酒人の数を制限してゐた。各人は其の所持の高に依じて、其の造酒高を定められたが、紀州では高三十石以上の所持者でなければ、営業を許可しない方針であつた。享和三年の株高改帳によれば、日高郡（田辺領を除く）で株高百石以上の者は

| 株高 | 造酒米高 | 村名 | 氏名 |
|-------|------|-----|------|
| 二〇〇石 | 一〇〇石 | 藤井 | 又次郎 |
| 一〇〇〇〃 | 四〇〃 | 全 | 左五兵衛 |
| 六〇〇〃 | 二〇〃 | 小熊 | 岩吉 |
| 一五〇〃 | 五〇〃 | 三百瀬 | 定六 |
| 一五〇〃 | 三五〃 | 松瀬 | 權藏 |
| 二六〇〃 | 九〇〃 | 江川 | 武兵衛 |
| 一三〇〃 | 一三〇〃 | 御坊 | 喜兵衛 |
| 一〇〇〃 | 五〇〃 | 小松原 | 羽右衛門 |
| 一六〇〃 | 二五〃 | 荆木 | 長三郎 |
| 六〇〇〃 | 一六〇〃 | 比井 | 權藏 |
| 一五〇〃 | 三〇〃 | 印南原 | 源次兵衛 |

とある。所が江戸へ酒輸送のことは、天明初年までは年々二千五百樽乃至三千樽であつたが、同六年米價騰貴の結果、幕府は諸国酒造高を平年の三分一に減じさせたが、米高で休株も多く、

江戸輸送のことは甚だ不振に陥った。寛政四年十月公儀から江戸へ酒積を許可したる十一ヶ国内、紀州は六百樽乃至八百樽と定められ、翌年更に九百樽以内とせられたが、日高郡の内

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 御坊村 | 澤潟屋喜兵衛 | 御坊村 | 橋本屋又兵衛 |
| 藪浦 | 伊勢屋善兵衛 | 藤井村 | 瀬戸又次郎 |
| 江川村 | 酒屋武兵衛 | 比井浦 | 西下屋權兵衛 |

の六名に免許せられたが、其積出方法は先づ摂州伊丹へ送り、同地から所謂樽廻船いわゆるで江戸へ送る定めで、伊丹の年行司は各荷主の送状を纏めて、一船一紙に認め之を船頭に附與して、相州浦賀御番所の改を受けさせることになつてゐた。或時灘の酒商某湯崎温泉よりの販途、藤井村の瀬戸氏方に逗留し日高川の水質を檢して、其の造酒に適せるを認め、手づから上方流に試醸した。後之を無名で江戸へ送つた所、灘の美酒「七つ梅」だらうといふ評判を得た。そこで豪膽な瀬戸又次郎は寛政五年某々と協同して、藤井村で江戸積みの酒壹万石醸造の件を出願し許可を得ば、冥加として年々玄米百俵づつ御用米を納入しようといふ条件を附したが、遂に許可を得ず、又次郎は雄圖を懷きながら詮すべもなかつた。同六年諸国酒造高を平年の三分の二に復し、同時に紀伊より江戸積酒量を一千二百石と定められた。そこで従來の九百石は日高郡の内へ、新增加三百石は和歌山城下某々兩人へ許可せられた。其の後此の制限内でやつてゐたが、文化十二・三年頃には、日高と灘の同業者間に何か行違ひがあつたらしく、十二年には僅々大樽(脱字)口口・十三年には五十五樽に過ぎなかつた。其の後天保年間に至り減石令があり、紀州酒は減石中入津禁止となつた。

5. 切支丹僧 松見寺乗円

吉原浦松見寺は本願寺御坊の旧地で、元日高三十六道場の一つとして鳴らしたものが、今は天台宗に属してゐる。現在日高郡には天台宗の寺院として、道成寺・妙樂寺・溪谷寺(三十木)及び當寺の四ヶ寺に過ぎないか、道成寺のことなどは暫く措く。當寺が天台宗に属するに至つたについては、そこに重大なる理由がある。それは一口に云へば全寺住職が、国禁を犯して天主教に皈依したことから、改宗を余儀なくされたのである。抑々天文十八年葡萄牙の宣教師ザヴィエルなるもの、臥フツ亜アから日本の一少年を伴ふて鹿児島に來り。国主島津氏の許を得て弘通

を圖つたのが、日本に於ける天主教傳道の最初だと云はれてゐるが、その後九州から中国・近畿・東海・東山の各地を経て、非常な勢で日本全国に広まった。そして紀州へも無論這入つて来てゐた。織田氏から豊臣氏を経て、徳川氏に至りだん／＼弊を認めて、禁を嚴にしたが、一方で通稱貿易を奨励してゐたため之を拒絶したため、之を禁絶するといふことはよ程困難であつた。斯かる折柄三代將軍家光の時、寛永十二年突として日高に切支丹宗問題が起こつた。吉原浦眞宗松見寺住寺乗圓なるもの（文祿三年就職・寛永十二年まで四十二年間勤続）が、佛教徒でありながら、内々而も熱烈に切支丹宗を信仰してゐることが發覺したのである。さあ大變乗圓は正に其の筋へ召捕らるべき運命の下にあつたが、松見寺の檀徒一統から極力歎訴し、私共で引受けるからどうか穩便に済して呉れるやうにと哀願の結果、姑く処分を保留せられ、乃ち寺は天台宗和歌浦雲蓋院末となつた。雲蓋院といふのは天海僧正の創立した東照宮の別當寺であつて、候家とは密接の關係があり、松見寺は即ち其の嚴重なる監視の下に置かれたのである。乗圓はそれから十九年間存命、承應二年巳年九十一歳で死んだ。同寺の天台に改宗のことは、寺誌には承應年間とあるが、理由は少しもわからなかつたが、私には妙に解せぬ節が多かつた所へ、近年田端家の記録や文書を涉獵する機会を得、高家西円寺の旧記と対照して端なくも、如上の事實をつかみ得たのである。因みにいふ吉原浦閑壽寺（今は廢寺）の開基も、僧乗円（湯川桑之丞晴復）となつてゐるが、之は松見寺の乗圓とは同名の異人らしい。同人にしてはどうも年代が合はぬ。

6. 日高医界の先覺 羽山大學

日高刀圭界の先覺者塩路嚴穂先生の談に曰く「回觀すれば嘉永三戌年蘭医門尼規氏が、牛痘を携へて長崎に來たり幕府に傳へた。其の翌四年には和歌山藩に傳來したので、私の父秀庵の師田宮秀伯といふ人から、豫ての打合はせに基づき私（幼名熊二郎時に四歳）に接種してやらうと、父の許へ通知があつた。此の秀伯といふ人は安藤家の侍医で、祿百石を頂戴してゐた。実は本郡高家村野田家の出身で、吾が父秀庵の叔父に當る。故に父は其の門に幸んだのである。その關係から通知してきたので、大いに喜んで小池佐助といふ素人力士に負はれ、父と共に和

歌山に上り、田宮家で私の両腕上膊に種痘を受け販郷した。其の結果は善感で七十余年後の今日尚其の痕跡歴然たりだ。それで父は其の痘苗を知己・親戚・其の他の希望者に接種するとともに、刎頸の友であった塩屋の羽山大孝君にも分譲した。大孝君は非常に喜んで、牛痘の鴻益を宣傳すべくパンフレットを公刊し、表題には牛痘天神が牛の背に乗り、長鎗を以て痘鬼を突き殺す所を描き、賛として

露霜に枯れん千草も今よりは

緑ながらに春にあはんかも

といふ瀨見善水翁の詠を掲げ、種痘の後万々一天行痘に罹るやうなことがあつたら、慰問として金何円・米何斗を贈與するといふ条件まで附して、大いに世に牛痘の有益無害なることを呼号したものだ。故本縣下でも日高郡は他郡に比し種痘が早く行はれ、嘉永四年に於ける私が其の嚆矢で、今から七十余年前のことである。然して當時大孝君が別に誰の觀誘をも強制をも受けたといふ訳でなく、自ら進んで世の爲・道の爲に大声疾呼、極力傳播に努められたことは感謝に堪へない。明治八年私と大學君の令息直紀君とが、和歌山医幸校で種痘術受験の際、各種論題の内右の一節を記入したことを記憶してある。云々

右の談中に見ゆる羽山大學とは、明治初年に於ける塩屋の名医、幼名芳之助・通称は維碩^{みせき}・大學は其の号である。或はいふ大學といふ号は、學が深く搏い所から誰いふとなく言ひ出した敬称であつたのだと。當主芳樹氏は其の令孫である。維碩は文化五年六月十四日を以て、羽山家の郷里である印南原に生れた。長じて医を京に幸び、刻苦数年販来（天保五年頃）塩屋村に開業した。爾後刀圭介の新人として声名南紀を風靡したのであつた。

維碩は医師として傑出してゐたのみならず、夙に国史・古典を究明し、和漢の学をも兼ねてゐた。その筆録の現存するもの[□]惑夢雜誌百十四冊あり、稀代の珍籍である。其の他杏花園雜誌と題する隨筆中にも、維碩の才操と抱負を窺ふに足るものがある。

尊大人様には^{□□}被遊候事と奉恐察候次に早春御咄[□]申上置候日耳曼名医兩三人渡来に付乍晩孝爲国家盡力仕名医治療目撃仕度心中に御座候得共老年之加多病万事不任心乍不肖悻共なりとも一ヶ年程右治療風目撃爲相孝度東京府へ修行爲仕度幸久保翁介は東京在府に付心事不殘申

遺候処當二月十日発の報告同十八日到着仕候処文部省法則甚六ヶ敷容易に入幸難出来候得共種々周旋致呉可也に入省も出来候姿に相成尚確定致候はゞ早々報告致呉候様申来候二付拙叟も大病中殊に費用等にも恐縮仕居得共爲国家憤発仕且つ此の奇遇不天時に御座候に付報告次第直様発足爲致候云々

前略加之東京府より女子十六歳を頭とし、九歳迄の幼女アメリカへ修業に洋行云々。且諸侯にても曩に阿波候夫婦洋行、次で加賀候子息兩人も同様、其他元諸公方にも追々西行の御方有之云々。如此文化相開候はゞ尚文明開化の国と可相成とと相樂居申候。もはや如斯相開候上は士族廃止に相成、或は左幕之輩有之とも国乱は無之事と覺悟致居候云々。幼女すら爲孝門洋行仕候世の中に候例明日の命なくとも憤発致度奉存候。夫に我一小国の避地に生まれ、洋孝はさて置東京さへも不知事実ははづかしき事に御座候。云々

（前略）今般国漢孝御廢止に相成候由謹承仕驚愕之外無御座云々。我御皇国の如斯相成候事、其原因は我輩素より非知処候得共残念至極に御座候。

以上何れも書翰の草稿であるが、年月日及宛先不明であるが、何れにして明治維新前後澎湃として寄せ来る西欧の新思潮に対し、憧憬念己み難かしし一面に於いて、尚古の志に富んでゐたことがわかるのである。村老の談に維碩は国孝古道に造詣の深かつただけあつて、神祇崇敬の志殊に篤く、毎朝未明必ず産土神（塩屋王子神社）に詣で、拝詞を奏し、飯来更に宅神拝を行ふを例としてゐた。或時（明治六年の事）神社整理に伴ひ、社格制定守札を氏子に授與することゝなつたが、時の北塩屋村庄屋岡本嘉助は森岡との或関係上、北塩屋村が森岡武塔天神（今の須佐神社が）を産土神とすべきことを主張し、同社から守札を受けようとしたが、維碩悲憤惜く所を知らず、円満寺で氏子の総集会あるや、激論夜を徹して完膚なきまでに嘉助の主張を可駁撃すると共に、氏子に対し詳細塩屋王子の由緒を説示する所あり。衆議遂に維碩の主張を可とし村社の資格を得ると共に、塩屋王子社から守札を受けることになつた。是れ実に大學の殊功で氏子一同今に至りて深く徳とする所。遺業としては賣薬業がある。有効な諸方を頒つて済

み、世の爲に貢献せる業績は茲に贅するまでもあるまい。

7. 紀州ネルの始祖 瀬戸十助

日高出身で郷里の日高では割合に名高くないが、紀州ネルの創業及改良者としては、実に一代の人物であった。瀬戸十助の事蹟は中等孝校の国語讀本などにも現れてゐるが、茲に少しく詳細に紹介することにしよう。十助は天保七年六月二十三日藤井村に生れた。父を忠蔵と云い十助は其の二男であつた。十二歳の時和歌山に出で、北町岩橋藤蔵といふ質屋に丁稚奉公に住みこんだ。それから謹苦精勵二十年一日の如く暇あれば書を讀み、又自用の草履をつくるのみならず、食前必ず合掌して父祖の靈を遙拝するを例としてゐたから、主人の藤蔵は深く其の器を愛し、抽んでゝ自家の継嗣たらしめようとした。然し十助が固辭したので、其実現をみないで止んだ。四十二歳の特別家して北町に紋羽商を営み、間もなく和歌山商工会所手代となつた。之より先三十歳頃から鋭意紀州ネルの創案及改良を企てた。「紀州ネル誌」の著者は云ふ

紀州ネルの創始といふことゝ和歌山藩兵とは深い因縁を持つてゐる。甫め紀州候が洋式の兵制を採るに當つて、之が被服として紋羽織を用ひたが、其の質弱くして實用に適しない所から小倉織を採用した。之が動機となつて刈谷三七といふ人、これに改良を加へ軍隊用の襦シヤツ衣を製せんと試みたが、當時衛戍の畠山義信・縫裁職宮本政右衛門・和歌山商工所手代瀬戸十助の諸氏も亦原系の選擇・機梯の改造等競ふて研究した結果、明治五年に至つて瀬戸氏は一尺三寸の織布に起毛を施したものを作つて、兵部省へ差出した所大いに賞賛を得て採用せられた。之が即ち紀州ネルの濫觴である。斯くて大阪・熊本の両鎮台及海軍省の御用を受くると同時に、民間にも亦需用せらるゝに至つたが、其の製品は恰も舶來のフランネルによく似てゐる所から、何時誰が言ひそめたともなく、綿フランネルと呼称せられたのである。尤も當時は総て無地もののみであつて、織巾を二尺に改められたのであるが、其の原料糸は撚りのわかい手挽き糸を用ひたもので、毛は立て易いが耐久力に乏しかつたのである。明治八年瀬戸十助氏の勤める商会所は事情があつて解散したが、平松芳次郎氏が代つて其の事業を継いだので、瀬戸氏も亦止つて専ら本業を担当せられた。此の年平松氏は本業を振起せんとして、和歌山縣庁から勸業資金貳万円を借入、内は瀬戸氏をして専ら製織の改良を圖らしめ、外は自ら出でて販路の拡張に勗めたので、一般の需用大に増加するに至つた。此の時に當り孟買綿糸が輸入せられて、原料の供給が潤澤となつたので、縞柄物を製せんと考案するものが出て來た。中にも青山松助氏の雲織と名づけて、経緯共に黑白混紡の糸で織

つたものが製せられて大いに歓迎せられた。斯く當業者も追々に殖へて、明治十五年には製織反數四万六千反に達し一廉カドの物産たる迄に進んだ。」
と、明治三十年九月十八日逝く。同年十一月二日嗣子清次郎に対して、賞勳局總裁大給子爵から賞状に銀盃一箇を添へて下賜せられた。

8. 東谷新池築造者 柏木浅右衛門

荊木（東内原）・上富安・下富安（湯川）三村の地は、溜池が完備してゐない爲に、夙に旱害に苦しんでゐた。荊木の人柏木浅右衛門は一小農の身を以て、奮つて之を除かうとして、先づ土工を実習すべく若山近在に出稼し、池普請・川普請又は家普請等に雇はれ、營々として労働に従事すること年あり。天保八年郷に販り東谷新池築造の計画を説く。里人其の志を壯とするも、事容易でないので皆躊躇の色あり。浅右衛門即ち私財竝に労力を寄付するの外、伊勢参宮太[?]太一万人講を結び、該掛銀の余剩を以て入用を凌がうといふ計画を立てた。即ち

太々一萬人講趣法

一、太々一萬人講掛銀一人前三匁宛

此一ヶ年集高参拾貫目内 九百目参宮十八人

但一部分三人宛 路用一人前五目宛

一貫二百目 御神樂料

一貫二百目 御祓一万本

但一本に付一分二厘宛

二百七十目 御師宿料

但一人前十五匁宛 人数十八人分

小以三貫五百七十目

残而二十六貫四百三十目

此十ヶ年積立高二百六十四貫三百目

とし右講成立調銀までは三ヶ村申合せ他村より借用の筈で三ヶ村百姓總代

荊木村 角太夫

上富安村 太郎兵衛

下富安村 喜兵衛

名議を以て其筋に出願する所あり、天保八年酉三月在方役人伏見伴右衛門・白井久藏・宮本龜之助出張見積大様

堤 長 七十六間

樋 長 二十間

高 四間

天 平 三間

水満水坪 一万九千二百坪

掛 町 百四十八町一遍三分餘

入用銀高 三十四貫八百四十匁二分

此人夫一万七千四百二十一人一分

但一人に付米一升 米値段石二百匁替

銀七十四匁八分六厘本兄御入用

とあつた。斯くして工事に着手したが、浅右衛門は辛勞の余病を発し、遂に天保九年四月十八日を以て逝き、後人頭取たるものがない。依つて已むを得ず三ヶ村庄屋を頭取として、両大庄屋 天田組 瀬戸 又次郎

入山組 田端 喜三兵衛

を講元世話役として本事業を継続し、頼母子興行やら何やら色々な方法で、幾多の曲折を経て全く出来上つたのは天保十二年であつた。全年四月浅右衛門の遺児きよに對し金十五兩を、更に十月白銀五枚を下賜せられ、篤く浅右衛門の功を賞せられた。明治四十年四月十八日七十回忌の佛事を営むを機とし、三箇大字の発起を以て円福寺境内に旌功碑を建てた。

9. 明治十六年の大旱と野口村

中村政市の手記に曰く

「明治十六年夏雨降らざること六十五日、日高川の水大いに減じ灌漑の困難言ふべからず。和佐・入野・松瀬・玄子・早藤は日高川に水車を架設して、河水を汲み上げ水田に灌漑するを以て、下流益々減水し、井堰懸りの野口村は困惑殊に甚だしく、小熊へ徒渉し得るに至る。九月上旬村民相議して遂に非常

手段をとるに決し、同月十日を期し男子総出にて、各々鎌・熊手を携へ腰辨當にて、川浚へと称し上流の水車及び堰掛りを悉く切り流すに至る。と」

郡誌には斯うある（明治十六年）。本郡の農況たる春来平順植物の生長に敢て異状なかりしが、挿秧期に際し降雨なきが爲用水に乏しく、多くは池水を以て用に充てたり。爾来絶えて雨なく旱魃益々虐をなし盛暑焼くが如く、八月より九月の交は最も甚だしく、既に溜池は傾盡し川流は枯渴し、田面亀甲白裂の状を呈し稲毛の萎凋、或は乾涸に属するもの続々増加す。又水利不便の地に至りては、飲水に缺亡するもの斟からず。故に被害村々に於ては日夜水引きに奔走し、或は夜々火を山上に点じ雨を乞ふ等人氣掏々たり。就中八月三十日山口村と印南浦・九月六日野口村と和佐・松瀬・若野・入野・玄子五ヶ村の間に水論惹起し、一時やからざりし景況に至りしも、山口・印南は警官・郡吏、野口・和佐四ヶ村の論所へは郡吏出張、直に説論せしを以て、何れも事遂に和解せしが實に一般の惨状云ふ可からず。然り而うしてたま／＼九月十三日の潤雨によりて、稍其の災厄を免れ人心頓に平穩に飯し、稲毛の蘇生するも尠からず。今その旱害を擧ぐれば大凡七十五ヶ村にして、其の他山田及畑は八九ヶ村の他、悉く災害を被れり。而してたまたま水利十分なる村にありては、未曾有の豊熟を得たりと云ふ（町村制施行前だから、村といふは今の大字のことである）。

と、然りして之に對する官の救済説を見るに、
旱害の爲自活する能はざる七十ヶ村千六百二十四戸（七十歳以下十二歳以上五千六百六十六人）・（七十歳以上十二歳以下三千七十人）へ食料二千七百五十円五十七銭二厘を支給し、十ヶ村二百八十八人へ種穀料百七十七円四十銭九厘（段別百十八町二反七畝八歩）、反に付き種穀六升・石に付き（二円五十二銭）を給與し、地租を納むる能はざる十四ヶ村へ一万千九百十九円二十七銭三厘（内補助金三千九百七拾参円七銭一厘貸與・七千九百四拾六円二十銭二厘を補助給與せり）

とある。當時世上の本景気は本郡に波及し、商売は金融閉塞して通ぜず、物品を供給せんとするも需要少なく、空しく手を収めて爲す所を知らざるものゝ如し。農家は頻年荐りに天災に遭ひ、其の哀窮名状すべからず。豪農は専ら節約を守り・中農は纔に糊口に勤へ・其の以下に至りては、殆ど力食の途絶へ凍餓旦夕に迫るの状態であり、職工の如きも賃金を廉にするも容易に其の業を得ず。沿海亦漁利無く民心自ら不安なり。たゞ明治十七年採藻の量、近年希有の豊

作多額にのぼり、一部漁村に喜色ありしのみ。斯くば租税の徴収困難にして督促説諭・怠納処分等、收税當局の事務繁劇を極めたり、と云ふのが實際であつたらしい。

10. 陸奥伯と瀬見善水

『爾来御疎濶に罷過申候 時下逐日炎暑に相成候処愈々御清滴珍重奉存候 然は先日家父死去の節は 態々御弔書御遣し被下候上 高詠をも御指越に付早速御靈前に相供へ候事に御座候 存生中は御懇切に被成下候段実に感銘の至に御座候 小生輩に於ても此の上の御交誼奉願候事に御座候 將又此児玉仲兒と申人は 客年粉河乱暴の節は殊の外盡力致候得共 其志遂に徹底不致中に彼暴擧に及候間 一時は縣廳の嫌疑も相招候得共 決して乱暴を唱嘯候様の人物には無之候 漢孝は伊勢の土井門人・英孝も少々出来申候 農家には珍敷人物に御座候 此度飯縣致し候に付 兼て老兄の高名を慕ひ一應拜晤致度との事に御座候 若し相候伺得ば無御覆藏御申間被下度 小生心事も粗同人へ相話申置候儀も有之候間御聞取被下度候 先は右耳 謹言

七月三日

瀬見老兄

宗光

これは明治十年西南の役の最中に、紀州出身元老院幹事陸奥宗光候から、本郡江川に風雲を觀望せる瀬見善水の許へ寄越した手簡で、之を持って来たのは紀川上の怪傑児玉仲兒、随分物騒な話である。抑々陸奥と云ふ人は、紀州藩士伊達千広の男で初め陽之助と云つた。此の千広は嘗て日高に流寓し江川の瀬見家（代々江川組大庄屋を勤め、善水に及んで明治初年日高郡民政局知事となつた）に世話になつてゐた。其遺詠の一は碑に彫りつけられて、今も千曳の岩崖に立つてゐる。

うごきなきわが君が代のためしには

千曳の山ぞひくべかりける

千 廣

かくゑりつけたるは

瀬見 善水

といふのがそれだ。こんな縁故から、瀬見・伊達両家の間には深い交誼があつた。所が千広の

男陽之助（後の宗光は）は維新の際、紀州藩の上司と意見が合はぬので脱藩して土佐に奔り、坂本龍馬・後藤象次郎等の諸豪と交り、又山口に遊び伊藤俊介・井上聞多等の諸傑に依り、與に国時に奔走してゐた。そして元年正月に初めて外国事務局御用係を仰付られ、同六月權判事となり翌二年八月神奈川県知事に任ぜられ、五年二月租稅權頭を兼任し、六年六月租稅上に進み累進して八年十一月元老院幹事となつた。一方善水は明治の初め日高郡民政局知事（藩吏）から縣の九等出仕となつたが、久しからずして出仕差免・雇を以て縣廳へ出勤の事と云ふ辭令で酷い左遷の憂目を見た。それで怏々として樂になつた。折柄陸奥から神奈川縣へ来いと云ふて来たので、六年七月本縣雇を辭して先方へ行き、神奈川縣權大屬に任じ租稅課長を命ぜると云ふ辭令を受けた。居ること約一年で官を罷めて江川の里へ皈つて来た。時に明治七年七月善水は靜に天下の風雲を觀望してゐた。

斯かる所へ宗光の密使兒玉仲兒が密書を持參に及んだ。仲兒は粉河の人、嘉永二年十一月を以て生る。九歳にして高野山に登り孝を修め、十四歳の時同山の孝僧に伴はれて、奥州地方に遊び居ること一年、それから皈郷して農業に従事する事二年。再び出でて伊勢の碩儒土井氏の塾に遊び居ること三年、明治六年上京して慶應義塾に入り卒業の後、大蔵省に出仕し記録局主任となる。久しからずして辭して郷に皈る。九年地租改正問題起こるや奔走幹旋するところあり、一時縣當局の嫌疑により家宅搜索を受くるに至つた。（十二年縣會議員となり、十七年議長に擧げらる。十九年那賀郡長となり二十一年辭職、再び縣會議員となり二十二年衆議院議員となる。）この仲兒が陸奥の密使となり江川へやつて来たのが、明治十年七月であつた。是より先高知縣人林有造・片岡健吉・大江卓等薩長功臣の專制に不平を抱き、六年征韓論に敗れて以來は常に民權自由の説を唱へ、政体の改革を論じてゐたが、十年二月鹿兒島の私幸校黨が櫻島の彈藥を奪ふて兵を擧ぐるや、乃ち相約して私かに之に應じた。たまく陸奥宗光は元老院幹事として京師の行在に供奉し、又功臣等と好まからず窺かに其の機を窺つてゐた。因つて此の事を聞き直に有造・健吉・卓等と謀を通じた。宗光以爲らく土佐人もし兵を擧げたならば吾輩も亦旧和歌山の藩士を糾合して兵を擧げよう。大阪鎮台は今方に兵を九州方面に出してゐる。其の空虚を襲ふて之を取らば、前後官軍を夾撃することが出来る。うまいくと事に托して有藏等と東京に皈り、種々謀議を凝らした。四月中旬政府は宗光を京都に召し、和歌山の義勇兵を

募らしめ、之を戦地に送らうとした。宗光乃ち同志山東直砥（和歌山縣の大書記官か何かを勤めたことのある人）と共に京都に入る。大江卓・岩神昂・川村矯一郎の徒、宗光を擁して密議する所あり。有造は東京に居つて互に機密を知らせ合ひ、暗号電報の往復頻りであった。然るに政府は戦時私信の暗号を用ふる事を禁ずるや、宗光乃ち元老院の暗号を彼等に授け之を使用せしめた。當時彼等の間には上海在住の某外人から、銃砲三千挺を買入れる約束が出来て居つたし、川村矯一郎は當路の大官を暗殺する計画を持つてゐた。然るに六月に至り土佐から薩軍の將桐野利秋の許に遣したる密使が捕縛されてより、政府は急に高知方面の警戒を嚴重にし、卓・有藏等の貯藏せる兵器諸具を押収し、又岩神・川村等の刺客を大阪で捕へた。この恐るべき大陰謀は暴露しかけたが、當時の嫌疑は未だ元老院幹事たる宗光には及ばなかつたのである。そこで善水に宛て、この書面を認めた頃は、彼等の尻が割れかけて形勢頗る非であったが、宗光は平氣を装ふて頻りに第二策・第三策に向つて、其の犀利を眼を光らせてゐたのである。この時この際腹心の児玉を特使として「小生心事も略同人へ相話申置候議も有之云々」は、なかなか味な文句ではある。彼も抑々何を云ふて来たのであらうか。瀬見にしても只ならぬ間柄の陸奥からの密書に対し、何と応酬したのだらう。往事茫茫問はんと欲すれども、其の人皆あらず。：：：。因みに政府は宗光の陰謀を察知したけれども、彼に対しては容易に手を下さなかつた。鹿児島島の城山が陥つたのが十年九月で、翌十一年三月に到り大江卓先づ縛につき、次で同志竹内綱も亦捕へられた。六月拾日宗光出勤して元老院にあり、依然として執務すること平日の如し。此の日遂に拘引さる。途次妹婿中島信之を問ひ後事を托す所あり、同日依願免官となつて直に獄に下されたのであつた。八月貳十日連累者の罪案はすべて定まり、大審院判事玉乃世履の宣告で、林・大江等は禁獄十年に、陸奥は禁獄五年に処せられ、宗光は山形監獄に送られたが、後に宮城監獄に移された。

11. 紀藩の断延

藩治時代藩の一切の経費は、提封内の租税を以て支辨することになつてゐたが、歳出が歳入に超過して如何ともすべからざる場合には、收支の適合を計る爲に種々の手段を講じた。銀札即

ち紙幣を発行し、又貨幣を鑄造するが如きも一策で、場合に依つては借金即ち藩債を起すこともあつた。其の藩債にも凡そ三通り程あつて、公儀御拝借即ち幕府への借上げが一つ、之は無利息年賦返却を常とし、また御拝領とて全然返却に及ばざるもあつた。第二は立用金といつて、領内百姓・町人或は大坂地方の御出入爲替組等の商人から、御立用と称して出金せしめるもので、其の借用期限・利息・返済方法等一様でない。領内からの立用金は多く所持高及財産高に応じ強制に徴収した。而して其の負債多額に及び、返済の見込が立ち難い場合は、即ち断延と称して一切の債務を取り消すことがあつた。紀伊徳川氏第二世光貞から第十世治宝まで屢々行はれ、其の額莫大であつた。先づ云はゞ藩當事者は自分等で散在して置いて、人民に其の尻ぬぐいをさせたのである。季世には全部の断延はなかつたが、返済中止・利息引下等の例は幾らもあつた。断延の結果借用證書が、貸主の長持の底に這入つたなりになつてゐるのを、私は拾通ばかり掘り出して来て、縣誌にも郡誌にも実物の寫眞を添へてある。

借用申銀子之事

合銀拾壹貫七百目也

右之銀爲御用借用申所実正也 但元銀に一ヶ月に九分定之加利息元利共に急度返辨可申者也

寛文拾年戌極月五月

大澤 善右衛門 印

水野 平之丞 印

戸田 敬左衛門 印

日高郡大庄屋中

借用申銀子之事

銀合五貫五百八拾貳匁三分也

右者今度御物入に付爲御用銀日高郡在々より高に応指上候 銀子借用申所実正也年々を以

返済可申者也

元禄拾四年巳極月

木本 文兵衛 印

宇野 重左衛門 印

天田組大庄屋

中村 善次兵衛 殿

表書之通年々に下げ可遣者也

淡輪 新兵衛 印
宮地 幸右衛門 印
有馬 四郎右衛門 印

右（第二）と同文で江川組大庄屋江川平助に宛てたものが、左の通り残ってゐる。みな断延の結果だ。

| | |
|-------|--------|
| 元禄十四年 | 五貫二百匁 |
| 全十五年 | 貳貫四百匁 |
| 全十六年 | 六貫貳百匁 |
| 宝永元年 | 百參拾匁余 |
| 全二年 | 貳貫 百匁余 |

又享保十九年に

| | |
|--------|---------|
| 江川組より | 金六拾貳兩余 |
| 中山中組より | 金四拾八兩余 |
| 天田組より | 金貳百六拾兩余 |

借上げの證書も残ってゐる。紀藩剥民の政も又極れりではないか。右の内貳百六拾兩もやられた天田組と云ふのは、今の御坊町・塩屋村・野口村・湯川村・松原村の殆ど全部に亘り、昔から富力郡中に冠絶してゐたのである。立用金の外に御用金と云つて全然献上してしまふものもあつた。寛文十年には、日高一郡のそれが拾壹貫七百匁で

内 訳

| | |
|---------|--------|
| 参貫百匁 | 善次兵衛組 |
| 貳貫 目 | 勘右衛門組 |
| 八百五拾匁 | 理太夫組 |
| 貳貫參百五拾目 | 五郎左衛門組 |
| 貳貫四百目 | 久太夫組 |

となつてゐる。善次兵衛組は即ち天田組で、彦太郎組は即ち山地組である。そして矢之助組（中山中組）が脱かつてゐる。藩債の一種としては尚御仕入役所よりの借入れ、熊野三山からの借入れもあつた。明治六年の調査によると、紀伊藩の総負債は金百四十五萬余兩、銀八百十九貫余、錢七千二百貫余とある。これらは明治六年三月三日法律第八十二号を以て、或条件の下に政府で引受けることになつた。

紀州藩の社会施設は、見るに足るの時代がないではなかつた。併しやゝもすれば膳立てだけが立派で、施設の徹底を缺くの傾向があつたのみならず、藩當局の無定見無誠意から、随分無理無道を押し通したこともあつた。社会施設の一は済民倉である。こは社倉・賑救倉・豫備倉などとも云つて、安永年間（藩主治貞のとき）熊野地方饑饉にして、救求到らず餓死する者多かりしに鑑み、尾鷲・長島・周参見の三ヶ村に社倉を設け、年々一ヶ所に二百石宛の救米を蓄積し、以て救民の手當にせしに初まるといふ。之より稍後れて本郡でも寛政三亥年各組をして、勸農銀の名の許に麥作の中より取立て、粟及び銀で蓄積し各組に済民倉を設けしめた。同八年からは、在々諸職人・商人よりも運上銀を徴して済民倉に蓄積し、難澁百姓救済の爲或は貸付・或は給與し、其の収支は年々其筋へ報告せしむることゝした。江川組の「済民倉庫物差引帳」によれば、寛政九巳の差引精算等は

粟 五十三石六斗
銀 九百十匁七分九厘

とある。其の據出方法は札数を定め、一札幾何として資力に依じ其の一人宛の札数を定めた。そして支出は

一、貧病にして自給する能はざるものに対する給與。

二、凶作で飯米に困難するものに対する貸與。

であつたが、文化頃には蓄積漸減済民倉は殆ど有名無実になつた。後天保十二年難澁民御救宛て在中御圍米なるものを、藩から下府され各組に分配した。各組では之と略同額の御救宛積添米を村々から據出蓄積したが、同十三年所謂石一銀とて在中高一石に付銀一分宛取立蓄積することが始り、救済の設備が稍面目を改めた。此の時藩は特に愉快して、此の蓄積が御救宛の外

ならずして、絶対に引上げるやうなことはせぬから、安心して貯蓄するやうにと云ふことであつたが、安政元年（嘉永七年）藩財政の窮乏に際し、遂に高圧的態度を以て諸積置銀米一切を、元方金藏へ振込ましめ（即ち引上げを強行し）非常救済を要する場合は、藩として臨機の措置に出づることを怠らざるべしなどと強辨した。是に至り藩自ら社会施設を覆してしまひ、全く信を民間に失ふことゝなつた。窮余とは云へ随分拙いやり方である。其の後萬延元年口六郡の窮民救済の爲一郡五百石の米を下付し、一部を以て救済に充て、一部を以て社倉元米となさしめ、以て社倉の設備を勸奨したと云ふ。併し此の事については本郡の記録には見えて居らぬのみならず、社倉など出来て居らぬ所を見ると、藩の無茶にこりて乗り氣にならなかつたらしい。慶應元年又社倉の設置を奨勵し、組々村高に應じ積立をなさしめようとしたので、天田組大庄屋瀬戸又次郎は御代官松見斧次郎宛、強硬なる反対意見書を提出した。又次郎は藩の施設の變遷を論じて朝令暮改を責め、其の結論に左の如く言つてゐる。

右之通数十年の内に、時々御趣意御改革御座候付内実は乍恐下もく信用不在、尤御引上之節下々人氣を損じ候段分けて申上候得共押而御断申上候へば、私共預り銀米一時に難差出故、私の勝手を以て申立候様万一御疑念之程も、奉恐入候付無據相畏候儀に御座候、然共右は御賢慮之通、永々不易の御法主御立被遊候はゞ誠に難有御儀に付、精々盡力可仕候乍去此節高掛り之儀に付、郡中高掛割賦格外に相嵩、其上去冬以来中国表御役之在夫賃銀割方取計中にて、右費用銀高いか様凌方可仕哉、一同心配申難く罷在候付高掛り之儀は、暫難申出方に奉存候付ては、別段何と歎主法立之儀色々愚案仕候得共、実は下々へ信を失ひ御座候付、業合甚六ヶ敷心痛仕候（下署）

12. 南紀の私娼

紀南に於ける名物の一としての一揆については、本紙新年号に畧述して置いたが、遊女も亦確に名物であつたらしい。遊女が跋扈して公衆衛生上寒心すべき事態を、惹起したことも記録に見えてゐる。神場や龍神の温泉が花柳病に奇効あつて、名高くなつたと云ふことも此の事柄を衰書するものである。無論遊女の出歿したのは熊野街道筋の駅々、即ち一寸都会めいた村落で、土豪士人の家庭も屢々此の徒の爲に乱されたらしい。私は名家の系譜をしらべて屢々思當る節があつた。遊女から良家の主婦となつた実例もあつた。徳川時代には幕府當局が幾度も儉約令

を出して風紀振肅に努め、紀州藩でも鋭意其の「御趣意」徹底に盡力したが、遊女の跋扈はなかく抑止することが困難であつたらしい。所謂地士の倅なども此が爲に嚴咎を蒙つて、恐縮したやうな実例が少くないし、一般百姓・町人で大庄屋から、御叱りを受けた事も少なくなかつたのは記録に見える所である。徳川季世の藤井・小松原あたりは、實際風儀が悪かつたらしい。士人が御咎めを受ける時には大抵

如何敷品位有之趣相聞候付、御糺の上急度可被仰付之処格別之御宵免を以て何々被仰付

などであつた。文化四年の御觸書に

町方にて身賣女を抱置候者 或は賣女体の出會宿致候者有之趣相聞不埒に付向後右体之儀有之候得ば吃度穿鑿の上賣女抱置候者は勿論 右出會宿並賣女共家内不殘非人へ引越させ 長太夫共手下に可申付候条心得違無之様 右之趣町方へは町奉行より相觸候間 在方へも心得違之無様相可觸申事

卯三月

とあり、文久元年四月七組大庄屋連名を以て御代官に陳情せし「内存口上」の一節に、藝妓遊女躰の者堅留置申間敷云々。女子三味線・歌舞等稽古致させ申間敷云々などある。嘉永七年天田組大庄屋から、村々庄屋への達書に曰く

近頃賣女躰之者入込有之趣に相聞へ候 各村内右態之者差置不申様毎々相通候 付ては別条も無之筈に候得共 此節如何之儀相聞候間早々村切に吟味いたし立去らせ可被申候 尚非人番共打廻らせ此上若又心得違隱置候者有之候ば 見及次第急度取扱可致候条 各無油断取締可被致候仍之申遣候 以上

六月二日

瀬戸 又次郎

小松原
財部
島坊
御井
田井
濱之瀬

名 屋
北 塩 屋

右 村 々 庄 屋 中

廻船業の一中心であつた比井の如き、藪の如きは私娼の本場であつたが、由良湾岸糸谷の如きは、未だ其の巢窟とはなつてゐなかつた。糸谷の「古老は曰く、「當部落は嘉永・安政頃より明治初年頃まで戸数僅かに十八、而も其の四分の三は茅屋であつた。其の頃は夏秋入船の多き季節を見込んで、湯淺・比井等より賤業婦の一時的に入込むものはあつたが、船散ずれば随つて散じ、永住するものとはなかつた。」と

13. 熊野村の立会山事件

岩内莊熊野村に古来同莊岩内村及び財部莊島村との三村立會山あり。岩内村が是に立會ふに至りし由來は詳ならず。島村が日高川を渡りて此處に立會山を求めし因由に就いては、怪異なる一傳説あり。其の要

永祿の初年大蛇あり。熊野谷に潜み人畜を害すること屢々なり。全村一郎右衛門の男一之丞なるもの、一日其の妻の里（島村野尻源右衛門方）を訪ふの途次、圖らず毒蛇の害に罹りて歿す。是に其の妻の兄（源右衛門の男源吾）神道者某々、及島村の同志数十人を語らい、永祿十一年八月十五日一舉此の蛇を退治す。

と、是より先源吾等領主玉置氏に乞ふに、事ならば島村へ熊野山（五十町）立會權を得んことを以てす。是に至りて領主賞として黄金拾枚・米三拾俵を給し、且つ熊野山立會權を附與す。湯川氏の晩年富安鳳生寺の僧慈光、熊野村の出なるを以て故村の爲に、熊野山取戻しを謀り、密に直春に請ふ所あり（鳳生寺は蓋し湯川家の菩提寺）。島村村民激昂玉置氏の文書を證として反抗す。直春の臣丸山主計居中調訂し、遂に慈光一代を限り熊野へ返却し、其の代償として島村へは龜山及下富安山の刈込みを許可し事落着する。以上は主として「湯谷山由來記」に拠れるが、「山田莊異聞録」も亦大同小異其の異なるは、湯川氏の時島より熊野へ全然返却しられざるやうの記事あること是也。前者は島側の記録、後者は熊野側の記録なればさもあるべし。若し後記の如く湯川氏時代に全然返付を終れるものとせば、其の後両村に絶て爭論あらざるべき

に、藩政時代両者の出入数次に及び、遂に明治年間に至りて辛うじて解決したるを見れば、『慈光一代を限り』の条件を以て返付したるものなること、事実と認む可きに似たり。今貞享五年七月より翌年正月に至る両者の紛争につき、旧天田村大庄屋の記録に乗ぜん。

批判書寫

一、熊野村の山近年兩度示指新林仕に付、島村・岩内村之者共往古より熊野村へ立柴草刈来候故、新林迷惑仕旨申候 依之双方申分遂吟味候処 熊野村山へ島村・岩内村往古より立相と相聞候之間 前々之通三ヶ村立相可申候惣而松木生立候様可仕段不及言候取分 示之内は松苗生立之由に候 双方より彌致政道小松生立可申候 以上

熊野山出入龜鑑

一、貞享五年辰七月島村・岩内村二ヶ村屋次に熊野山新林刈破に參候事
一、同年右山出入に付島村庄屋・肝煎並百姓之内理右衛門・左次兵衛、和歌山郡奉行所迄罷登候得共右出入に付 而は三ヶ村の百姓不殘其上大庄屋・杖突同道にて不罷登候 而は埒明不申儀寔以大造成儀重而十月御免定之節於日高御聞被成旨郡奉行衆被仰候事
一、岩内村之儀出入発端には島村へ同心にて候へ共 隣在親類等も有之由にて中途にて出入罷退候事
一、同年（元禄と改元）霜月於藺浦郡奉行衆三ヶ村之百姓之口上右出入之品御聞被成互に及對決其上嶋村より直春公之御書並に添状等御目に懸候事
一、元禄二年巳閏正月郡奉行衆於藺浦從公儀御出被成候 御批判書三ヶ村の百姓中へ御読聞被成 右出入古来之通三ヶ村立相に致候山へ木立可申旨被仰付相濟申候 依之里方大庄屋衆三ヶ村之百姓中召熊野山新林・古林之わけ御見分に御越候 則古林野山之境目・堀切等御極被成候事

一、郡奉行衆

三倉 貞右衛門 様

戸塚 右衛門作 様

一、御代官

片桐 武兵衛 殿

一、里方大庄屋衆

中村 善次兵衛 殿

ふれ下 島 熊野

弓倉 理太夫 殿

ふれ下 岩内

糸田 久太夫 殿

塩崎 五郎左衛門 殿

川瀬 勘右衛門 殿

一、右出入に付内談人

理右衛門

清左衛門

三郎兵衛

權右衛門

善左衛門

源太夫

左近右衛門

左兵衛

長太夫

惣左衛門

左兵衛

玄 達

理右衛門

理左兵衛

但年七十有余

右爲後代書記之堅禁他見者也

巳二月

熊野山出入に付取替一札之事

一、熊野村之山近年兩度榜示指新林仕候に付 島村・岩内村之百姓共往古より熊野山へ立芝刈来候故

新林任せ間敷と去辰七月より出入に罷成 大庄屋へ相断候に付右三ヶ村口上書郡奉行様へ上り 依

同年霜月於菌浦右三ヶ村之庄屋・肝煎・百姓共惣中申口一々御吟味被遊候就夫被仰候は 小松を生

立候儀は何方不限急度守立候様年々被仰付候儀にて山野にてかくい掘候儀寔以御法度皆々存知之通

候 併新林を仕三ヶ村大勢之出入に候へば重而若山へ御呼上せ御會所へ御出し可被遊由被仰候 然

者今度郡奉行榛菌浦御越右山之出入公儀御了簡相濟候申にて三ヶ村之者不殘御呼寄御批判書讀聞せ其上御口上にて被成仰付候は御批判書之通近年兩度榜示指新林任候は弥立会に可任候 小松之儀は随分生立候様に互に政道可仕候 以前より之古林を島・岩内之者我儘に刈取不申候様可仕之旨被成仰付候 右之通御了簡相濟候付兩度榜示候新林之儀は 一度榜示を指熊野之内林に候 又一度は去辰正月榜示を指新林に仕候 右兩度之新林立合に仕候様にと此度被仰付候 左様候へば新林古林之わけ境目榜示又出入に罷成 此度大庄屋衆新林古林之わけ御見分に熊野村へ御越に付 三ヶ村の者何も出合出入之場所悉掛御目候事

一、北熊野城山・岩内境より東は寺之東之谷池迄之間熊野村家付之林 之は古林に紛無之候 勿論山之嶺際へ成近爭少林添候様に島・岩内より申立候得共、其のわけけ難見候由大庄屋中御申に付之分古林に成候 然上は自今又林添に付間敷候爲 其林と野山との境目所々に掘切仕永々迄紛無之様相究候事

一、同所池之谷より上は大池之際迄家之後筋は家付山古林に見え渡候 其他に六年以前の 新林境目紛無之見え分申候 是も新林古林掘切仕候家付之外は野山に成申候事

一、同所大池之東山 是は二十ヶ年以前古林にて北塩屋浦安心買山之由 大庄屋中より熊野村へより御断り申候得共松生立下草之様子其のわけ数年之林と難見へ由 大庄屋中御申野山に成申候事

一、同池之東北之谷同大池より南之谷東之尾筋 先年よりの伊勢講林と熊野村より申候得共 是も松木之生立・下草之様子安心山同前に大庄屋衆御申野山に仕候事

一、大池堤下之大谷を限南之中山筋 是は宮山より之続之山嶺を限原之分は古林也 但東之尾崎へ廻候而之境目是も嶺筋東之尾崎へ通此之分は古林之筈 扱右之山南之境目は右嶺筋を掘切 西は柳ヶ谷池之堤切 是は六年以前より林に候場所に究候に付野山に成し申候 夫より下宮迄不殘古林に候事

一、池谷之口東之原 之は山之嶺を限此之分松之生立下木之様子古林に相見候由大庄屋中御申右三ヶ村共に其通申候 右之山南之境目は掘切をいたし候へば 田地へ土はせ込可申と存嶺筋境目所々に穴を掘永々迄紛無之様に石をすへ置候事

一、同谷西之山是は家付之林 松之生立下木之様子古林 但嶺筋爲永々掘切仕候事

一、同所西之山岩内境迄 是は家付之林にては無御座候へ共古林に究申候 但嶺を限是又掘切仕候事

一、右出入此度公儀御批判書之御寫被下候様にと大庄屋中へ願依之寫被下三ヶ村に一通つつ所持仕候

一、右御批判書爲永々紛無之様にと存割符卵形大庄屋中之押印いづれも願紙の端に有之候事

一、右之通新林之わけ三ヶ村庄屋・肝煎・百姓立會大庄屋へ掛御目榜示境内を究申候処実正也 然上は

右之通相違無相違御座候

以上

同 同
岩内村庄屋
惣百姓中

同 同
所肝煎
太郎兵衛門

同 同
所頭百姓
彦兵衛

同 同
竹右衛門
三郎右衛門

同 同
半右衛門
與兵衛

同 同
仁兵衛
中村 善次兵衛

同 同
惣百姓中
弓倉 理太夫

同 同
糸田 久太郎
塩崎 五郎左衛門

同 同
川瀬 勘右衛門

斯くの如くにして古来紛争の種となりし、三村立会山は明治に入り百十一町九反一畝十八歩ありしが、熊野村の有志山添甚大・古谷久三郎等之を同村へ買得して、禍根を除かんと村民に説く所あり。遂に明治二十二年岩内・鳶分を約六百元にて購買し、其の内約二分の一は反金八十錢を以て、村内有志に購はしめ立會の事初めて止む。爾後熊野村にては松・楊・梅の鎌止めを勵行し林相大に整ふ。

14. 御坊の石敢當

『御坊東町箒はいらぬ、大御堂まいりの裾ではく』といふ、其の東町小竹きさ氏邸に地上高さ六尺七分・幅三寸五分の碑がある。其の表に

石 敢 當

の三字が刻されてゐる。之と略同様なのが小松原橋本太次兵衛氏邸にもある。私共の知ってゐ

るのは此の辺で先づ右の二基である。「西遊記」にいふ、『薩州鹿兒島城下町々の行當り、又は辻街ツギガイなどには、必ず其の高さ三・四尺計なる石碑あり石敢當と云ふ文字を彫りつけたり。いかなる故ぞと所の人に問ふに、昔より致し来れることにて、いかなる故といふ事を知らずといふ。後に綴ヅイ畊ケイ録ロクを見しに此の事出でたり。其文に曰 今人家正門・適當巷陌橋の道之街・立一小石將軍・或植の一小石碑口・其上曰石敢當 云々。薩州は日本の極西南にありて唐土に近く、昔は船の往来も自由なり。しかば彼の地にてかやうの事も見及び来りて、此の地に作り置きしにや。又田畠の中に石にて衣冠の像を彫りて据ゑたり。田夫に問へば田の神なりといふ。是も彼の綴ヅイ畊ケイ録ロクに見へたる石將軍の類にして、日本の衣冠の像に作りたるものにや。皆他国にては見ざるものなり。伊勢などにては、石を將棊の駒の形に作りて山神と彫付けて、村里の出口には必ずあり。是も他国には余り見ざるものなり。石敢當は京高辻天満宮の社前にはむかしはありしといひし人あり今はなし。』と此の碑は本来驅邪の目的で道路の行當りに立つるもので、石敢當の三字または、泰山敢當の四字の上に獅子頭の劔を含む状を刻するもあり「桂林漫録」に依ると、薩摩では木碑に墨書せるものもあつたといふ。定法としては「王匣記」に高さ四尺八寸・幅一尺二寸・厚さ四寸・地に入るること八寸とあるが、其の大小必ずしも定つては居らぬ。古くは京都高辻天満宮の境内・上野の安中附近・羽後の秋田等に建てたものもあるそうだが、其の数は甚だ少ひらしい。薩摩辺では是を立つること多く、鹿兒島では街擲ガイエキの辻又は行き當りには必ず建てゝ居つたこと、前記「西遊記」に見えてあるが、台湾特に澎湖島では、今も之を建つることが盛に行はれてゐるといふ。其の由来に就ては是を知るものなく、無意味に行ひ来たつたものらしいが「桂林漫録」には「姓源珠玑」の記事をひいて、石敢當は五代の劉智遠の力士たりしものゝ人名となし、其の生前の事蹟に基き、其像もしくは姓字を刻せるものを路頭に立てゝ、驅邪となすに至つたものだとしてゐる。

15. 旅人宿爭議

紀伊徳川氏は通信運搬機関として、若山・江戸間に七里役所と云ふものを置き、藩内の要地には傳馬所と云ふものを置いてあつた。七里役所は東海道中七里毎の駅に設け、所謂七里之者を

配置して、江戸・若山の双方から毎月五・十の日に発足する公開状・宿継の事を初め、三勤交替の御供から、家中往來の先觸れ・人足の繼立宿泊所の幹旋等を、担任せしめたものであるが、傳馬所は藩内要地三十八ヶ所に置き、各人夫馬匹を用意し官吏の來往・官用荷物の遞送に従事せしめた。日高郡には原谷・小松原・印南・南部の四傳馬所があつて、小松原の如きは十五頭の馬を揃へて居つた。これら傳馬所諸村に対しては、藩は諸種の特典を與へて保護し（例せば二夫米・糠・藁・米一分三厘等の課役を免ぜらる）たのみならず、其の繁榮をはかるために、旅人の間道通行を嚴禁し、置駅諸村に旅客を輻輳せしむべく、傳馬所以外の宿に就くことなからしむ。これ一は他領から胡乱者の入込を防がうといふ警察上の目的にもよる。所が我が小松原は印南と原谷の間にあつて、二線の間道にはさまれてゐる。一線は天田渡船場と萩原の東光寺を直通する捷路で、（大体今の縣道）旅客は動もすれば之に依り、一線は天田渡船場から日高川堤防を溯り、藤井を経て古刹道成寺に詣り、小松原を経由せずして東光寺に向かう迂回路で、迂遠ではあるが道成寺参詣には之が便利である。そこで其の吸引せんとする旅客を、道成寺門前（鐘巻）に奪はれること屢々で、小松原からは宿引きが鐘巻へ出張つて、無理無体に客を引つ張つて來ることもあつて、両者の間争論が絶えなかつた。

又東光寺は小松原・原谷の中間にあつて、動もすれば兩駅に向ふ旅客を喰ひ止め、原谷は特に其の攻撃を蒙ることが大であつた爲、屢々公邊に訴へて自衛の策を取つた。延享二年の藩の御定書によると

街道筋泊りの宿の外脇にて往來の者一切留申間敷云々（旅客はすべて傳馬所へ宿泊せねばならぬといふこと）

とあり、日が暮れて足が痛いとか草臥れたとか、已むを得ぬ事情のものは庄屋どん（今の区長）の吟味を受けた上で、外の所へ一泊することが出来るが、翌朝は直ぐ発足せねばならぬと云ふやふな事や、海道筋の茶屋へは一切旅人を泊めてはならぬなどと極めてあつた。所が文化八年には道成寺門前の茶屋へ、行き暮た足痛の旅人を一宿させた処、小松原の宿引が茶屋で乱暴狼藉の上、其の旅客を否應云はせず小松原へ引張つて來たことがあつた。それが面倒な問題になつて一しきりもめたが、結局双方御叱りで事済となつた。併し翌年また紛議が持上がった。道成寺門前の茶屋が御法度を無視して、何とか彼とか口実を設けては旅人を泊めるものだから、

小松原の宿屋は宿泊客が激減して困った。其れが爲文化八年にも一寸紛議があつたが、翌九年六月二十三日夜小松原の者共が大勢、鐘巻の茶屋覺太夫方へ入り込み乱暴狼藉を極めた。蓋し丹波の国の巡礼十八人が泊り込んだことを知って、之を奪はうとのさわぎである。鐘巻の方では庄屋が出張して懇々諭告したが、なか／＼聞き入れぬので已むなく大庄屋へ急訴した。其処で大庄屋瀬戸左太夫が之を鎮圧すべく同村へ急行すると、大勢の者共は這々の体で小松原さして逃げ販ったが、其の頭取と覺しき藤兵衛・吉兵衛・半兵衛・雲藏の四人が残つて種々抗論し、大庄屋を手古摺らした。一体藩政時代には二人以上が相談して事をなさうとすると、動もすれば徒黨が間敷儀じやと直ぐやられる。藩は之を恐れてゐたのである。所が今度のなどは正しく徒黨が間敷儀で、大庄屋からは早速御代官へ処分方を稟請した。茲に大庄屋が進達した吟味書の一節を抄出する。

(藤兵衛の分)

吟味

小松原村 藤兵衛

一、先月二十三日夜丹波国之順礼男女十八人連鐘巻村覺太夫家え泊有之候処 小松原村之者共大勢右覺太夫家へ罷越及狼藉候趣相聞候 右は旅人止宿之所え罷越かさつ成儀不致様 足痛並行暮之外旅人宿致儀及見候はゞ 右村役人共え及懸合直に入込不申様分て申付有之候処 直に鐘巻村茶屋へ入込 彼是及口論夜中旅人を引出候様成儀 毎々有之趣相聞候に付 役人右村へ入込の処大勢之者共は引取候得共其方並吉兵衛・半兵衛・雲藏等四人相殘 彼是強勢を申慕之段不届千萬に候 其方儀大勢を相かたらひ頭取候者と相聞候 右はいかゞ相心得右体及狼藉候儀に候哉不包有体可申候

右御吟味之趣承知仕候 右は去月二十三日七ツ時過順礼十五人連にて通候付宿取候様申聞候処 右順礼申には 同行十八人之内三人先へ宿取に罷越有之候付泊候儀不相成段断を申候付 鐘巻村に旅人留候儀相成筈に候間是非留り候様申聞候得共 右は鐘巻村にて宿支候節は戻り世話に可預申と申罷越候に付私儀も繞て鐘巻村へ罷越見請候処 右順礼同村覺太夫方に泊有之候付旅人泊候儀不相成筈に候間出立爲致候様にと覺太夫に申候処 同所肝煎衆より指圖を以て止宿爲致儀に付出立爲致候儀は不相成段覺太夫申に付彼是論合之処 同所肝煎衆呼に遣候由にて罷越候て 旅人は此方指圖を以泊遣候儀に候間其通相心得候様被申聞候付左様に足痛にても無之旅人を御指圖にて泊らせ候ては難儀仕候趣私申候処 右肝煎衆より鐘巻村兼帯庄屋衆呼に遣候由にて 被參候に付則右の趣申達候処庄屋衆御了簡に 右は小松原へ成共原谷へ成共罷越候て 止宿致候様被申聞旅人も其心得に相成

候処 俄に表にて口論出来騒動仕候付 庄屋衆より大庄屋御許へ御段申上候由尤私を迎に参候 吉
兵衛・半兵衛・雲藏にも覺太夫内に居候に付 いか様の品にて騒動仕候哉其不奉存候 然処無程大
庄屋衆御越被成小松原役人衆御呼寄せ被成候由にて 早速被参御庄屋衆へ御掛合之上私共引取候様
被申聞候内 最早曉に相成候に付私共儀は其場を引取候儀に御座候て 打擲狼藉杯仕候儀は曾無御
座候得共 村役人衆え及懸合直に入込不申様分て被仰聞御座候処 直に覺太夫方へ入込彼是におよ
び候段不調法迷惑仕候儀に御座候
右御吟味に付申上候段相違無御座候
申七月三日

小松原村

藤兵衛

年廿九歳

以上

右御吟味之節私共相詰藤兵衛申口承知仕候

小松原村庄屋

次郎太夫

以上

同 村肝煎

周藏

以上

右之趣私共立合吟味仕申口書付取揃差上申候

天田村大庄屋代

西左内

江川組大庄屋

瀬戸 佐太夫

本件に対する処分は斯うである

日高郡小松原村

宿屋

藤兵衛

雲藏

吉兵衛

半兵衛

一、其方共鐘巻村茶屋覺太夫方に旅人宿り有之儀を見受け 去月二十三日夜同人宅江村方の者共大勢か
たらい罷越彼是及爭論かさつなる儀も有之候段不埒に候処 又々同月二十八日夜鐘巻村茂右衛門宅
江大勢申合入込前段同様之及仕儀候段 右は御定も有之候処徒黨ケ間敷致方且前々より申聞候 品
有之鐘巻村茶屋共不埒之致方に存候はば其段申出指圖可相受之処 其儀無之直に入込件之及仕儀候
段重々に不届に付屹度可申付筈之処此度は以用捨押込之上過料三百文申付之

一、其方共旅人宿致候儀不相成筈前々より申付有之事候 然に行暮竝に病人杯と申紛し折々旅人宿致候由に付 小松原宿屋共其方共宅に入込及爭論彼是相騒せ候段 元来其方共前々より申付候儀を相背き 前段紛敷宿致候より事発候段甚不埒に付屹度可申付筈候得共 此度は以用捨屹度阿置

右に付御代官水嶋茂兵衛が藩廳へ稟議の処分案には
駅路保護の政策からいへば どうしても鐘巻を押へて小松原を立てゝやらねばならぬが 鐘巻側にも實際同情すべき点もある それは道成寺前の茶店共も客は泊めたいのは勿論だが 旅人にして見ると小松原を通つて道成寺へ詣り 日の暮れにもな草臥くたひれてもあるといふ場合 十八町も戻つて小松原へ泊るよりも 門前茶屋に泊り度いのは無理のない話である 此の辺察してやらねばならぬ そこで御法度を無視して乱暴を働いた小松原側の犠牲として 右四人に右様の処分をし 鐘巻側は急度此位置に止めたい

などである。そして右申渡と共に小松原に対しては、爾今一切宿引に出てはならぬ事、鐘巻に對しては、自今どんな事があつても茶屋へ客を泊めてはならぬ。万已むを得ない場合は村役人の計ひで、百姓の家へ泊める事と云ふ申渡があつた。併し鐘巻の茶屋は矢張り紛敷宿をするといふ事を、小松原側から度々訴へ出るので、御代官所でも捨て置けず屢々大庄屋へ嚴重取締方を令達した。然るに天保九年に至つて道成寺から寺社奉行所（藩庁）へ、直接に門前茶屋へ宿屋營業を公許してやつてほしいと出願した。そこで寺社奉行から御勘定奉行の方へ、然るべく取計つて貰い度いと移牒した。御勘定奉行所では日高御代官所へ諮問した。御代官は大庄屋へ、大庄屋は小松原村庄屋へそれ〴〵意見書を徴した。小松原ではあの道成寺奴がと切齒扼腕、傳馬所不振を理由を眞向にかざして、強硬な反対意見を答申した結果、道成寺の願意は遂に聞届けられなかつた。

* * * * *

原谷と東光寺の間も右と同様の關係にあつた。東光寺の茶屋が旅客を奪ふので、原谷の宿屋並びに駕小揚を以て日稼をするものが、非常に困ると東光寺へ反対運動に出て来るし、大庄屋へ出訴することも屢々であつたが、入山組大庄屋はいつも何とか彼とか其場を繕ふてお茶を濁

すだけで、東光寺へ大目玉を喰はすことを敢てしなかった。それで原谷側はたまりかねて、文化十四年に御勘定奉公まで出訴した。奉行は御代官に命じて機宜の措置をさせた。而も御代官の申渡は、矢張り煮え切らぬもので料簡の品も有、之追而申聞けるからと前提して東光寺茶屋供に対しては御法度に背かぬやう、原谷惣代衆八・三四郎に対しては、東光寺へ御法勵行を申聞けて置いた。

といふだけであつた。東光寺の茶屋が勝手に宿屋を営むことは遂に止まなかつた。

16. 徳川季世の日高の主要産物

『嘉永五年子正月出府之節兼而被仰聞之品有之候故 伊達藤次郎殿御屋敷へ持参御取次へ差上候事』
と附記した文書の控がある。曰く

一、 日高郡重立候産物覺
一、 総系代銀 一ヶ年見詰

凡千百貫目程

京・大阪・美濃送り

此内七百三・四十貫目 元綿代

三百六七十貫目 綿繰打卷

糸紡ちん

但不引合之節は仕切高八百貫目位の事も有之候
年は貳千貫目位之事も有之候由に御座候

亥年

一、 砂糖代銀見詰

江戸送り 凡貳百五十貫目程

但貳千樽之見詰

當年は平素より減作之方に御座候値段は宜敷

方に御座候 多分作候年は四五千樽も出来申候

値段は大体一樽に付九拾目より百目位に御座候

一、蠟燭代金見詰

江戸送り 凡貳三十貫目程

但千五百箱見詰

凡近年江戸積仕来申候 引合之年は貳千箱も
出来候 値段は一箱に付百五十目位に御座候

一、材木

一、薪

一、炭

右は御仕入方御仕出させ候員数難相分候付

商人共に而銀高見詰相分不申候

一、漁銀

右浦々漁銀高月々書上仕御座候

右日高郡にて重立候産物一ヶ年分見詰爲思召申上候

尤値段引合の模様にて増減有之慥成員数は相分不申

候儀に御座候

子正月

日高郡大庄屋共

右は南部・岩代・切目川筋を除いたものであること云ふまでもない。砂糖と蠟燭とが関東方面に販路を持つてゐたことは、右によつて窺ひ得られるが、酒は此の頃全く不振であつたらしい。藤井の総糸は随分盛に出したらしく、『名所圖會』にも『日高郡藤井の舗行より、総糸を積出す圖』と題して、すばらしい繁昌振りを描いて

総糸は国中の名産にして、諸郡より競出すといへども、當郡其品特に佳しきを以て、京師にても本座総とて称美すといへり。総べて郡中にて製する所の総糸、こゝに集めて上方へ出すこと夥い。

などと書いてあるが、小池徳太郎氏の説によると、「あれは名所圖會の編纂者が材料を蒐めに来た時に、藤井では頗る鄭重に待遇した上に、懇々頼みこんであんな風に書いて貰つたので、大分事実を誇張したもののらしい。名所圖會の繪といへば藤井の繁昌に比べて、小松原駅は藁屋に雨の降つてゐるところの、寂びれた光景を書かれてゐるが、これは同地での冷遇が祟つたものらしい」はちと穿ちすぎた観察とも思はれるが、多少其んなことがあつたのかも知れぬ。そ

れはそれとして藤井の認め、明治維新前は追々不振で

- 一、日高郡藤井村の儀 村高三百五十石余・家数百五六十軒 内百姓稼は一分通余 農事商等兼候筋貳 参分通り 其他六七分通りは職人 総屋掛りの下職・日雇稼等に御座候
- 一、三四十年以来村柄相衰へ、上株七八軒・中株十軒・下株難数程衰微絶株等出来申候
- 一、小前其日過之者困窮につき度々重立候者共より、合力救合飯料直下げ賣等手厚く取計遣し候得共 救合米等を如常例心得難澁相募 云々

などあるによつて、其一班を知ることが出来る。

年月不詳

文久頃

17. 鎮西派の名僧 存譽

九品寺を中心とする日高に於ける浄土宗鎮西派の地盤は、慶長年間鎌倉の僧宝譽の来錫によつて築き上げられたものであるが、小松原の法林寺は全派の寺院としては九品寺よりも古い歴史をもつてゐる。抑々日高の豪族湯川氏は、古くは禪刹鳳生寺を小松原城北、富安の小谷に営んで菩提寺としたが、直光が摂河泉方面に出勤して、石山本願と接觸するに及んでは之と好を修め、天文年間西川の畔に吉原御坊を建立して、次子信春を住持たらしめ、其の後永禄頃三男民之進といふを出家させて、小松原に浄土宗鎮西派法林寺を創設せしめたのである。此の民之進は鎌倉光明寺然蓮社貞譽に就いて得度し、法名を住蓮社存譽といひなかなかの知識であつたらしい。九品寺の中興僧宝譽は蓋し存譽と同卒の友で、彼の誘引に任せて鎌倉から来たものと見られる。存譽の法弟満譽は後陽成院御猶子萬里小路秀房公の御実子とある。幼児湯川家に寓し、法林寺で剃髪成人し後栄進して、本山智恩院第二十九世となつた。存譽が入滅の時に

表 法林寺開山住蓮社存譽欣公上人天和尚

裏 本山智恩院第二十九代行蓮社満譽九公大和尚

紀伊国法林寺江寄進之存譽弟子大譽並恵

雲兩人江渡畢

慶長四己亥十二月十四日

と云ふ位牌を贈つた。恵雲は九品寺の第二世である。

念佛行者として徳化一世を風靡した徳本も、浄土宗鎮西派の人と見るべきであるが、此の人と時を同じうして京都清浄華院に住し、同院第五十八世の大和尚として孝徳兼備の称があった。徳定は寧ろ徳本の先輩で、浄土宗史上重要な地位を占めてゐる。憾むらくは其傳詳かでない事で、続日本高僧傳に『上人は紀州日高郡の人なり』とあるが、何村の何といふ家に生まれた人だかそれすら分らぬ。また称名寺俊廊といふ僧に師事したとあるから、西内原村高家称名寺の過去帳を繰ってみたが、俊廊といふ名が一向見當らぬ。郡内で称名寺と云ふのは高家の浄土宗称名寺一ヶ寺で、他宗には無論ない。高僧傳の所謂称名寺は高家の称名寺でなければならぬか、同寺でなければ一向わからぬ。高僧傳には師平生称する所、阿彌陀經十萬部日々念佛六萬遍也、且つ手づから佛号を書したる事五十萬幅也などあるから、それは徳本上人の事を誤傳したものであるまいかといふ説もあるが、清浄華院歴代表には明に「第五十八世徳定」とあり、同院には墳墓もあるし、徳本とは明に別人である。

* * * * *
徳本行者が東国の化導を思い立つたのは、主として三縁山典海大僧正（江戸増上寺第五十六代）の懇請によると傳へられてゐるが、此の典海は「三縁山誌」によると『紀伊名草出島の人、俗姓は出島氏、演蓮社協譽光阿義円と号す。幼にして大阪天満大信寺に入りて剃髮し、十三歳にして江戸に下る』とあるが、日高には此の人の筆跡が残つてゐるし、寒川善祐氏の説に師の郷里は名草の出島ではなく日高の出島であり、徳本とは夙に相識の間柄であつたらしいとある。其う云へば徳本は志賀の人ではあつたが、吉田辺に親類（母か叔母の家）があつて、始終来て居つたと云ふから、出島の友と相往來してゐたとて想像できるが、どうも確かでない。徳定といひ典海といひ、何れも一派の本山へ座つた人物ではあるが、其の出身地は共に確かでない。

18. 日高郷の俚謡

民謡については私は下手の横好きに過ぎないが、日高で歌はれてゐるものは若干集めて調べてみた。民謡の中には日高で創作されて他へ轉々して行つたものもあるが、多くは他地方から這

入って来たものである。他へ出て行った場合にいろく／＼転訛し誤傳されるが、他から傳來の場合にも郷土に取り入れるべく、余議なく改竄を加へたものもあり、知らずく転訛したのもある。手鞠歌の とんとんお寺の道成寺

釣鐘おろして身を匿し

安珍清姫蛇に化けて

七重に巻かれて一廻り

などは道成寺が日高の道成寺でなくて、日本の道成寺であると同じく、民謡の日本的なるもので随分広く傳へられてゐる。中国の岡山・広島辺でも発生地と略同様に歌はれてゐる。

此処から鐘巻十八町 六十二段の階きたはしを

登りつめたら仁王さん 右に三階塔の堂

大御堂おみどうに護摩堂に念佛堂

裏へ廻れば一寸八分の観音さん

牡丹櫻に八重櫻、七重に巻かれて一廻り

も名高いもので、十八町ならぬ遠方でも盛に歌はれてゐる。歌詞は所により多少違って居り、川中・中山路・高城辺では『大御堂に護摩堂に念佛堂』の缺いて歌い、矢田辺ではそこを『護摩堂に釋迦堂に念佛堂』とやる。和田辺では此の句を省いて『目のつづれたあまのじゃこ』とやる。

おひよの閑壽寺さん 御出でたか 上りよし

御茶もぼんぼこ沸いてある 御風呂もしゃん／＼沸いてある

餅もちんと搗いてあり 御砂糖もたんと買ふてあり

御前様に上げてよとて一廻り

の閑壽寺は吉原にあった眞宗寺であるが、隣村の和田あたりでは初句は『ひのく／＼かんちきさん』とやってゐる。

とん／＼御寺の閑壽寺 堂がもじけてよう建てず

それから和尚さん泣き出して 田井の館屋で館もろて

それを舐ネズつて一廻り

の『田井の館屋は』上郷では『高家の菓子屋』と歌ふ。御坊の

とんく叩くは誰さんや 新町酒屋の武兵衛さんや

武兵衛さん今頃何しんに雪駄かはってへに来た

どんな雪駄でござんすか 紫鼻緒の上雪駄

そんな雪駄はござんせん 有っても無うても奥へに来た

は本唄が余処にあるらしい。

なんくなんせんぼう なゝ屋の重箱・挟箱・もちなげ

提灯賑かに にぎやかに揃へて酒屋店 酒屋の小母さん

豆杓子 杓子かたげて天覗く 桃栗三年柿八年

柚は九年のなりはじめとゝやま餅搗けかゝやま餅つけ

うるめ買うて来て焼いて焦して棚へ置いたら

猫が引っかけ猫を追ふとて鬨でけつまづいて

すつとんくととは徳利 かゝはかなべ 置いた丁稚

も随分誤傳されたものゝ一である。

ほうねんじょうの尻まくり 落したらまくらるゝ

落さぬやうにと確りなされて受けなされ（御坊）

も本唄が何処かにあるらしい。

高い山から谷底見れば 瓜や茄子の花盛り

は文政どんく節の小唄として名高いものであるが、藤澤衛彦氏の説によると之は甲斐の国の

盆踊唄『高い山から谷底見れば おまんかわいや布さらす』と云ふのを本唄とする。南部町大

字堺辺では『高い山から堺を見れば 瘦せた親父が沼かへす』と歌はれてゐるが、海上交通盛

な頃であるから、どこか他国から這入つて来たものらしい。野口村辺では

鳶山から熊野谷見れば はだか馬かよ倉がない

と歌ふてゐる。之に就て野口村郷土誌に曰く、「鳶山は野口村の中央に聳え頂上に鳶松あり、

遠望顯著なり。其の北麓を大字野口とし南麓を大字熊野とす。野口の庄屋某かつて鳶山に登り

熊野谷を下瞰して此の一首を戯作す。熊野は古来苛税に泣くの貧村たり、之を傳へ聞くもの切齒扼腕皆臥薪嘗胆を誓ふ。明治に入り地租改正と共に賦課公正となり、村民始めて蘇生の思あり、爾後産を興すも相踵き熊野の谷白垂壁の倉建並ぶにいたる」と。野口村庄屋某の戯作は戯作だろが、『高い山から』の模倣である。早蘇村辺では『高い山から吉川を見ればはだか馬かよ倉がない』と、郷土の地名を詠みこんでゐる。尚郷土情調を帯びた民謡を少しく擧げて見よう。

- 御坊よいとろ^ろ住みよい処 金は出来るし人はよし
- 御坊東町箒はいらぬ 大御堂まいりの裾ではく
- 鳥も通はぬ八丈ヶ島へ 日高喜太夫船流された
- 日高川には蛇があるそうな 大きな蛇じゃそうじゃ
- 酒屋三軒・酒屋五軒光耀く御坊の町 うそじゃそな
- 日高川には二色ござる 思いきる瀬ときらぬ瀬と
- 朝の疾^とから庄屋さんどこへ 免状たばりに吉原へ
- 和田の入山ごんの雪駄 裏もおもてもみなかはぢや
- 田井で油屋・入山峠・小池白井さん西の関
- 藤井で十兵衛はん 天神で総屋 島で彦平西の関
- 俺ら若い時^時有田へ越へた 知らぬ鹿ヶ瀬夜で越へた
- 同じ人間に生れるならば 池田女に原男
- 田井や財部は精のない祭 御鯨くわへて井戸のぞく
- 兄貴しつかりして金倉たてゝ 島の在所に負けぬよに
- 小池極樂入山地獄 花の丸山御所どころ
- 大工さんなら闇うても御出で 花の丸山星月夜
- 小松原には檀那衆五軒 酒屋三軒 寺二軒
- 吉田通れば雪隠^{せんち}から招く 而も片手に藁さげて
- こゝは小松原この先天神 もうまた津井切・藤吉田
- 思や九品寺 気はほうれん寺 心吉田の万樂寺

19. 熊野神社神樂歌

- 藤井通れば念佛申せ 藤井の若者人ころす
○金をまかぬのに鐘巻道成寺 松を植ゑぬに小松原
○天田・神森・岩内・野口・金屋越ゑたら和佐・江川
○小さい松瀬に過ぎたるものは 酒屋三軒家二軒
○山間やまがなれども山野は都 三味太鼓で遊勢する
○今度来る時持て来ておくれ 三百瀬蜜柑の枝折を
○有田山見りや蜜柑が恋し 日高山見りやもゝこひし
○お前江江わら幸校の先生 いつも袴に蝙蝠傘こもり
○先生どこ行き生徒を連れて 高家の幸校へ試験しに
○奉公するなら塩屋か御坊か 但し小熊の油屋か
○面白いぞや俺等の里は 前に宏い海鰹島
○雨は降りそな夕立来そな 御坊の大御堂は流れそな
○雨は降りそな夕立来そな 和佐の開山流れそな
○参りたいぞよ小山の権現 有田・日高を見おろしに。
- はつ王子の峯の細道ほそくともオオつれだに行かば車路はるふくかみとせう
○はつ王子の峯の道こそおはしませオオおはしませ春吹上はるふくかみのほでの寒きに
○東山かうろうの峯におぼれいでオオおぼれいで戸山に落つるじやうの早さよ
○奥山や大峯杉にそなれ出でオオそなれ出で 峯なる花を折りくだすとよ
○朝日さす夕日かゞやく熊野山オオ熊野山 いづれも嶽に雲やかゝらむ
○この御前のまします先は地も揺ぐオオ地もゆるぐ木草もなびくぢやうの早さよ
○この御前のまします御幸に逢はうとてオオ逢はうとて いさなる神も今ぞまします
○若御こ前のまします先は綾をはへ錦をオオ綾をはえ錦を敷き所ふませう
○築紫船上がると聞けばべにつけてオオべにつけて はぐろめされて出てすき屋を

○八幡王子を宮とは申せども西は海オオ西は海 東は渚御前まします
○鷹の子はいづくか住所入野山オオ入野山 いまおり居所は耳聞の宮
○きうたちは揃ゆるをりは深山なるオオ深山なる大くろ小くろもおしからず
○日の御子は日の山からぞおはしますオオおはします 帯釘みはかせといて今ぞます
是は熊野權現（岩内莊熊野村）の神歌として名高いもの。同社から川上莊大山權現（矢田村入野大山神社）へ御輿の渡御のあつた時代に、其の渡御の途中唱へたものである。今社に傳つてゐるものには

寛文庚戌天十一月六日

枚浦 安心三十八歳 書之

とある。これは其の以前から傳つてゐたものを寛文十年に寫したもので、安心は塩屋の医師で當社の社僧の様な職を勤めてゐたらしい。作者と作の年代は詳でないが、神歌としては一寸類例のない佳作である。大和田健樹氏の日本歌謡類聚や吉田東伍氏の大日本地名辞書にも採録されてゐる

20. 日高地方の動詞の活用方

我が郷に於ける口語動詞の活用方に面白いのがある。今文典語法の豫備知識のない読者にも十分に分かるやうに砕いて書いて見る。『猿も木から落ちる』といふ諺がある。この落ちると云ふのを、紀伊半島の中部では落つると云ふ。即ちちがつに変わる。之が日高地方に於ける動詞の活用の他の地方と違ふ点の一つで、落ちると云ふ一語に限らぬ。類例を求めて見るといくらかもある。試に其の二三を擧げよう（△は普通の云い方で、○はこの地方の云ひ方である）。

△僕は朝六時に起きる ○僕は朝六時に起きる

△誓つてこれに報いる ○誓つてこれに報ゆる

△糸で綴じれば弱いだらう ○糸で綴ずりや弱いだらう

△こゝへ下りれば近からう ○こゝへ下るりや近からう

と云ふの類である。国語調査委員会発行の「国語調査報告書」によると、こんなにいふところ

は九州の宮崎・大分・福岡・長崎等の諸縣下にもあるといふ。同書中日高郡からの報告は総て「師範学校報告に同じ」とあつて無責任なものであるが、其の本縣師範学校報告なるもの、亦ぞんざいなもので本件の如きも、縣下では日高郡だけのやうになっているが、實際は有田郡の南部及西牟婁郡の北西部に亘つてゐる。

「これは明日の新聞へのせるか」といふべきを、日高地方では「これは明日の新聞へのするか」と云ふやうな云い方をする。その類例

△御咎を受ける

○御咎め受くる

△ボールを投げる

○ボールを投ぐる

△水を混ぜる

○水を混ざる

△声がかすれば困るだらう

○声がかかるりや困るだらう

などすべてこの調子である。「消江る・見江るの二語の如きは、消ゆる・見ゆるとも云ふが、又訛つてけ江る・めえるともいふ」。前記報告書によるとこの種日高式活用は、宮崎・大分・佐賀・熊本・福岡の諸縣下に於て見ることが出来るし、愛知縣の或地方にもちよつと似た所があるといふ。この事について紀伊名所圖會にも左の如く云つてゐる。

『凡て活用の語雅言には五十音の第三音（ウ列）にて云う語を、俗語にては第二音（イ列）・第四音にて（エ列）いふ諸国大かた同じ。其の一ニをいへば、見ゆるを見えるといひ・起くるを起きると云ふ類なり。然るに蕪坂以南熊野の地の半ばに至るまでの言語は、猶雅言のまゝに第三音に正しく云へること、方言皆同じければ、俳諧・狂歌等の雑体の作と雖も、土人此の活用を誤る事なし。然るに他の俗人却つて之を訛言なりとして笑ひ、土人も亦之を恥じて強いて俗語を用ひんとす。古風の類廢獨り是のみにあらず。豈概嘆せざるべけんや。』

とはひどく力んだものだ。成る程古い語法は保存して置きたいやうな気もするが、今日其んなことを云つて居るべき時代ではない。われ等は一日も早く此の日高式を捨て、標準語法に従はねばならぬ。それに国定読本を取扱ふ国民教育當事者が、古い殻を脱し得ないで、却つて被教育者に教へられてゐるやうなことがないだらうか。

附記 国語調査委員会から前記報告書の外、「口語法分布圖」・「口語法別記」といふものが出てゐる。

吉岡郷甫氏の「文語・口語対照語法」にも、本件に論及した一節がある。其の他参考に資すべきは、芝賀氏「口語文典大要」・保科氏「実用口語法」・小林好日氏「標準語法精説」・山田孝雄氏「日本口語法講議」がある。

21. 菌八幡祭争議

日高郡菌八幡宮祭礼之節濱之瀬よりは先年より絵幟持ち渡来候処右絵幟にては染賃も高候よし申立文字幟持渡度との議申出候処右之通相成候而は先規之仕来相崩候に付矢張之迄之通絵幟にて渡候様との議氏下外組より申立双方及違逆候付右は濱之瀬申分新規之議に付何れも先規を相守り神妙に相勤候様毎々相違候事に候 夫に付去卯年八月氏下一同村役人共等談合之上濱の瀬に申立候絵幟を三ヶ年間村役人共之預りに致し神輿之後に付渡候筈和談相調昨年まで三ヶ年間相勤候事に候よし件の通最早義定之年数も相立候義に付當年は先規之通致候筈濱之瀬可相心得候処無其義趣に付大庄屋村役人共等猶又和談取扱致見候得共相片付不申由にて其段此節被申出候事に候 右は甚如何之義に付評定所へ呼寄可遂吟味筈之処最早一向日間無之義に付此義は追而取計可有之候 右祭礼之義は不経義に候処氏子共勝手に申及彼是候而は祭礼之妨に相成候に付神慮をも可恐義は勿論祭礼等は別而古例先規を相守聊もかさつ心得違等無之様可相慎義に候処無其儀申附を受用不致候へば上を恐不届に相當候条何分件之利害を示し聞先規之通相守り祭礼無故障相努候様早々可被申付候

文化七年午八月十三日

已上

海野 平左衛門

内藤 甚藏 殿

* * * * *
日高郡菌八幡宮氏下祭礼之節濱の瀬より字幟出度との品に付氏下組々と先達而口縫合にて双方不承知に付祭礼定日に至り神主小竹但馬守願筋に付若山江置出候間祭礼延引相成有之よし 右一件夫々無相違候何れにも祭礼指延候義如何之義に候間當年之義は先規仕来之通り無故障祭礼相調候様可被申付候 且亦縫合は追而双方相糺可有之候間其段可被申付候

八月晦日

已上

高木 兵太夫

津秦 友七 殿

尚々本文の通祭礼差延候而は如何に付當年は是迄之通相守り早々祭礼神妙に相調候様分而濱之瀬氏下へ

可被申付候 右之通申付候上にて彼是違乱申者も有之候はゞ吟味之上急度咎申付筈に有之候 条一等心得違無之様入念可被可被申候

一、本文之義神主にも心得させ候筈に付其段拙者共より寺社奉行中御申合事候 已上

22. 郡役所（御代官所）のこと

一、銀拾貫目也 覺

此掛り高三萬九千三百二石二斗五升二合
但高百石に付貳拾五匁四分四厘三毛八糸

右割賦

六千六百四拾五石五升七合

志賀村

此懸り銀壹貫六百八拾匁四分九厘

入山組

六千五百九拾参石九斗七升貳合

此懸り銀壹貫六百七拾七匁七分六厘

天田組

六千九百四拾参石壹斗六升壹合

此懸り銀壹貫七百六拾六匁六分

南谷組

六千五百参石九升八合

此懸銀壹貫六百五拾四匁六分五厘

江川組

六千四百七拾八石七升四合

此懸銀壹貫六百四拾八匁四分五厘

中山組

三千五百九拾六石八升五合

此懸銀九百拾四匁九分八厘

山地組

貳千五百四拾七石壹斗五合

此懸銀六百四拾八匁八厘

右者郡役所再建に付諸入用宛割賦取計致度廻遣候間御組々出分
銀之内四步通文け来八日所初之節無御失念持参御座候様致度
尤此帳面郡役所臺帳に御座候間急々御順達拾六日山地御組
より御持参可被下候

志賀 入山 天田 南谷 江川 中山 山地

右御組々御役所

郡役所はコホリヤクシヨと訓む、俗には御代官所ともいふ。古くは小池莊吉原浦にあった。朝のとうから庄屋さん何処へ 免定たばりに吉原へ

は即ち御年貢の御用で庄屋どんが、吉原浦の御役所へ出頭することを歌ったもので、徳川中世の作と思はれる。藪の名は建歴二年の文書以降屢々あらわれて居って、夙に日高沿岸の要地（特に水運の）であつたらしいが、政治の中心は何と云つても吉原であつた。それで紀州藩の日高郡役所は吉原浦へ開設されたわけであるが、時勢の変遷とともに之を藪浦へ移轉されたのである。其の移轉の年月は判明してゐないが、寛政六年（今から百三十年程前）の文書によると未だ吉原にあつたらしい。嘉永六年（今から七十年程前）にはもう藪浦に在つたことになつてゐる。それで安政六年の再建とは藪に於ての事で、其の工費は各組に分賦したものである。時の御代官は木村五郎太夫と云う人であつた。此の藪浦に於ける郡役所の建物は、明治になつて藩政改革の時日高民政局の庁舎となり、後明治十二年に至つて日高郡役所の庁舎として使用せられ、明治二十二年の洪水の際に及んだのである。

23. 積善の家田井の田端氏

大庄屋などを勤めた家はどうも繁昌しない。これにはいろく理由もあるが、こゝには其れを詮議しないことにする。ところが田井の田端氏や藤井の瀬戸氏などは非常に榮えてゐるではないかとの説もあらうが、それは寧ろ例外である。田端氏について考へて見ると、やはり繁昌す

る理由がある。その一は田端家は積善の家であると云ふことである。同家では古来先祖の法會を営むごとに、其の費を節して必ず一回一ヶ所宛村内何処かの溝の橋を、石で架けかへることを家憲の一としてゐる。極めて小さな事柄の様ではあるが、確かに面白い思いつきである。積善の家に余慶あり、こんな風に陰徳を積んでゐるのだから、栄江では興らでやはである。儉素を守ると云ふことも家憲の一ヶ條で、其の家祖の遺訓に

夫れ儉約は齊家の要道にして修身の急務なり

依て類中申合守事左の通り

一、稀人來り酒を以て饗應するときは、肴貳種に過べからず

飯を進むるときは一汁一菜たるべし

右堅可相守者也

などである。之には年蔭大人のやうな例外もある。大人は生來甫柳の質加ふるに資性活淡で、長く公私の俗務に營々たるを欲しなかつた。夙に本居大平に就いて歌を孝び、又京に上つて千種有功の門にも入り、家職（大庄屋）は久しからずして男春清に譲り、自身は悠悠風月を樂み又好んで天下の名士と交遊した。有功かつて

わが心みそぎやすらむいつきつろ

おもゐやるさへすゞしかりけり

の詠を與へたことがある（いつきつろは屋号齊鸞）。こんな風で貨殖には掘であつたが、此の歌を詠み文学に興味を有してゐた結果、人格を高める品性を磨く上に於て、どれ丈け効果があつたか知れない。いくら巨万の富を有してゐても人格の下劣な者では、之を永久に保つといふ事は出来ない。田端家では累代文藝を嗜み、年蔭大人の先代茂衛大人も俳句をよくして、若山の塊亭宗匠に愛されてゐたといふし、年蔭の嗜春清大人も又歌を詠み、瀬見善水・本居豊顛等の加朱を受けた。つまり歴代高尚な趣味を有してゐたといふことが、確に家道の維持力があつたと見なければならぬのである。亦累代佛を信ずること篤く、わけても茂兵衛の先代正容大人の如きは深達院權律師明覺と諡せられた程あつて

公務の余暇念佛怠らず、不論短の年より此のいほり（十勝庵）に隠居、庵の西に念佛三昧の一室をしつらへ、小松原久保田次郎太郎より一鉢の佛像を請うけ安置云々。

とある。こんな家であるから『田井に土橋なし』の俚諺が生まれるまで、社会奉仕にとめたのである。われ等は田端氏今日の家運隆盛が決して偶然でないことを信じる。

23. 土木事業家 白井久藏

故白井久藏勤行書

- 一、和歌山県第六大区大二小区小池村士族白井久藏事元御役方念願にて寛政五丑年三月江戸詰御中間に罷越 文化四卯年同役拜命 爾来所々出役
- 一、文化十一戌年上牟婁直見村古荒開墾
- 一、同十二年同郡鶴河大林^ヲ兩村立会潰れ池再興 竝柏野村領注水野分水新溝共相仕立右水利にて三十六ヶ在古荒開拓
- 一、同十四丑年同領土屋村塘切池再興 竝大久保村岩ヶ谷新池築造
- 一、文政元寅年田丸領下管村上守河内谷池重置竝に川合・岡田兩村立合新池築造
- 一、同二卯年同領小社新田開墾・同領茂原村新溝栃原村仁古里新溝・長原村立花新池・五佐奈村重置池共築造 但し栃原溝長二里半
- 一、同三辰年同領金輪古里野添三ヶ在立合藤川新溝（長四里八歩）竝清水赤瀧立合新溝共築造
- 一、同四己年同領波多瀬・片野・古江・丹生四ヶ在立合川俣川新溝築造（長八里溝路の内岩山掘抜三ヶ所あり村々新田開拓） 但し築造三ヶ年越し
- 一、同六未年三月成就 入用人夫三十四万人内（三領在々より人足五万人）御手傳滿作御酒被丹生村領於経野原餅投・餅米四十俵上竝掛ヶ村より 同五月干魃同年伊都・那賀・名草乱暴
- 一、同五申年松坂領山室村條ヶ谷潰れ谷再興
- 一、同六酉年日高郡荊木・両富安三ヶ村立合東谷奥池塘天落込再興
- 一、同七戌年田丸領金輪・古里兩村立合河内任せ 新溝同九月より同領森之庄・田中・野中三ヶ村立合ヒハタ池再興（奥行三百三十間・横百三十間）・村々古荒開墾
- 一、同八亥年同領奈良井村奈良谷新池築造
- 一、同九子年十一月同領湯田・妙法寺兩村立合大谷新池・新溝共築造 但溝長三里
- 一、同十丑年郡^ヲ郡^ヲ粕木村小場谷新池・新溝共築造
- 一、同十一寅年上牟婁川口村新池・直見村領材木丸太流の荒川新池築造に付井樋河岩山切抜無後患出来
- 一、天保二卯年伊都郡小原田村新池・同年八月より日高郡小池村寺谷池重置き仕掛喰切

24. 郷土史料

吉田村手鑑

吉田村手鑑

給所 吉田村

一、同三辰年同郡高家村疎口池へ池田川取込・同村北輪谷潰れ池再興共築造

(未完)

(注 本項に前文と後文とありしが如きも、切抜新聞散逸してなき爲不明なり。尚白井久藏は有田郡千田暗渠掘鑿に五年を要し、三重県渡會郡に謝恩塔がある。清水)

一、高

九百石三斗四升壹合

此町 八十一町六反廿七步

押合 壹石壹斗貳合三勺

内入作高 貳百九拾八石六斗五升四合

此町 三十一町壹反九畝四步

高 七百六十一石五斗九升貳合

田此町 六十六町貳反五畝

内

三十五石八斗八合九勺

あれ

此町 四町壹反九畝十九步

三石二斗五升九合

此段 三反四畝十二步

小以 三十九石六升七合九勺

此町 四町五反四畝壹步

七百貳拾貳石五斗三升一合壹勺

此町 六拾壹町七反壹畝

内

貳拾壹石四升三合

畝

茶屋敷
高敷

四百九拾九石三斗六升五合
百五拾參石九升九合

三十八石五升壹合

十石九斗七升三合壹勺

高 百三十八石七斗四升二合

此町十五石四反貳畝廿七步

内

貳拾壹石七斗七升七合

此町 三町九反三畝十九步

百十六石九斗六升五合

此町 十一町四反九畝八步

右内分ケ

高 六百廿八石六斗八升

下毛

此町 五十六町九反三畝四步

押合 壹石壹斗四合三勺

内

高 五百一十一石七斗四升壹合

四十四町壹反三畝四步

内

十石六斗七升八合

壹町九反七畝貳拾步

鋤

六斗

一反五畝

十一石二斗七升八合

残而五百石四斗六升三合

此町 四拾貳町十四步

内

関井

池掛

小谷井

天水

畑

あれ

田

あれ

十八石三升五合

屋しき

壹町三反貳拾歩

押合 壹石三斗八升四合

貳斗五升六合

茶高

四升二分七リ

四百八十二石一斗七升貳合

四十六町九畝廿四歩

一、高

貳百七拾壹石六斗六升壹合

北吉田

此町 貳拾四町七反四畝貳拾参歩

押合 壹石九斗七升七勺

右東岸荐添許わけ

高

九拾石九斗貳升八合六勺

此町 七町二反九畝廿六歩三厘

但し 片毛作

五石八斗六升二合八勺

此反 四反九畝三歩三リ

壹石一斗八升二合

此反 一反六歩

小以 七石四升四合八勺

此反 五反九畝三歩三厘

残而八十三石八斗八升三合八勺

此町 六町七反十七歩

高

百八十石七斗三升二合四勺

此町 十七町七反四畝廿六歩六リ

内

百五拾八石九斗二升九合四勺

此町 十四町八反一畝廿九歩七リ

内

田

鋤

荒

田

荐

百五十八石九斗貳升九合四勺 田

此町 十四町八反壹七廿九步七厘
内

壹石參斗 九七十五步 畝

小以 貳拾石七斗四升五合一勺

残而百三十八石一斗八升四合三勺

此町 十二町九反五畝廿八步
内

二石六斗壹升八合 一反九畝 やしき

押合 一石三斗七升四合九勺 茶高

一斗三升四合 二升二分三厘

百三十五石七斗一升二合三勺 畑

此町 十二町七反六七廿八步
高 廿一石八斗三合 二町六反二七二七步

六卜二升四合 一反五七十八步 荒

残二十一石一斗七升九合 畑

此町 二町四反七畝九步

今高 千百五十石一斗七升四合
内 百石 大澤 又左衛門

百六十石

宮地 權右衛門

五十石

矢葺 弥四郎

九十石

黒柳 甚左衛門

五十石

江馬 源右衛門

四十一石八斗

横山 弓内

四十六石一斗八升四合

湍谷 又右衛門

百石

北条 惣四郎

百石

富田 甚右工門

五十石

下条 作右衛門

四十七石一斗七升四合

左藤 十左衛門

八十二石九升

藪 三左衛門

四十六石八斗六升四合

野江 兵藏

四十石

吉岡 十郎左衛門

百石

三浦 權七郎

但し十六屋敷有^ル如高

欠藏

百九十八石六合

古新田

此町 十六町八反二畝十四步

押合 一石一斗七升六合九勺

内 七十石三斗二升九合

入作 七町八反八畝廿一步

高 九拾四石八斗七升五合

此町 十六町四畝六步

三石一斗三升一合

七反八畝八步

高 四十一石九斗二升

此町 七町三反六畝廿一步

押合 五斗六升九合

新田畑

畑

田

高

二十八石七斗六升三合

内

田

十石九斗一升一合

三町四反二畝廿一步

荒

残十七石八斗五升二合

一町二畝十八步

田 (毛付)

内

一石一斗五升二合

九畝十八步

押合

一石二斗

屋しき

十六石七斗

押合

二町三反十五步

七斗二升四合七勺

畑

十三石一斗五升七合

此町

三町九反四畝

畑

内

七升二合 一畝六步

残十三石八升五合

荒

(毛付)

此町

三町九反二畝廿四步

荒高

三口惣高合

千百四十四石二斗六升七合

荒高

七拾壹石七斗五升五合

内 四拾五石二斗五合五勺

古荒大川成堤下

二十三石二斗四升六合四勺

三石二斗四升六合四勺

年々當毛荒高

一、

米 七石二斗二合七勺

外に二斗八升八合一勺

御種かし

一斗九升四合一勺

前入

多舟ちん

石二升宛

高 七石六斗三升四合九勺

此掛り 千九十五石一升六合五勺

但し 此掛り本田高に而渡可申管之処此米差上致候様被仰付候付本田よ

一、米 十四石一斗四升八合五勺

外に一斗三升 郷役米

此掛高 千五十八石四斗六升二合五勺

外に四十石二斗八升四合五勺 穢多引米

一、米 二石八斗四合 荒高

外に二升九勺 片船賃

此掛高郷役米同断

一、米 廿一石九斗六升六合九勺 式夫米

此直役六十目かへ此銀壹貫三百十八匁二り

外九匁二分三厘 茶屋入用

右掛り郷役米同断

一、此かし麥 十三石三斗七升一合

一、山年米 四卜

一、半役 大工 二人役 銀十六匁五分

一、川船 二艘 四匁 床銀一艘に付二匁づゝ

一、御納所 藏 一所

一、地土 一人 塩路嘉兵衛

一、須田組 一人 平井九助 屋敷一町四方御免

一、鉄砲 二丁 全人

池敷掛り高 三十四石一斗五升

一、畑池掛り高 廿九石三斗三升

一、平次郎谷池掛り高 七石五升三合

一、栗林池掛り高

- 一、くくつや池掛高 四十石八斗七升九合
- 一、花立池掛り高 廿四石四斗三升三合
- 一、くくつや六郎太夫池掛高 十三石四斗八升四合
- 一、狐塚池掛り高 十石七斗六升
- 一、籠田池掛高 三石四斗九升

右掛高明和九辰四月池之堤高法長横御吟味之節書上候控
以後此書付を以書上可申者也
明和九辰四月

井掛高

- 一、左吉井関 三石六斗四升 本田
- 一、市ノ井 三石四斗八升六合 本田
- 一、水田井 一石六斗四升六合 新田
- 一、久四郎井稻代井共 一石一斗九升 新田
- 一、海道井 二石七斗四升八合 本田

内

- 一石九斗二合 本田
- 八斗四升六合 新田
- 廿二石四斗九升六合五勺

一、徳本井

道成寺前石橋より東田大方前迄大井掛り上田許
井関八ヶ所

- 一、田方 十七町五反八畝十五分 本田 古新田

神ノ木より下大井掛下野許

- 一、田 十町七反三畝十八歩 本田 古新共

高 百三十九石八斗四升一合

本田上十六 中十四 下十一 下々八 屋敷十四

- 一、本田畑 上上十五 上十四 中十二 下八 下々四
- 一、新田畑 十二・十一・十・九・八・七・六・五・七・六・四・三・二

村 続

小松原へ 五町

藤井へ 七町

鐘巻へ 十町

下富安へ 十四町四間

一、八幡宮御殿 二間半に三間
椴皮葺

若宮住吉大明神

辨財天

藤井權現

右社内に鎮座有之

一、勸請時代相不知申

一、拝殿 二間半の五間 瓦葺

一、山林 八町四方

一、海士王子 一社

右海士王子由来之儀往古八幡山之間入海にて此の山のすそに海士居住致し道成寺の観音を海中よりかつぎ上げ申候由申傳仍之右之海士王子と視せしめ有之

一、愛徳山權現境内廿間四方社鳥居無御座候此社先年退轉致し候様成行之所慶安四年御公儀より愛徳山之儀を御尋被成其節境内三十間四方に被御付則社鳥居御制札共從御公儀御立被爲遊候申傳へ御制札其後朽失し社鳥居及大破有之候

一、護摩堂 二間半四面 瓦葺 やわた
龍宮山 雲性寺

本尊 藥師如来座像

脇立 正觀音不動明王

一、寺屋敷年貢地

右寺道成寺末寺

一、天神森 六間四方

一、里神森 十間四方

中島山 万樂寺

本堂 三間四方
本尊 阿弥陀如来惠心之作と申傳へ 長二尺五寸立像

海見山

一、本堂 二間半四方

本尊 薬師如来像 聖德太子之作

脇立 日光菩薩
月光菩薩

右寺 万樂寺末

藤井山

永徳寺 本尊 阿弥陀如来 長一尺三寸

右寺 万樂寺末

家数

百八十五軒 内 四軒 焚坊 穢多

十六軒 穢多

二十七軒 本役

四十八軒 半役

百十軒 無役

一、人数

八百三十八人 内 四百三十三人 男

内 八人 焚坊

内 廿七人 穢多

四百四人 女

内 六人 焚坊

内 廿五人 穢多

一、牛馬

凡六十疋

一、出島川除堤

長四町四十間余程

一、同内堤

長凡七町程



八幡宮勸請之事

一、人皇第五十六代清和天皇御宇貞觀二年子八月十五日山城国男山鳩之峯より勸請奉申候

寺は眞言宗にて男山淨国寺と号し申候

右天保四癸巳二月神職坂本外記より申出に付記す

二、鉄眼道光禪師

1.

鉄眼禪師名は道光、肥後の国益城の人俗世佐伯氏、寛永七年元旦を以て生る。父を淨信といひ深く佛教に皈依してゐた。鉄眼年甫めて七歳にして父の許に觀無量壽經を授けられ、能く諳誦した。十三歳にして同郷海雲法師の許に度を受く、十七歳豊前の永照寺に至り起信論の講席に列り恚解大衆を警す。慶安三年出遊して諸師の講席に列り、遂に紀州南部勝專寺（眞宗志場氏）の養子となり其の女に配せられた。同寺第六世惠世といふが其れである。此の頃眞宗の宗意惑乱爭議絶えず。安居停止連年に亘る有様であつた。惠正も夙に其の宗風に平かならざるものあり、加ふるに京師の孝哲知空と能化職を争ふて意を得ず。遂に明暦元年寺を捨て、長崎に奔り、隠元（隆琦禪師此の前長崎に来る）に謁し、次いで其の攝州富田普門寺に入るを追ふて東上親しく教を受け、遂に隠元の高弟木庵（性禪師）の弟子となり黄檗宗に入る。是が二十六歳の時であつた。其の妻（南部勝專寺志場氏の女）恋々の情にたへず、安珍を追ひし清姫のそのの如く（否安珍や清姫は傳記中の人物であるが、之は確に實在の人物である）追致したがどうあつても面会して呉れない。乃ち黄檗山（山城国宇治萬福寺）の門前に寓居し、障子の隙間から鉄眼の外出を窺つてゐると、或日の事其れとは知らぬ鉄眼が所要あつて出て来た。妻其の袂をとらへてはなさず、遂に南部迄引つぱつて来た。既にして郷に入るに及んで隙を窺ふて復出奔し、遂に黄檗に皈してしまつた。寛文元年秋豊後に趣く。同三年（三十四歳）春肥後国禪定寺に於て楞嚴經を講ず。尋いで壽陽軒に入る。翌四年法華經を筑前国妙光寺に講ず。五年則非和尚に広壽山に参す。同八年三十九歳春起信論を難波の月江院に説く。鉄眼が刻藏の壮志を宣明した

のは、実に此の時のことであつた。観音寺の妙宇道人（比丘尼）これに共鳴して、白銀壹千兩を喜捨した。鉄眼耀悦して曰く

聞千尺高閣 成在初基 今既有基 刻成全藏又矣

とは年樗嚴経を江戸浅草の海雲寺に講ず。同年九月（正に四十歳）の秋、刻大藏縁起疏を作る。同十年難波の信徒薬師寺を修し、鉄眼を請じて中興開山とした。仍て之を慈雲山瑞龍寺と称した。之が俗にいふ所の鉄眼寺である。同十一年木庵和尚に従ふて江戸瑞聖寺に趣き、秋難波に飯山す。十二年（四十三歳）春樗嚴経を瑞龍寺に講ず。秋江戸に赴き井伊氏婦人掃雲院の爲に海藏庵を開く。延宝元年（四十四歳）の春、山口氏の請に依じて常州に赴く。是年隠元国師入寂す。全二年父病を聞き往いて湯薬に持す。父の没後其の居所を転じて三宝寺を開く。肥後の国主細川氏刻藏の事を聞き、其の篤志に感じて以後毎年黄金千錠を寄贈して、其の資に充てしむ。秋薩州福昌寺に於て樗嚴経を講ず。久留島候（豊前国主）又鉄眼を安楽寺に迎へて法を問ふ。會々徒ありて鉄眼の道譽を嫉み害を加へようとした。久留島氏命じて悪徒を捕へ、且つ鉄眼を国境に送る。鉄眼特に弟子を遣して、悪徒の罪を許さんことを希ふ。久留島氏益々感服して悪徒を放免す（是は鉄眼が眞宗に志を得ないで去つたから、終生其の宗風を攻撃した斯う云ふ事から、眞宗の徒の激憤を買い危難に遭遇したものである）。同四年夏法華経を瑞龍寺に講ず。秋江戸に赴く。同六年（四十九歳）秋大藏経縷版將に功を竣ゑんとし、表を製して後水尾法皇に奉獻し、御嘉賞をたまわる。天和元年（五十二歳）刻藏の功全く竣る。依て疏を具し之を幕府に献納せんが爲に江戸に赴く。年を越へて翌二年正月瑞龍寺に飯る。二月畿内大いに饑う。鉄眼爲に救助する者日々一萬人月を踰へて止む。二月二十九日疾作り三月二十二日遂に示寂す。行年五十又三。荼毘の日之を送る者十万人、遺骨を黄檗山の宝藏院に葬る。ところが鉄眼の畧年譜である。

さて本文は刻藏と救済とは関係がないといふ結論に到達するのが目的であるが、前述の畧年譜を通覧し来れば、刻藏の完成が天和元年で饑民救助が全二年となつておつて、刻藏の爲にはあらゆる辛酸を嘗め、餘財のあらふ筈が無く、救済事業は其の完了後であつて見れば、寄附金の

流用など出来る筈がない。即ち両者の間に交渉がないと断ぜざるを得ないのである。但し此の断定を下すに當つて

- 一、右の年譜なるものは信用するに足るか。
- 二、右の年譜に現れない救済事蹟があつたのではあるまいか。
- 三、坊間傳ふる所の刻藏寄附金を集めては散じ、集めては散じたといふ説の出所は如何といふことを考へねばならぬ。そこで「年譜」であるが、之は宝州道聡禪師

此の人は鉄眼の法弟で、特に師弟の誼に厚く常に其の師を補佐して、二代事業の成功を遂げしめ、元禄十年に瑞龍寺に普山、鉄眼の法席をついだのであつて、鉄眼とは最も親しく、最も相識るの間柄であつた。

此の宝州禪師の撰述に係る「鉄眼和尚行実」に拠つたものが年譜で、鉄眼傳としては行実ほど正確で詳密なものはないのである。そして此の行実に天和二年以外の救済事蹟を録してゐないから、集めては散じ集めては散じた、などといふことは信じられぬのである。そこでこんな俗傳がどこから出て来たかといふに、抑々鉄眼の傳記を載せた書物がざつと次の通り

▽ 続日本高僧傳 (僧道契著)

▽ 近世畸人傳 (伴高溪著)

▽ 攝津名勝圖會 (秋里籬島著)

▽ 近世叢語 (角田九萃著)

▽ 野史 (飯田忠彦著)

▽ 和漢三才圖會 (寺島良安著)

まだく澤山あるが続日本高僧傳は行実によつて書いたもので、他は多く畸人傳から材料を得てゐる。ただ攝津名勝圖會は畸人傳と行実とを併載し、逸話を挿入してある。而して行実は鉄眼傳研究の唯一好著であり、權威であること云ふまでもないが、畸人傳に至つては何によつて鉄眼傳を草せしか、引用書を注記してないないので、一向判明しないがとに角

一切經の藏版を思ひたちて勸進せしに、其料金集れる頃天下大いに饑しかば、師憐みて件の金を不殘施し、又如前勸進せるに数年ならず。又集りたるが再び五穀不熟にて餓死多ければ、此たびも此金を施行に盡せり。されども徳の至れるにや第三回の勸進にて、藏經の印刻成就して其經を頒つ所の代金を、本

寺より以下一宗の寺々に配ること今に於て同じ

などである。鉄眼の生前にこんなこと（救助を企てたこと）があつたとすれば、行実には必ず其の事実を載せておなければならぬのに、同書に見江ぬ所を見ると、畸人傳のは無稽の謬説であると断ぜざるを得ない。一体高溪といふ男は奇人の奇行を面白可笑う書こうとして、不知不識に曲筆舞文した形跡があり、本件も正しく其れである。

大阪市史によると鉄眼の生存してゐた頃には、天変地異があつたらしい。即ち寛文十年八月の津波・延宝二年六月の洪水・その他幾度もあつたらしいが、天和二年の飢饉が最も惨状を極め、青木可笑の江戸外史にも

「京師大饑、饑孚充街、発倉稟賑恤之」

とある。其れで鉄眼が大規模の救恤策を講じたのは、天和二年が最初で而して最後であつたものと思はなければならぬ。此の時以前にあつたとすれば、宝州が知らぬ筈はない。そしてそれを記載せぬ筈はない。何となれば鉄眼は外に講筵を開いて専ら刻藏の資金を募集し、宝州は内にあつてよく其の事業を經理し、鉄眼をして内顧の憂をなからしめた女房役であつて、而も事は着々進捗してゐたからである。それに高溪は鉄眼の徳行を賞揚すべく幾度も窮民を助け、幾度も慕縁も金を散じたように書いたのは、所謂鼻眞の引倒しといふ奴である。それが一犬虚ろに吠ゑて萬犬実を傳ふといふ結果になり、あのやふな傳説が出来たと見るべきである。もしそれ鉄眼刻藏事業について、彼の東大寺大佛造営の時に於ける『東大寺要録』の如き文書が遺つて居つて、當時彼が此の事業の爲に費した一切の費用・工人の手間賃・版木の原料・其他一切の事が判明したならば、非常に参考になるのみならず、一層吾々の論拠を強めるのだが、惜しいからそんな記録もなければ文書もない。否あるかも知れぬが未だ発見されない。勿論其の性仁慈に富み俠氣もあつたから、貧しきものを見ては衣食を施すとか、病人を見ては湯薬を給したとか云ふやうなことはいつものことである。特に天和二年の饑饉には日々萬人からの人命を救助したもので、其の資に窮して山崎半右衛門といふ人から金を借りてゐる。其の借金依頼状の中に

乍去拙僧施行止候へば悉く餓死に及申候故たとへ寺をうり指をきざみて施し申候共

此施行止め申間敷と存じ候

とあるなど鉄眼の面目躍如たりである。彼は一こう文筆に昵まなかつたやうにも見江るが、刻藏縁起疏文や後水尾上皇に奉った表章や、徳川幕府に対する上大藏経疎などは、みな自作自筆で見事なものである。特に大義名分を辨へその朝廷に上る表章には

傳臨濟正宗三十四世臣僧道光誠惶誠恐謹言

の文字を用ひ幕府への疎文には

嗣祖沙門鉄眼恐惶謹言

と云ふ書方をしてゐる。當時の一廉の儒者や武士でも往々本末を誤り、幕府あるを知って朝廷あるを知らぬ者が多かつたのに、彼は大義名分の存する所を明にして、刻藏の竣成をまつて先ず伊勢大廟と朝廷に奉献し、次いで幕府に上納するつもりで、それ〴〵献納の文を綴つてあつたが、禁闕奉献の事だけは生前に於て親しく其の願を果したのであつた。現に全国津々浦々の寺院で朝夕読誦されてゐる経巻は多く鉄眼刊行に係る板本大藏経であつて（所謂鉄眼版一切経）、其の総目録を検すると六百七十七函・六千七百七十一巻といふ浩瀚なものであつて、板木総数亦文萬枚以上に及び、桔据拾有老年の星霜を閲して完成したもので、彼が今にして企圖せざんば（それまでは大藏経を刊行したものはなかつた）、啻に大藏経の普及に不便なるのみならず。或は散佚乱離の不幸に陥るかも知れぬと、概余の発願で奮つて着手したのであつた。そして経営慘憺それを成就して、更に常人の企て及ばぬ饑民救助を大々的にやつたのであつた。茶毘の日之を送るもの十萬人に及んだといふのも宜なりとせねばならぬ。彼は畢に凡物ではなかつた。

四、一村一人

1. はしがき

堅田兄にそゝのかされて、こんなものを書きかけて見た。日高郡内三十七の町村から、一癖ありそうな故人を一名づつ拉し来たつて、主としてその逸話を紹介し、その人物の一面を見よう

といふのである。けれども一村一名などいふ註文の無理なことは初めからわかつてゐる。で時には一村三・四人になることもあらうし、時には全く俎上に上す人物を缺く町村もあらう。今假に地上の題目の下に筆を執り始めるが、必ずしも此の窮屈な制限に拘泥しないつもりである（私は紀南紙の誤植病に弱らせてゐる者、本篇も精々字をわかり易く書いて二・三回出して見る。それで誤植が多くて読めぬやうなら引込める）。

2. 御坊町の始祖 佐竹源次太夫

日高別院の前身園坊舎を古寺内から現位置に移し、大いに堂宇を営んで俚謡子をして
”御坊東町箒は要らぬ 大御堂参りの裾ではく”

と歌はしめ、遂に御坊町今日の繁栄の基を基いた佐竹源次太夫は、俗に伊賀守さまで通つてゐるが、まことに御坊町にとつては忘るべからざる恩人である。別院の移転に盡力したといふだけでも眞宗の篤信家であつたらしいといふ想像は誰にもつくが、まこと佐竹氏は累代熱心な門徒で、其の祖左近太夫といふは文明年間蓮師の説を悦び、眞宗に皈依して其采邑（雑賀莊）に円明寺を創始したくらゐ。天正年間本願寺顯如・織田氏と事を構へ、大阪を固守して敢て降らなかつた時、信長激怒して曰く、「本願寺の固きは雑賀の致す所、先ず雑賀を討滅せう」と、即ち信孝等を遣し転戦遂に雑賀に迫らしめ、信長自身は河州若江に本陣を進めて戦を督した。この時わが伊賀守は教如（即ち顯如の子）に従ふて彌勒寺（即ち御坊山）を守り、六子元勝をして中津城を守らしめた。敵遂に泉州貝塚城を陥れ敗卒来奔し、亜いで中津・平井の諸城（名草）皆陥落といふ悲境に陥つた。伊賀守乃ち畢生の智策を以て小雑賀川を阻し大兵を拒ぐ。斯くて彌勒寺打越両山より弓銃を乱射して敵騎を斃すこと数百騎、遂に織田氏の先鋒を敗走せしめた。會々土佐・阿波・淡路の兵また来つて薄り城遂に危く、伊賀守一生にこんな悪戦したことは前にも後にもこれ切りであつたといふ。この戦は矢張り織田方に弱味があつて、信孝は結局困を解いて皈つた。こんな次第で伊賀守と本願寺はもとより深い縁故があつた。乃ち文禄四年浅野氏の代官として任に日高にあるの日、今の御坊の地（あの頃は藪・名屋・島三村に係る荒地であつた）を拓いて、本願寺の爲に大に坊舎を営んだのである。伊賀の守のことは「紀州

戦国列伝」・「紀州郡主旧記」等に散見する外、徴すべきの史料がない。従つて歿年・享年等一切不明。たゞ南葵文庫所藏「佐竹伊賀働」といふ古記に依つて、その戦功の一端を窮ひ得られる。

3. 湯川左近の歌

亀山城主湯川直春の伯父、安藝守宗慶といふ人に左近という子息があつた。天正十三年亀山城落城の時年甫めて九歳、父に随ふて熊野に遁れやうとした。直春慰諭して郷に留らしめ、且つ我等戦死の後湯川一族の後生を弔ふべく佛門に入れと遺言した。左近は父の袖にすがり涙ながらに

たちわかれ　いつかは父をみくまのゝ　神よりほかに頼むかたなし

と詠じて銭したのであつた。これより従兄信春（即ち直春の弟、出家して祐存といふ）に養はれ、長じて藺坊舎の第二世となつた。西了坊祐円と称する者が即ちそれである。藺坊舎は今の別院の前身であることは言ふまでもない。按ずるに右の歌は、道成寺縁起にある歌から思いついた系圖作者の潤飾で、飾でこんな例はいくらもある。

4. 日高の藤六事　中村藤六

「芳養の弥七・日高の藤六」といふ諺がある。蓋し剛腹の謂である。弥七の伝は詳でないが、わが藤六は北塩屋中村氏の第四世である。父喜左衛門天正十五年豊太閤の築紫陣に参加し、その臣與十郎・喜作と共に戦死を遂げた。藤六此の時甫めて六歳、しっかりした後見人もなかつたので、遂に浪々の身となつた。長ずるに及んで精悍膂力あり、眼光人を射往々暴威を逞しうして、衆人の忌憚する所たり。「芳養の弥七・日高藤六」と相並んで剛腹の名を得たり。浅野氏入国の初め、土豪優遇の旨を以て過分の檢地を受け、譜代の下人を役して農耕に従事し家次第に富む。徳川氏入国するや、先づ土豪処分の爲六十人地士詮衛の事あり。藤六韜晦して敢えて名乗らず終に百姓となる。

5. 柿門の歌人 古屋夫人安益子

明治初年瀨見善水翁日高民政局知事となり、大いに国幸歌道の奨勵につとめた頃、翁の招きによつて斯幸の教授かたぐい吉田村八幡宮の神官になつて、和歌山から来た古屋菅賢といふ歌人があつた。安益子は即ち其の室である。安益子は那賀郡小倉村の人、文政十一年三月を以て生る。長じて和歌山湯川金兵衛なるものに養はれて町藝者となり、名を可能といつたが二十歳の頃感ずる所ありて、柿園（加納諸平）の門に入り、歌道を修めて才媛の譽が高かつた。後有田郡宮原なる吉田安年・栖原なる菊池海莊等に身をよせたことがあつた。安年其才を愛し幸資を給して京都に幸ばしむ。後幸大いに進み遂に柿門一流の名を得るに至つた。安政の頃名を安益子と改め、後某に嫁したが夫の死后又古屋菅賢に嫁して身を終へたが、晩年諸人の歌を選して、一千首ばかりの歌集となつたが刊行に至らなかつた。明治三十九年一月六日歿年七十八。夫菅賢の資に後るゝこと僅か二日であつた。町藝者可能が義憤して歌道に志したといふ動機は斯うである。可能女或時若殿原の宴席に侍し、三弦を弾きかけると座中の二・三子いきまき出し、そんなものは聞きたくない、乃公等は此の席で敷島の道の三十一文字を詠むのじゃ。其の方も道こそ変れ、歌で世を渡る身なら一つ詠んで見よ。詠まねば此場を立たせぬ、さあどうじやと三弦も撥も取上げて、寄つてたかつて面白半分にいじめたものだ。流石の才女も此の時ばかりは一言半句も出でず、泣いて詫びるばかりで果しがないから、遂に其のうちの一人在宥めて漸く賑らした。是から可能は女ながらも発憤して、翌朝加納諸平翁の門を敲き、事の由を述べて切に弟子入りを請ふたから、翁も其志を嘉して是を許し、されば今日の兼題で詠んで見よとて、若菜といふ題を與へた。そこで可能女生れてはじめて詠み出でたのは

「君が代に年つむ翁野に出でて 春をうれしと若菜つむなり」
これを初声として後には柿門一流の歌人となり、藩の名士古屋菅賢スガエの室として、友白髪シラガメの契を全うし、令名隠れなかつたのである。伊達千廣翁嘗て一書を與へて曰く、

東京にも女房の歌よみと申もあまた承り候得共、さしも驚くばかりは相見え不申西京には親子貞信サダノブなども候得共、出来不出来たしかならず、遠の事は不存候得共千廣が眼のふるゝ所にては、當代女流の歌は其御許にとゞまり申候。呉々も御捨不被成やう存候。何卒

東京へも御出ばやと存候事に候。御送附の御歌は人々に見せ誇可申候。云々

○新年海 安益子

けたの崎神代おぼへて海庭に その卯の年の年浪ぞたつ

○午寝

ひるがほの花の下紐打とけて 結ぶ夢路は夏としもなし

○水辺 月

谷川の岩にモッ縫れててる月の ひかりにきほう瀧の音かな

6. 富安の孝子 久藏翁

翁の事「紀伊讀風土記」に見え、また「南紀忠孝畧伝」に詳なるのみならず、近年牧野至誠氏によりて盛なる祭典を営まれて頓に著聞するに至る。翁は天田組下富安村農夫喜兵衛の男。生来聾加之家もとより貧窮なりしかば、幼より出でて他家に傭い人となり、余暇あれば則ち販りて父母を省み、其の心を樂ませることを怠らず。二十二歳父を失いし後は、一意母を安んずるに努む。老年に及んで主家を退き、近隣への日雇稼を以て纔に糊口の料を得孝養益々篤し。寛政十二年庄屋伊助状を具して藩の旌表を乞ふ。其の大庄屋への内申書に云へるあり。

乍恐口上覺

一、下富安村久藏と申至極貧窮之者にて有之候処、父喜兵衛儀は五十三年以前病死仕候。母なつ儀は長命にて當年九十二歳に相成申候。一子久藏は生付の聾にて身分不自由なるに候得共、元來生得実儀成者に有之候故、畸人乍も若時は隣家にて百姓奉公数年、全仕分限相応に快く親を養ひ申候。然る処右久藏儀は無妻にて、當年七十二歳に相成、年罹り寄り候に付奉公は得仕らず。村内近所にて日雇稼等仕、随分精出し老母を養ひ介抱等仕候儀に御座候就。夫右久藏儀万端何によらず老母の心に随ひ、望のもの等は至極貧しき中より色々相働き、老母に與へ悦せ申候儀に御座候段、隣の者共毎々申に付、私共儀も其後幾度も氣をつけ、夜分等も久藏処へ密に行き、戸の節穴より様子相窺ひ覗き見候処、弥々隣之者共申に不違、老母へ仕方手合にて知らせ申候通。少も不相背何にても可成だけは早速調べ、母

- へ與へ歡せ申候儀相違御座無候付、右久藏行狀書乍恐私より右之通相認め差上候。
- 一、極老母之儀故日五年以前より、耳遠く行歩不自由旁々寢込罷在候付、久藏儀近所へ日雇働に罷出候而も、一日三・四度宛は老母を見舞候而申事を足し申候。尤備れ参り候先方之障をも不行様、休み候間を考右之通親切に仕候。
- 一、朝は随分早く起き、一日之遣ひ水其他食物等の拵へ致し老母側に置き、又近所へ日雇稼に参り夜に入り宿へ販り候而は、老母を撫でさすり鼻にて嗅ぎ様子を考へ、其上寒中等には炬燵・火鉢の代りに、老母之足を懷に入れ暖め能く寝入り候迄暖め、夏は団扇にてあふぎ熟睡致候迄右之通介抱致し、一日一夜も懈怠なく老母に仕候儀相違無御座候。
- 一、下富安村より道成寺前茶屋迄道法凡八丁程も可有御座と奉存候。然之折節は餅・饅頭・飴・其他何にても母の望候節は、至極貧しき中より纒錢二・三分持参候、而右茶屋迄早速走り行調へ来り。則ち老母に與へ悦せ申候。
- 一、右調に行き候纒之錢一錢も無の時は、日雇賃錢の先借を致候。而も母の望候者悉く調べ與へ申候。
- 一、賃錢先借之処へは約束之通早速日雇稼に参無滞返濟致候由近所之者申候。
- 一、又或時は在中之儀故望候者右茶屋にも無之不調の節は、甚だ力を落し罷販無據相調はざる品を、手合仕方にて老母に断を申し、首を垂れ顔色を變じ涙を流し、誠氣之毒千萬なる久藏姿にて御座候。右は不調に而も不否座又手合仕方にて、老母より久藏へ知せ候へば、忽悦笑顔と成寔に一文不知の身、殊に聾にて聞事さへも不叶身分なれども、天性自然之道理に叶候哉。第一極老母の老を養候様子に相見へ申候云々
- 全年五月藩厚く之を賞し、年々米四石宛終身之を與ふ。享和二年五月母いそ女逝く、年九十四久藏は七十四也。爾後靈牌を奉じて追薦晝昏怠らず。文政五年十月廿九日享年九十四を以て逝く。法名天孝至道信士、碑は大溪寺墓地にあり。

7. 井原弥之助

三十木の生れである所から、俗に三十木弥之助と通称してゐる。日高はおろか紀州での畸人伝

の筆頭に置くべき人物で、その奇行逸話に富む点に於て本篇は「一村一人」の白眉である。矢之助父は井原二良左衛門正寅といひ母は龍田氏。其の少年時代は母方の縁によつて、奈良の親族に養はれ能に親しむこと年あり、横笛のうまいこと當時無双と称せられた。壯年郷に皈つて中山中組大庄屋となり、我を忘れて公事に狂奔した。串本の大滝は古来日高川五瀑の随一に置かれて流筏の難所たり。矢之助の大庄屋となるや、生得の俠骨を發揮して先づ川床の巖石を破砕し、溝を穿つて乗搓に便した。土民伝へて今に之を徳としてゐる。それから姉子・三十井川の村介に、所謂矢之助溝を通じて灌漑に利し、或は高津尾の蔽平（日高川左岸）に山脚を開いて所謂矢之助新田を起し、又三十木溪谷寺の衰頽を概して之が興隆に盡力した。時の郡部行兼御代官片山又兵衛日高を浚渫し、中山中組諸村に命じて舟を造らしめ、以て山産物の運送を便にせうとした。矢之助は大庄屋といふ役柄から、工事の総指揮に任じ中木村塩崎五郎左衛門といふ者を人夫目代とした。工成るの日矢之助ひそかに五郎左衛門に説いて、相互帳尻の吻合を圖つた所、五郎左衛門聞かず遂に両者の確執となつた。是に於て矢之助は事を構へて、五郎左衛門を某事件被告とし、自ら調整する所の吟味書を進達して、公辺の手續きを了し獄に投じて稍久しうして船津大隅芝に梟首した。後数年矢之助上阿田木權現の社木を切つて、大木の禁を犯し罪を得た。蓋し或土木の工賃に窮した結果の窮策から出たことである。當路議して之を追放に処すべく裁決した所、曩に矢之助の爲に厄に遭つた五郎左衛門の遺子某（出家して和歌山海善寺にあつたもの）、矢之助の旧悪を発き父の冤を哀訴した。乃ち改めて詮議あり遂に吉原（一説天田川原）に於て斬、首は三十木に送り骸は其処に止む。時に天和三年五月十三日、法名宝嶽院淨金信士といふ。矢之助平生才を恃んで、代官片山氏に礼を缺くの振舞があつた。氏深く之を含み、死刑執行の日更に特赦の恩名が御代官所に達したけれども、暫く秘して刎首の後始めて之を発表した。然して矢之助の絶命と時を同じうして、和歌山の片山氏の邸は不思議なる火災に逢ふて、全焼してしまつたといふ。矢之助の妻楠女は京の産れ（或は云、奈良の産れ）、また烈婦として著聞してゐる。矢之助の圀圍の人となるや深く決する所あり、其の刑を執行せらるゝ日、時を計つて先づ二人の愛児を殺し、垂いで自害して夫に殉じた。後人其の邸趾に祠を建てて夫妻を併祀した。矢之助の世に在るや直情径行、絶えて辺幅を飾らず爲に頗る奇行に富んでゐる。嘗て京を過ぎとある商舗の店頭に置いてあつた笛を執つて、従容として一曲

を奏した。傍あたかも人無きが如く其の調絶妙、道行く人皆歩を止めたと。また嘗って大阪を廻り足半草履アシナカソウリを穿いて潤歩する其の風體が、如何にも可笑しいので履物商某の店員之を見て、大いに嘲笑した。矢之助何思いけんつと這入って「拙者共の国では足半アシナカを履くのが法で、長草履なんか穿くものは御座らぬ。今所要あり足半の雪駄一千足御誂へ申すに、よって斯う云ふ式に某日まで、いそぎ調達してもらはう」とて、懷中から金子一兩二分を取出し「これは手付金じゃ」と渡して去った。店主は且つ驚き且つ怪んだが、手付金もあること故まん更と思つて、調製して待ったが矢之助は遂に再び訪れない。さては一杯喰はされたかと店主はじめて悟り、自團駄踏んだが及ばなかった。矢之助また居常勁勇と健脚を誇りとし、能の爲に奈良に召さるゝや、纔に会の前日三十木を発し、それでよく當日の役に加はつたという。

8. 奇石菟集家 光照寺觀潮和尚

觀潮は西岩代光照寺第五世にして法名梵空。天明六年（齡二十五歳）師跡を襲ひ、先住觀龍の病を看る事十八年。寺門の興隆に力を盡し、本堂及庫裡の造作を竣成し、進んで觀音堂・玄關・四脚門を建つ。晋山以降廿年にして一山の面目全く改まる。在職卅八年文政九年退隱、六年を経て全十一年四月十二日遷化す。觀潮日常奇石菟集愛玩すこと甚だし。文化年間化石數個を紀伊大納言に獻じて「撰趣院」の院号を授けられ、又聖護院及三宝院門跡熊野參詣の途次、特に御成の光榮に浴せることあり。

9. 奇石菟集家 生蓮寺 察應和尚

和尚は和佐狩谷家の出、元文元年を以て生る。生蓮寺円察について出家得度し、寛延三年（時に年十五）師蹟を相続す。宝曆十二年本堂再建・明和七年本尊再興、新宮殿を営む。安永六年両大師の刻成り、輪光蓮臺並に両宮殿を造りて安置す。天明四年梵鐘を鑄、鐘樓門を創建す。寛永五年境内觀音堂を営む。察應自ら持すること儉素、以上の工費概ね私費を以て成る。晩年三部經を書寫し（一字一石）境内に経塚を営む。寛政十二年十二月十七日寂す。壽六十五・臘五十一。察應また山水の癖あり、在世中虚無僧となりて諸州を遍歴し、得る所の奇石・化

石の類數百種に及び伝へて今に寺宝とす。又本堂前面の額（一宅山）の三字、並びに鐘樓門の前額（鳴鐘樓）の三字は、請によりて増正寺大僧正隆善の揮毫する所。寺の定紋も察應が華頂宮の殊遇を蒙るの故を以て、同宮家より拝領する所といふ。

○瓢石 狸毛

世の人の葉ぞ ふう石

○日髪石 里筵

幾年を経るとも朽ちぬ白髪石

10. 刺繍の名手 愛洲貞吉

「正恭記」に云ふ、貞吉性柔弱・動作女子の如し、従つて刺繍を能くす。就中縫手鞠に妙を得、或は山水・或は花鳥・或は人物等刺さずといふものなし。將た三弦に妙を得、義太夫三味を得意となす。大阪の名人越地太夫有田に來り、連行の三味彈病に罹り伏す。乃ち俄に之に代ふるに貞吉を以てせり。妙手たる事想ふべきなり。尚貞吉は上南部村東本庄の人。

11. 未生流の名人 糸川七郎兵衛

「正恭記」にまた曰く、七郎兵衛は北道の人。未生流插花の名人、号を廣円齊得甫といふ国会司たり。挿法のみならず草木の生來を論じ、日季の變化により挿法を研究し、みな天然に違ふことなし。家元未生家の伝書には、草木水揚法を暗号を以てせることは、金庫を授けて鍵を與へざるに同じとて、自養法を筆記し門弟に頒りて實に良師なり。

12. 文人画家 山崎善七

「正恭記」に云ふ、善七は南道の人。文人画を能くす。号を南洋といひ、後瓜溪庵生石といふ。芝草民が上南部村須賀神社に、奉納せし絵馬（今に存す）は南洋の筆なり。此馬は松本家（先代の頃）に飼ふところの駿馬なり。

13. 表装の巧者 今川清兵衛

「正恭記」に云ふ、清兵衛は北道の人。表装の巧者なり、仕立物の上手太田丈平（氣佐藤）と並称せらる。

14. 囲碁・将棋の名人 鈴木彦右衛門

「正恭記」に云ふ、彦右衛門・後六内と改む、筋の人。囲碁将棋の名人、殊に将棋は初段以上の力なりきといふ。

15. 湯川 賢藝

權律師賢藝法橋、俗姓は湯川・号は超溪。藺坊舎の第六世である。少時和州泊知に師事し、正徳四年正月十八歳にして就職（或は二十三歳）した。好淨寺智城師の記に曰く、「卓拔不霸資、口辨文章あり、自筆の記述少しとせず。好んで天下を游行し、道を説いて人を化し滔々販るを忘る。門徒輩慊焉本山に請ふ所あり」享保十九年正月自庵、高家道場（今の西円寺）に塾居を命ぜらる。寛保三年六月五日寂す。賢藝嘗つて需に応じ「にし町」の三大字を五端幟に書む。筆力奔走墨痕淋漓たり。小竹八幡宮の秋祭に幟を松原に並列するや、航海の船中之のみ鮮明読み得べかりしといふ。今なほ西町にあるものは其の模寫なり」と傑僧の面目躍り如たららずや。

16. 怪力 龍田八左衛門正利

川中村田尻龍田氏の祖に八左衛門正利とて、山家同心の小頭役をつとめた人があつた。強弓・強力當時無双といはれた傑物で、伝ふべく逸話も少なくはない。八左衛門ある時有田郡湯浅へ行った所、町はづれに擔石とて、米一石の目方があるといふ石があつたので、これは恰好な腰掛けじゃと、捲り上げたお尻を其儘べたりと付けて一服して居るほどに、彼の町中で腕利の壯漢七人、突如彼の前に現れ

「やい山間の矮男トコ、その石は諸人力を試みる寶石で、常に清淨に秘藏する所の石じゃ。其方今腰打掛けて汚したのは失敬千万な奴、これよりその石を河に持参して清水で洗ふか、

それが出来ぬとあらば酒を以てすつきり洗ひ清めよ。その儀何れも叶はずば、我等存分の計りあり、返答や如何に」

と各々肩を怒らし鉢巻きなどして、傍若無人に罵り叫びつ詰めよつた。八左衛門自若として答へて曰く

「左様に貴い石じゃとは拙者一向に存じ申さず、道の側にある故こりや手頃の腰掛石と、腰をおろしたままでのこと、汚れて悪くば御辺達の御望にまかせ、いでく洗い淨めて進ぜよう」

と言ひも敢へず、件の石をかついですたくと河の方へいくかと見るに、路傍にとある糞壺へドバンとばかりに投げこんで

「そりや洗つてやった、大きに御苦勞じやった」
と云い捨てゝ悠々として立ち去つた。流石の壯漢七人も呆然として、見送るのみであつたといふ。

17. 山路郷の先覺者 吉本伍助

伍助後任（たもつ）と改む、福井村與次右衛門の三男。天保十一年京に上つて、元侍医水口近江守に随ひ漢孝や医術を孝び販来、紀藩に出仕し傍和歌山で医業を開いた。後藩命で江戸に出で、紀候の赤阪邸に勤務した。こんな経歴を有する所から、広く他藩の士と交を結び、和歌山でも新智識として重宝がられてゐた。文久三年大和天誅組乱を作すや、彼は藩の新人ではあるし、紀和国境の地理には精通して居るし、する所から派遣せられて、龍神村小又川の陣營に到り、専ら外交事務を掌握した。斯くて水郡長雄等決死の徒、痛手を負ふて上山路の丹生川奥に來り、更に山を據じて龍神村小又川谷へ降つて來た処、彼は獨り応接の衝に當り、機宣の措置を誤らなかつた。脱走組の隊長水郡長雄詠あり

鬼神もおそれざりしが 誠ある人の情けに袖ぬらしけり

と。それから此の脱走者を和歌山へ護送するについても、伍助深く意を用ひて、武士の面目を保たしめることに努め、一行皆感泣したのであつた。伍助後任タモツと改称し日高民政局に出仕し

たが、少参事瀬見善水と意気投合し、明治新政の初に當つて、人心を新にするやうな施設が多かつた。山路の下柳瀬から上福井に通ずる、桃野井溝を開いたのも彼の力であつた。三百瀬新池の築造に盡したのも彼であつた。東国から養蚕製絲の事に勝れた婦女を雇入れたり、桑苗や蚕種や座繰機械を購入して、山路郷へ養蚕を始めさせたのも彼であつた。單行本を頒つて人の道を説き、産業の奨励に力めたのも彼であつた。其の設備の巧拙や成敗は姑く云はぬ。彼は実に山路郷の先覺者であつた。

18. 篤信家 糸田久左衛門

本篇は某所に於ける余の講演の一節である。諸君日高にこんな俚謡があります。

御坊東町箒はいらぬ 大御堂まいりのすそではく

と。大御堂は本願寺別院で、元は乱世の豪族湯川氏の氏寺でありました。此の湯川氏が眞宗に皈依した動機を訪ねて見ますと、後奈良天皇の御宇、西本願寺第十世の門跡證如上人の時、三郡の領主湯川直光（即直春の父）公豫て眞宗を信じ、法主の説教にも預かり入道して、政岸と称して参りましたところ、或年細川・三好の両氏事を構ふるや、直光公は細川家との旧誼を省み、且は老來の英氣を試みると、全氏に属して摂州江口に戦ひましたが、時利あらず一敗地に塗れるといふ悲境に陥りました。宗主證如上人深く直光に同情し、爲に石山本願寺に匿ひ、次いで騎馬三十騎を附して日高へ皈らして呉れました。其のおかげで直光公は纔に一命を全することが出来ましたのを悦び、報謝の爲にとて吉原浦に一字を創したのが抑もの濫觴で、直光公は靈夢によつて、星尾の神光寺から御本尊を迎へました。星尾は御承知の有田郡保田村星尾であります。天正十三年豊臣軍の攻畧するや、湯川の一族此の御本尊を奉じて熊野に奔りましたが、翌十四年乱止んで、本尊また熊野より上り、吉原坊舎は兵火に罹つて居たので、藺浦古寺内の假堂へ安置せられることになりました。所が此の年神光寺竊に人をして、此の本尊を奪はしめたのであります。是に於て藺坊舎は湯川家の滅亡といひ、寺の焼失といひ、重ねくの不孝に加ふるに、此の痛心事に遭ひ人々途方に暮れるばかりでありました。所が茲に糸田久左衛

門とて財部村の住人で、法義篤信の人がありました。深く自ら決する所あり、單身鹿瀬を越ゑて有田に入り、遂に再び神光寺から御本尊を奪ひ回したのであります。伝ふる所によりますと、久左衛門が佛様を負ふて鹿瀬の阪を上るとき、突如後方から彼を追ふて疾呼する者がありました。覩れば一矢流星の如く、突嗟に胸を蔽へば不思議や、矢面に立てる久左衛門の胸部には、いさゝかの傷もありません。彼はもう夢中で御坊へ馳せ皈り、本尊を壇上に安んずれば畏るべし、長矢御胸深く立ってゐるではありませんか。此の矢痕は今でも歴々として仰ぎ見ることが出来るのであります。糸田の裔は此の時の功を以て、毎年正月に別院から鏡餅を贈られることになりました。徳川初世の文書に財部組大庄屋糸田久太夫と、署名せるものが残ってゐますが、この久太夫は即ち右の久左衛門の裔であります（下畧）。

19. 鶴が城主 玉置紋之助直次

鶴が城主玉置氏といへば、乱世に於ける山路郷の領主。和佐手取城主玉置氏と同族たること云ふまでもない（和佐玉置氏と分つ爲に采邑の名を、そのまゝ山地氏とも云った。莊の名も山地と書くのが正しいので、今の村名山路は誰が名付けたのか知らぬが、歴史を無視した愚な書方である）。天正年間和佐も山地も落城して、両氏とも所領に離れてゐたが、家柄だけに山地氏は、東の里に広壯な邸を構へて、子孫累代一郷の声望を聚めてゐた。玉置紋之助直次は即ち此の権門の嫡流として、徳川初世に生れたのであった。由来同家には四天王と称する重臣が四氏（久保・古久保・小川・松本）があつたが、この頃では松本氏最も勢力を得、山地組の大庄屋として、飛ぶ鳥をも落す勢であつた。従つて旧主家に対しても往々非礼の振舞もあり、當主彦太郎の内行にも議すべき点があつた。延宝八年正月元旦松本彦太郎は、年礼のため主家を訪ひ、將に辞し去ろうとして玄関まで出て来た時白刃が閃めいた。「おのれ主家を蔑にする逆臣奴ー」と大喝して打下した刃は、紋之助の所期に違ふて鴨居を傷けたのみで、當の敵彦太郎はひらりと身をかはし、却つて紋之助を縛して柄久保に幽閉してしまつた。紋之助が重臣彦太郎を斬らうとした事件の裏には余程複雑な事情がある。余輩が考究する所を以てすれば、單に松本氏の態度が専横だとか、非礼だとかいふ理由では無かつたらしいが、こゝではそれを深究しないこ

とにする。兎に角紋之助は狂人扱にされて、栃久保の圀圍から更に宮代の小原といふ所の獄に移され、水氣のものを一切給せず、遂に渴死せしめらるゝに至った。時に翌延宝九年七月三日法名天長院覺海淨智居士。こんな最期を遂げた紋之助に対しては、里人の同情翁然として集まりその獄に在るの日、窃に茶や水を持って行つては慰める者もあり、松本氏の仕打を心悪く思はぬ者としては無かつた。今も紋之助の墓に水を持って詣れば、何でも病氣一種は癒して呉れるなどいふ。

20. 民政局知事 瀬見善水

瀬見翁の人物に就いては世既に定評あり、今また蛇足を加ふる必要を見ないし、元より畸人伝中の人として扱ふべきではないのであるが、本篇もどうやら種切れにならうとする折柄、畸人の意義を宏義に解して、兎に角一癖あつた人物をとることゝする。諒焉。

江川組大庄屋から擧げられて、日高民政局の知局事となつた瀬見翁は、どちらかといへば剃刀じゃなかつたが、熱誠篤実・堅忍力行と行つた型の人で、明治新政の創始者として、今の流行語である所の民力涵養の実行者であつた。而も其の施設する所悉く積極的で、ハイカラで不孝失敗に終つたこともあつたが、兎に角あの頃にあれだけの仕事をした。翁は日高の先覺者として推称する價値が充分ある。今事業の結果から見て、翁の民力涵養要綱ともいふべきものを擧げんか

一、文教の振起（主として国孝奨勵）

▽江川翁や古屋翁の日高へ来たのは此の頃であつた。小原師の鳳生寺に居たのもこの頃である。

二、交通運輸機関整備（道路改修河川浚渫）

▽山地往来（三里峰越）の改修や鹿瀬改修を、盛にやつたのはこの頃であつた。日高川床の岩石を破碎したのもこの頃であつた。

三、産業の奨勵（池溝開拓・新田興起）

▽原翁や吉本翁を用ひて、産業を奨勵したのはこの頃であつた。篤農家を表彰して農具を

賞與したのもこの頃であつた。

翁後有田郡民政局兼務となり、全郡に於ても大ひに其の抱負を實行しようとして試みた。然も翁の施設は余りに熱心で、余りに進歩的であつた爲、日高よりも民度の高い有田郡に於てすら怨嗟の声がおこり、遂に「日高から不順の蟬が飛んで来た」と歌はれた。

21. 八千貫城主 津村式部丞信秀

切目村西之地の八千貫城主津村式部丞信秀といふは、甲斐源氏津村權六信政の裔である。この信政は足利尊氏に仕へ、室町幕府開創と共に近江国で一郡の領主となり、それより六郎信吉・喜六信忠・左衛門助信留・助之丞信信・助八郎信光伝へて式部丞信秀に至つたものであるが、永祿七年故あつて浪人となり、乃ち熊野三山巡拝を目的に遙々紀州路を下つて来る途中、日高郡原谷といふ所で、突として一頭の手負猪の馳せて来るのに遭つた。あはやといふ間もあらず、件の猪は信秀めがけて飛びかゝらうとしたが、そこは手慣れたもので周章せず・騒がず、ひらりと身をかはずと共に見んごとこれを打留めた。折から龜山城主湯川直春公狩場より此の體を見られて、「天晴れの振舞よー」嘆賞惜かず。近づいて何国の何といふ武士かとの御尋ねに、「拙者は様子あつて熊野へ罷り出やうとする者。御山狩とは存ぜず通合させた所へ、猛猪の馳せ来るに遭ひ是非なく打留め申した次第、御免・御免」といふやうな所から、懇意になり遂に足を湯川家に留めることになった。後日高の内和田・上野・切目等の諸邑をあてがはれて西之地に居城し、天正十三年の龜山落城から、翌年直春公が大和の郡山で客死するまで、終始御供をして忠勤を抽でたのである（此の事は湯川記其の他旧戦記にも出てゐる）。さて式部丞信秀主君直春公殉じて大和で討死にしたとき、其の子信助は年甫めて六才であつたから、切目のさる農家へ育成方を托されてあつた。信助成長の後五体王子の神職となり、子孫相承けて明治に至つたのである。「八千貫城」とは領地が八千貫であつたといふ意味でなく、單に城の名稱に過ぎない。「續風土記」西之地の条にある津村家の記事は、全く年代的觀念のない男が書いたやうな文で、非常に錯誤に陥つてゐる。

22. 龍神家の猛者 皆瀬彈正正信

治承四年五月廿六日源三位頼政は、宇治平等院扇芝に敗死し、あはれ源氏再興運動の第一の犠牲とはなった。時に頼政の子頼氏（美濃五郎と称し、大和守と号す）も京都に留り得ないで、纔に身を以て紀州に遁れ、日高川の源龍神谷へ分け入って、此の谷の上下五里の所を領有した。其の居住の地を殿垣内と呼び、今も龍神村湯本の奥に旧跡がある。正信は即ちその裔で皆瀬彈正といひ、小又川に別業を構へて居常往来し、皆瀬明神と八幡祠を造営した。足利の末期乱世に人と成った彼は、生れながらにて剽悍無比・夙に郷人の畏憚する所であつたが、遂に反対派數十名密に謀って彼を除かんとし、天文七年七月十五日の盆踊りに事よせて事を擧げ、夜陰に乗じて来襲した。正信は元より衆寡敵せざるを知るも、而も生得の豪勇を發揮し、縦横無盡に斬って・斬って・斬りまくり寄手の膽を奪ふたが、結局・結局大小拾餘創を蒙り、今はこれまでと其の族立鉄・氏則・家久の三人と枕を並べ討死にしまつた。年僅かに三十有六・弟正儀も亦「後の彈正」といわれた豪の者、兄に殉じて死なうとしたが、正信苦諭して曰く「我なき後汝我が遺孤を援けて家を立てよ。今にして汝も死なば三歳の幼児、能く遂に何をかなさんや」と、正義遂に思い止り、正信の遺児鶴千代を守り立て成人せしめた。それで正義の在世中は皆恐れて従ひ、寄るものもなかつたが、彼の没後鶴千代は恩ある人の一周忌を営まうとして準備中の折節、何者とも知れず茶の木の間に忍び討を打って去つた。鶴千代の子皆瀬惣助の時、世は漸く治まり南龍公御入国、龍神へ御入湯の沙汰さへあるに至つた（併しそれは遂に沙汰止みになつた）。

23. 鼓の名手 鈴木源太郎

其の祖豊島某、関ヶ原の役に東軍に属し奮戦遂に陣歿。其の効を以て慶長十一年子角左衛門に、常州茨城郡の内貳百石を賜ふ。其の子内膳故あつて所領を離れ、寛永年間來つて日高郡寒川村に蟄居、其子作次同郡小松原（今の湯川村）に來住、其の頃より苗字を寒川と云つた。鼓の名手鈴木源太郎は即ち此の作次の男。寛永十八年小松原に生れた。全癸未（二十年）三歳で鼓を打つたが幼童に似合ぬうまさ、それが忽ち大評判になつて廣御殿へも聞こゑた（廣御殿とは藩

主南龍公の御別邸である。乃ち御召出あつて御前試演の光榮に浴したが、うまいと云ふ世評に違はず、浅からぬ御感賞に多大の面目を施して引退ったが、此の時（苗字は何といふか）と云うお尋ねがあつたので、寒川と申す由拝答したら、自今鈴木と名乗れと御意つての上賜ふに、左の目録を以てせられた。

一、御刀 壹腰

一、御具足 壹領

一、御紋付上下 壹具

一、太鼓

正保三年丙戌源太郎六歳の時、禁裏より御召に依つて罷出、忝くも御前演奏の至榮を擔ひ、御感斜ならず御褒賞として、燕の御蒔絵ある太鼓一張を賜ひ（南龍公の御意に依つて燕の鼓と唱へ奉る）、一院御所様よりも枚原紙竝に御銀を拝領した。次ぎに正保四丁亥年七歳にして公儀へ召出され（將軍家光）、それからずつと江戸に留つてゐた。併し江戸へ出てからは兎角健康も勝れず、終始藥餌にばかり親しんでゐた（此処十年ばかりの消息は詳でない）。明曆三丁酉飯国加養すべき旨恩命あり、乃ち江戸を辞して飯郷の途次、和歌山の城下も程遠らぬ山口の里まで来てはかなくなつた。時に八月三日年十七であつた。鈴木太兵衛家を継いで熊野銅山方拝命、後日高郡中山中組大庄屋も勤めた。太兵衛の孫喜兵衛は南谷組大庄屋と爲り、御勘定奉行所屬支配の地士にまで取立てられ、其の子左次兵衛は志賀組大莊屋助となり、其の孫左次兵衛は幕末武藝肝煎で鳴らしたものだ。嘉永頃日高の御代官を勤めた鈴木悌藏といふ人も、矢張り鈴木氏の一族らしいが、左次兵衛との続柄が明かでない。奇童鈴木源太郎の裔は、今も御坊町大字島鈴木通太郎氏で、祖先の遺物や古文書類は立派に保存されてゐる。

24. 雑賀戦の勇士 川瀬七郎次郎

志賀の人川瀬常角の長子。龜山城主湯川家に仕へ、其の重臣湊惣左衛門の女聳なりしが、其の妻円行修らず七郎次郎怒りて之を殺す。川瀬・湊両家の確執是より起る。既にして惣左衛門手勢を催して上志賀に来襲す。七郎次郎謂へらく敵は湯川の家老たり。之と戈を交へては勝つと

も終に我に不利に飯せん。如かず遁れて鋭鋒を避けんにはと、乃ちその族小畑六郎右衛門は七郎次郎の妹婿に託するに、儀事を以てし最愛の一子（當年二歳の男児）を預けて北奔す。弟弥三郎之に随ひ相携へて、海士郡雜賀村鈴木孫市に頼る、時に天正三年なり。翌四年本願寺光佐織田氏と事を構ふるや、鈴木氏本願寺に黨し兵を出して大阪に籠城す。七郎次郎兄弟またこれに随ひて出陣し、弥三郎此処に戦歿す。天正八年光佐紀州雜賀に引退するに當り、七郎次郎等随ふ。次いで織田勢雜賀に迫りて激戦あり、七郎次郎敵二十七騎を討取り殊功を立てしが、遂に之に戦死す。即ち本願寺光佐の引導にて之を礼葬し、碑を鷺森御坊境内に立つ。

25. 漁網の考案者 岡本正岸

俗稱は次左衛門、漁具改良の爲に工夫をこらすこと多年、後に繩を以て網を作り・藤蔓を以て袋を製し、以て一張の具體的地曳網を案出した。名づけて新出来網といひ、試みに村民をして使用せしめた所成績頗る良く、爾後この新案によつて漸次斯業の發達を招くに至つた。その株伝へて新出来網といふ。この貢獻者次左衛門は大永七年没した。貞亨元年六月十七日の夜和田浦の漁夫何某、密に之を奪ひ何食わぬ顔をしてゐた。次左衛門の裔左近太夫之を發見し、弟と二人で之を奪還しに行き、論争の餘遂に格闘となり弟は重傷を負ふ。母堂は聞いて卒倒するといふ騒ぎ。而し後日公辺に訴へて勝を得

爾後年々水主米八石を分担せしむること

といふ条件の下に、事の落着を見たこともあつた。この左近太夫は元禄十二年に歿した。

26. 善行の夫妻 杵谷ゆみ女

上山路村大字東杉谷家は、「鶴が城」城主玉置氏の裔與右衛門之助直義を祖とする名門で、古來積善の家として知られてゐる。近世山家同心の株を譲受ける必要上杵谷と改姓したが、実は玉置氏である。爲左衛門は始め庄屋役を勤めたが、後私塾を開いて村童教育に没頭すること四十年、實に天保八年から明治九年に亘り、畢生の心血を傾倒したと云つてもよい位。そこで明治十年七十九歳の時、時の縣令神山郡廉によつて、篤く表彰せられ「身は既に八十の高齡に垂

んとすれども、尚矚矚として志操を変ぜず、其慈仁温良の行蹟村内擧つて感賞致候趣相聞奇特の儀」と云ふ賞辞を受けた。ゆみ女は即ち其の室である。文化元年三月五日小家村（今の下山路）五味家に出で、父を勝之助と云ひゆみはその長女。爲左衛門に嫁ひで後内助著しく、遂に

第六大区六小区 東村

平民枚谷欽十郎母

五味 ゆみ

七十二年六ヶ月

其方儀兼て心得振宜しく、夫爲左衛門に仕ふる貞順温和にして、其齡已に七十有余に至ると雖も、日夜能家政を綜理し、且つ子孫雇人等を遇する。常に慈仁を專に致候より、家族自ら一和親睦致居候趣奇特の儀（云々）

明治十年九月二十一日

和歌山縣

といふ賞状を授けられた。十七年六月二日歿、法名慈性院積芳善大姉享年八十歳

27. 女丈夫 玉置直和の室

天正十三年湯川直春、其の女婿玉置直和（和佐手取城主）と協力豊臣氏に抗せんとす、直和應ぜず却て款を豊臣氏に納れんとするの意あり。直春怒りて手取城を陥れんとし、先づ使して其の女（直和の室）に離婚復販すべきことを告げしむ。女背かずして「湯川記」に所謂「親子ひきわかれ敵味方となること、天の冥加も悲しう候へも、一度夫妻の縁を結び年頃慣れし身の、此の節に及んで如何に夫を見放し候べき。一命を惜み夫を見捨てゝは、永く湯川の家名を汚し、却つて不幸の身とならん。父上も斯ばかりの理を辨へさせられぬにはあらねど、さすが恩愛にほざされ給ひての御心の内こそ忝けれ。妾はもとより女の身、矢一筋の便りとなる身にてもあらねば、此の城を枕として兎にも角にもなるべし」と、涙ながらに使者を諭して販らしむ。直春聞いて「女ながらも天晴の志なれ」と感賞あり、さて置くべきにもあらねばとて、島右馬允を將として、精銳を遣つて和佐を攻めしむ。是に於て坂の瀬の戦あり、天正十三年三月二十五日城一旦陥りしも、やがて豊臣氏南征の報あり、右馬允兵を収めて販る。既にして京軍来伐湯

川氏は南奔し、玉置は皈降せしが女の終る所詳ならず。湯川氏系圖には
直光……直春……光春……（其の兄弟に少弥・蝶（女子））伯邦あり……重廣
とあり、和佐光性寺位牌には

表に 掩粧東陽英贈大姉精靈位
裏 湯河中書直春嫡女高直悲母施主次男定春

とある。尤も此の位牌は余の見る所を以てすれば、享保頃かそれより稍後に拵へたもので、無論天正頃のものじゃない。坂の瀬の位置につき久保田三郎大人に呈す。前略豫て疑問になってゐる。坂の瀬の位置は今に判明致しませぬ。たゞ近頃「若州湯川彦右衛門覺書」と云ふものが手に入り、その中に次のやうな一節があることが眼につきました。

「扱玉置仙光院は湯川聲にて、日高郡の内和佐と申所の、坂の瀬と申所に居城あり。又本城は和佐の奥別所谷と云ふ所に手取と云ふ山城あり云々」

因つて想ふに亀山城に対する「小松原の土居」のやうなものがあつたらしい。そこで更に「紀伊續風土記」川上莊和佐村の章を調べて見ますと、「玉置屋敷」なる条下に

「村中にあり、土居と云ふ。又玉置明屋敷ともいふ。今畑となれり、此玉置氏邸の地なり」

とあります。この屋敷跡は今どのへんになつてゐるか未だ調べませぬが、兎に角坂の瀬と云ふのは續風土記に謂ふところの屋敷跡（即ち土居）の辺であつたものと思へます。そして湯川勢が押寄せて攻陥したといふ和佐城も、つまり此の土居を指したものと思はれます。

28. 愛田姓御免の七郎兵衛

南龍院公南部の千里王子社へ御社参の時

「御神躰御莊嚴被仰付 御紋御葵の彫刻御座候 獅子一對三ツ具足御寄進被爲遊其以後御絵馬二枚被爲掛候

寛文四辰年遠藤兵右衛門殿御承貳間半に貳間の拝殿御建立被爲遊候 尤拝殿は只今は無御座候」

と由緒書にもあり、「南部組大指出帳」にもある通り、公と千里王子とはなか／＼因縁が深い、神主愛田氏の苗字に就ても面白い家伝がある。曰く

南龍公御社参の際、祖先七郎兵衛等御目見えを許されて、さて「にじは？」との御尋ねに、七兵衛不圖

勘違ひして「間（あいだ）に沖へ立ちまする」と申上げたので、公はからくと打笑せ給ひ「それでは自今苗字を愛田と称せよ」と御意遊ばされたとある。

この事「新福寺記」には

「南龍院様御社参の砌、神主七郎兵衛假名を尋ねさせられ、愛敬多くてよく笑ふ奴なれば、自今愛多といふべし、と御上意下され給へり。恐れ謹みて其れより以後此の称を呼び伝ふ」と。

29. 山内静太郎繁憲

翁は常磐園繁樹の嫡子、文化十年南部に生る。家は世々田辺藩の地土を勤めて、一郷の名門長ずるに及んで、祖業を襲ふて酒造を営み、後須賀社の神職にもなった。通称保補老いて静太郎と改む。蓋し山静、如太古の語にとると。翁は多藝・多能・多趣味の人で、皇国幸は即ち其家學であつたが、其の余漢籍をも涉獵した。書畫・骨董・詩歌・劔鎗・弓馬・茶花・能樂から俗曲に至るまで、やらぬものはなかつた。性もとより温雅、清酒・山水を好み慈善心に厚く、亦頗る客を款待したから、熊野温有の雅人で翁を訪ばざるものなく、いつも千客万来の有様であつたといふ。翁の家業は造酒であつたが、居住風流を以て自ら任じ「世人は白壁の日に映ずるを以て榮とすれど、我は松翠檐に滴るを以て快とする」と言つて、庭園四時花を絶たず。興至れば鼓をうち二弦を弾じ、自ら楽しんで世上の榮華を顧みず、和歌は父繁樹翁及び本居内遠を師とし、熊代繁里とも親しかつた。明治十二年二月十一日歿年六十七。

試筆

諸人の言葉の花も今日よりや 筆の林にさきはじむらむ

（前号玉置直和の室に関する、湯川直春の娘の系圖は一先づ取消す事とする。讀者諒せよ）

30. 博孝の人 源行寺智観

「田辺史」文化七年二月の条に「用金五十貫四百匁を命ぜらる、乃配賦左の如し」とあつて

其者慈幸屋仙右衛門六貫匁・堅田屋喜重四貫目・原和七、魚屋円兵衛茲に三貫百目・秋津屋兵作、富田屋林右衛門茲に二貫三百目・小川九兵衛二貫五百目・富田屋熊右衛門、油屋長兵衛茲に一貫五百目・富

田屋善六吉貫三百目・山家屋六郎太夫、富田屋五兵衛、油屋新右衛門茲に一貫百目、其他差あり

で慈航屋（慈幸屋にもつくる）が筆頭に置かれてある、知るべし。當時田辺町随一の富豪たりしことを。所がこの慈幸屋仙右衛門どういふ縁故からか、源行寺智觀の熱心な信者であった。安藤家の剥民の政は毎度のことであったが、此の時六貫目調達には流石の仙右衛門も困じ果てゝ苦慮慘憺の余り、遂に來つて源行寺を訪ひ、智觀も見えて

「こんな事を御伺ひ致しますのはどうかと思ひますが、思案に余つて何も彼も打ち明けて申し上げます。実は……………」

とて事の次第を述べ「此の場合どう致せばよろしいか、御高教に預りたい」と嘆願した。智觀聞きもあへず

「王法を表するは実に此の時じゃ、佛恩に報ずると云ふもの畢竟は此の謂じゃ」

とて奮つて御御用金調達に盡力すべきことを教へ、且つ將來の家計は斯くくせよと、具体的に懇諭する所があった。仙右衛門是に至つて愁眉を開き

「まことにく雲霧を開いて天日を仰ぐの感があります」

とて、欣然として家路を急いだ。飯來仙右衛門の齊らいものは何、彼は家族と店員を集めて徐ろに告げて曰く

「この度非常の御用金を命ぜられたこと、御前等のよく知る所。自分以後一大決心を以て、家政を改革し、上下一心勤儉力行につとめなければならぬ。それについて自分は茲に、これだれのことを誓つて置く」

とて、其の実行方案を示した。曰く

- 一、食事上下の差別を止め、麥飯を廃し一同に米の飯を食はせる。
- 二、給金は……………を増給す。
- 三、早起きは今までよりも一際早くしよう。
- 四、面々の賜暇飯省日数は爾後半減にする。
- 五、店は売方すべて一割方引下げること。

と衆皆感泣飯せずして、主家の爲に身を忘れて盡瘁することになり、慈幸屋の家運隆々、其の繁昌は旧に倍するに至つた。智觀の人を化する、概ねこの類である。そこで「それを知らぬも

のは名屋の源行寺」と云ふ諺が出来た（人よ何によらず解決に苦しむことが出来たら、源行寺へ行つて、智観法師に教を乞へ。源行寺と云ふのは、名屋の東向の御寺である）との意である。彼は天保三年七月七日年八十一を以て遷化した。

31. 雅人 湯川氏第十代政春

宮内少輔政春は、直光の父直春から祖父に當る。和漢の兵書を孝んで軍事に長じ、また歌をよくし、宗祇法師と雅交濃やかであった。宗祇は有名な連歌師、而も彼は卑賤の出（紀州有田郡藤並の産伎樂師の子、少にして律僧となるとある）であつたので、氏と云ふものがなく連歌の功によつて、「花の下」の号を天子から賜るのに頗る都合が悪かつた。政春は磊落な性とて之を聞いて、「それじゃ湯川の氏を名乗れ、なめに構ふものか」といつた調子、宗祇是に於いて湯川氏を名乗り、遂に「花の下」を頂戴することが出来た。吟あり

“あらぬ名をかるや山彦ほとゝぎす”
政春之に對して

“たゞ卯の花は峯の白雲”

と、この政春は連歌会を開く爲に、小松原土居の地に歌仙堂をつくり、同好者を会して雅遊を試みるなどの風懷もあつた。宗祇曾て歌仙堂に遊んで吟あり

“蔭涼しなほ木高かれ小松原”

32. 上郷一揆の殊勲者 尾中太郎左衛門

尾中太郎左衛門は小中村（今の西内原村）の土豪であつた。湯川氏の始めて牟婁を出でて日高に来るや、太郎左衛門志賀惣松なるものと語らひ、これに黨した。伝ふ所によると、湯川氏が丸山の蛭が崎に陣して、上郷一揆（その内原に起つた一揆）と戦ふや、太郎左衛門等田家川（今の高家川・即ち西川）の高橋辺より、一揆の背後を衝き近郷を難なく平定、湯川家百年の基礎定まると。今も大崩・死人・土生などの地名が残つてゐる。太郎左衛門の裔は爾来ずっと湯川氏に仕へ度々戦功あり、小中村の中で所領を賜つた。直光の代當主弥左衛門に湯川氏の姓を

名乗ること、及び家紋を免許さる。弥左衛門の女は亀山城に入り、直光の寵を得て一子鹿鶴を擧ぐ。此の兎後弥左衛門の名跡を継ぐ（湯川姓及家紋免許のことは、恐らくは鹿鶴が相続後のことであらう）。

33. 龍田八郎兵衛兼次

田尻村龍田家の祖八兵衛正兼の男、鉄砲の名手であった所から、正保年間山家同心の制定めらるゝや、擧げられて其の小頭役となる。曾て菩提所三佐安樂寺に詣でんとて、弥之谷を過ぐるに、突如畑ヶ瀬の方から一頭の手負猪の疾駆し来たるに会ふ。八郎兵衛すかさず壹尺六寸細身無銘一刀を抜いて、猪の背を躍り越ゑ乍ら斬りつけたるに、露過たず胴中より眞ッ二つになつたと云ふ。爾後この刃を猪切丸と呼び家宝とすとある。八郎兵衛は元禄九年七月三日歿。松巖院光譽道慶禪定門。

34. 日高騒動の首魁 三郎兵衛と孫四郎

その成敗の跡から見て、百姓一揆だとか愚民の暴動だとか（時の將軍に憚る所があつて斯う云ふのであらうが）。昔の史家も随分酷い事を云つたものだ。慶長二十年（即ち元和元年）大阪夏之陣に乗じて起こつた、所謂紀州一揆を純然たる百姓一揆と観るなどは大なる錯誤である。「浅野家文書」によれば

日高郡

慶長廿年五月廿九日一揆起

| | | |
|--------|--------------|-----|
| 一、高 | 千七百四十石 | 高家村 |
| 一、高 | 六百八十二石七斗 | 小中村 |
| 一、高 | 五百八十五石六斗 | 小池村 |
| 一、高 | 千六百六十石 | 志賀村 |
| 一、高 | 千七十五石六斗 | 財部村 |
| 日高分合 | 五千七百七十七石三斗六升 | |
| 日高成敗人数 | 二百五十二人 | |

とあつて、高家村の住人西村孫四郎・小池村の住人寺井孫右衛門・志賀村の住人中村三郎兵衛・財部村の住人財部兵衛などいふ、日高上郷の土豪は弓矢執る身の今こそ起つて、大阪方に馳せ参じ大いに家名を擧げばやと、燃ゆるが如き功名心に驅られて、遂に湊惣左衛門なるものを盟主と仰いで、奮起したのであつた。中にも中村三郎兵衛の如きは、由緒あつて志賀莊に住すること数代、志賀五ヶ村の名主として、飛ぶ鳥をも落すやうな勢であつた。時に同村に畠山政氏（畠山氏の裔）なるものあり、三郎兵衛之を語らうて、味方に引き入れやうとしたが政氏背かず、却つて之を苦諫したため、元和元年四月十九日遂に三郎兵衛の刎首する所となつた（政氏の族多く之に死す）。三郎兵衛や孫四郎は、政氏の首を鎗の穂先に貫いて、村々を持ち廻り（我等に味方しないものは之れ此の通り）と頻りに同勢を狩り集めた。併し形勢は彼等に不利であつた。彼等の計画の熟しないうちに、反対派から国守浅野氏へ注進櫛の齒を引くが如く。一方大阪城は前役の大瘡病によつて、所詮徳川勢に敵することが出来なかつた。此の時日高で三郎兵衛の一黨に味方しないで、飽くまで浅野氏に忠誠を抽んでた爲、後になつて重い恩賞に預つたのは、高家の玉置氏・志賀の川瀬氏・田尻の龍田氏等で、就中玉置氏は高家の地三分の一を給せられ、三分一家と通称されるに至つた。三郎兵衛等は曩の首を堤げて、大阪指して進発すると、間も無く大阪は落城する。浅野勢は南下するといふなさない羽目に陥り、財部兵衛・寺井孫右衛門等先づ捕らえられ、三郎兵衛は船に乗つて行方不明・西村孫四郎は原谷まで遁販り、苅分の宮の床下に潜み隣人の好意で辛くも飢渴を免れてゐた。所が孫四郎の従弟で萩原村の何某といふ者、之を偵知して玉置家へ密告した。是に於て玉置與兵衛・全対馬等馳せて包圍して之を捕えた。孫四郎の脇差は稀代の業物として、與兵衛の鎗の穂先を半分程切落したと云ふ。孫四郎原谷を去るに臨んで里人の厚意を謝し、永く此の村に「あぶら虫」の発生しないやうに遺言した。それで今でも大根畑に害虫が発生したら、其の遺跡に大根を供へて祈願すると云ふ。つまりらぬ伝説ではあるが、孫四郎の人物を評價する上に於て有力な一資料である。財部兵衛については異説もあるやうだ。大方の高教を待つ。

安永五年小池村に生る。夙に郷役方に志願し（郷役方と云ふのは土木役のことである）、寛政五年三月江戸詰御仲間に召抱へらる。同年五月奥御用部屋陸尺申付られ勤続十五年、文化四年郷役並に手代を命ぜられ、御切米五石式人扶持下賜。爾来各所に出役す。凡そ紀藩の内大小の土工與らざるなし。就中田丸領川俣川新溝開鑿は、壯年時代の偉功にして、有田郡千田墜道は、晩年慘憺たる經營のもとに執りし大土工也。千田墜道のことには「勤行書」に、天保九年戌十一月より、有田郡千田・野村・山地三箇在立合、悪れ吐き高さ十六丈七尺の和田峠を、長さ百八十間掘抜く。岩穴の高さ五尺・横四尺、昼夜間断なく五ヶ年越し。断魚潔齊にて、同十三年七月二十七日夜両方より貫き合出来。入費六十四匁立金にして三千五百五十九円余とある。五ヶ年越断魚潔齊の努力……其の間に於て種々雑多な難関に出返ながら、敢然として遇往した。大勇猛心と至誠一貫の態度は、今の不真面目な土木請負師連を、愧死せしめる値がある。翁の面目は「五ヶ年断魚潔齊」の一句に躍如たりだ。尚三重縣渡会郡宮古の廣泰寺にある旌功碑によつて、其の人格を窺ふことが出来る。左の碑文は同寺に就いて、余の実地調査を遂げたもの。天保頃には珍らしい假名交り體で、文は拙いが筆者の至誠があふれて床しき極みである。こんなのが本當に拙い名文である。

天保十三年壬寅八月二十四日

平等院至譽貫道居士

紀藩白井久藏教導塔

此白井教導紀州日高郡小池村産也、文政中数年

勢州三領御普請所在勤處々水利奇功成就、終身

精勵一日怠ラズ、其職練熟シ名高功大ニシテ、

実篤厚忠貞士也、享年六十七歳ニシテ歿、嗚呼

年来懇情思慕堪へズ其深恩爲謝、遺骨當山納

石塔建立、位牌安置齊米料金五兩寄附シテ永苦

提回向スルモノナリ

現住神照山廣泰寺十七世元寶代

施主

奥野才野右衛門豊忠
松田 宮八明貞

天保十四年癸卯八月

補助 乙部才助延賢並二記之

36. 氣佐藤の孝子 菊八

文政九年九月八日南部組氣佐藤村に生る。父は長藏・母はいしと云った。家計もとより豊かではなかったから、幼少の折より随分苦辛をした。年甫めて十三出でて、近隣なる熊代家（即ち国孝者繁里翁の家）に奉公の身となり忠勤三十年、至誠一貫の働き振りを見せたので、主家に於ける絶大の信用は云はずもがな、熊代さんの菊どんとて里での褒め者であった。菊八十八歳の時江州大萱へ出稼中の父長藏（有名な出稼ぎ鍛冶の一人）が、中風に罹って四肢の自由を失ったとの悲報あり、乃ち急據籠を携へて出迎ひに赴き、五十余里の長途を土地土地の人足を雇ひ、片棒は始めから終わまで自身で擔ひ通した。身体が強健なからでもあるが、至誠孝養の一念も窺ひ得られるではないか。販来看護懇切・其の身を忘れて孝養に努めたが、翌年遂に父に死別れ、それからと云ふものはたゞ一人なる老母をいたはった。居常家に居る時は勿論、山野に出でて食事をするときでも、必ず初穂を両親に供へるのを常とした。三十四歳の時主家を辞し、近隣に一戸を構へたが、それから日々夕頃の炊事を手伝ひに行き、終生主家の爲に盡す事を忘れなかった。事藩に聞こゑ即ち明治二年左の如く、表彰せられることになった。

南部組 氣佐藤村

巷貫五百文

菊八

賤しき身を以て兼心構振宜其母孝道を盡し、幼年の頃他に奉公いたし、今において主家に仕へ方宜且 事出精致し候段幹事造之品有奇特之事に候の爲其賞鳥目遣之

明治二年巳十二月

37. 南道の孝子 仙松

南部組南道清吉の男、母をひらといふ。父清吉は少年の頃から北道山崎家に仕へ、長じて主家の世話で、下芳養村松原からひら女を迎へ、一家を構たが三十才頃から喘息を病み、主家の勤

務が思ふやうにならぬので、暇を乞ふて静養しようとした。特に主人山崎氏は清吉が、多年の勤務を多とし、其功績に酬ひる爲に資金を給して紺屋を開業させた。彼いたく山崎氏の厚情に謝し、病弱ながら一心に其の業を勵むうち、安政元年八月一男子を擧げたのが即ち孝子仙松であつた。仙松は幼にして孝心篤く、八才の時父親の旧主山崎氏に仕へ居ること二年、農事見習の必要から、転じて叔父の家へ厄介になつた。苦勞に慣れて居るとは云へ、十才やその遊び盛りの子供の身で、少閑を得れば馳せ販つて病父を省し、母の手助けを怠らなかつた。さるほどに父の病氣漸く募り、も早家政を見ることも出来なくなつたから、彼は叔父の家を辞して家に販り、母を助けて一意父の病を看る事にとめたが、その甲斐もなく父は段々弱つて遂に營業を廢するの已むを得ざるに至り、父子相擁して身の不運を啣つことも屢々であつた。而も彼は不屈不撓機弱なる腕で農作に勵み、夙起労働に疲れ乍ら、夜に入れば父の枕辺に侍して、或は摩り或は撫で至誠孝養怠る所がなかつたから、果然明治二年藩から左の如く表彰せられた。

南部組 北道組

清吉倅 仙松

兼而心得振宜敷孝心之聞有之父清吉元紺屋職 在之処中年の頃より病氣に而職業相成かたく難澁を相歎き幼年の頃より遊にも不交野山に出て草柴苧農業を相勤聯の田地を耕作し作物等他に勝れ生熟いたし村内のものも感賞致居候段相聞候若年の身にて誠に奇特之至に付爲褒美米一俵之遣

明治二年巳十二月

38. 女形の名優 芳澤あやめ

「紀伊名所圖會」にいふ。あやめは當郡小原長瀧村の農夫吉助といふものゝ子にて、幼年より大阪にありしが、後俳優を以て名を三都に知らる。其技殊は女形に長じ惣藝頭となる。又吉助其賤業なることを恥じ、怒りて勤當すといへり。享保年中病んで死す。或書に大阪の人とあるは誤まりと。今だつたら勤當どころか高等官待遇だ呵々。因みに近頃まで「あやめの松」とて、姿の優しい松が、彼の郷里に残つてゐたそうだ。

39. 聾織つんぼの始祖 平四郎

「続風土記」に云ふ。「寛政年中日高郡藺莊御坊村に平四郎といふものあり。木綿糸を以て聾織といふを織出す。其の資舶来の粵縞に似たるあり。又種々の綾織の紋をなすものあり。平四郎聾たるを以て、土人聾織といふ」と。平四郎の伝詳ならず、聾織なるもの今残つて居らぬ。

40. 能書家 植村秋華女子

之は現に健在せる人「基督教熊野伝道四十年の回観」の中にもあらはれてゐる。山口末子嬢その人である。何しろ明治十四年頃に、紀州の片田舎から横浜へ遊幸してフエリス女孝校の課程を卒へ、後東京神孝校長植村正久氏に嫁した程の人。而も国孝の大家山内繁樹翁の血を受け、風流才子繁憲翁を父とし、山内量平・小切圓權右衛門の二人を兄に有つた程の人とて、孝和漢洋兼ね、識力また尋常ならぬことは、想察するにしくはないが、其の稀に見る能書家たることは紀州では多く知る人がなからう。南部町法伝寺墓地にある父君の碑に

繁憲大人の奥都伎

と題せるは即ち女子で、其の典麗なる筆の跡には、実に神韻縹渺の趣がある。

41. 画人 貞壽尼

徳川初世の画人として貞壽尼（山路玉置義の長女）、同じ頃の鼓の名手原勝之進（高津尾井原氏の第三世）などは其の伝詳ならず。

42. 国孝者 熊代繁里

櫻蔭大人の傳記は、既に幾度も本紙上に載せられまた

「大日本人名辞書」

「国孝者伝記集成」

「日本教育資料」

「木国歌人伝」

「帝國人名辞典」

等にも詳録されてゐるから、此処では少しく他に洩れた事柄を補ふに止める。大人が田辺藩修遊館の教授に任ぜられ田辺本町に移住して、盛に国幸歌道を弘めるやうになつたのは、主として田所顯周の盡力による。顯周は即ち南部組南道村の地士海野太郎左衛門の三男で、文政年間田辺田所顯英の養子となつた人、田所氏は即ち田辺町随一の名門で、大庄屋役兼田辺町大年寄役世襲の家柄であつた。そこで安政二年六月顯周は大人を藩孝の教師に推挙し、毎月自家または町会所で歌会を開いた。是から歌道頓に勃興し、竹中清臣・鳥山純昭・中松克正・渡辺鉄心・吉田八穂・山本秀美等の人人が門人になつた（序ながら此の渡辺鉄心といふのは、明治十年代に和歌山区長か何かから、日高部長に左遷され遂に来仕されなかつたことがある）。

大人と岡崎家とは姻戚の間柄であつた町から、松樹翁がいつも大人の代筆をやつたらしい。今熊代氏の真跡として坊間に流布するものは大抵それだといふ。松樹翁は即ち岡崎家の先代で、其の歌も大層よいと「木国歌人伝」の編者が垂嘗してゐる。

大人が「清渚和歌集」を撰したとき、恰度豊後の国で歌人物集高世が「春草集」といふのを撰してゐた。そこで双方交渉の上互に撰り残りの歌を交換して、そのよいのを各の集へ採用したといふ。高世氏は即ち文孝博士・物集高見氏の父である。

大人の幼少時代の苦辛は、里での美談として言ひ継ぎ・語り継ぎして誰知らぬものもない。眞夏から八月へのあばれ蚊を避けて、蚊帳を書斎に吊り行燈の灯影に一人端坐して、古今の群籍に親しんだため、その蚊帳は異様に煤ぼつてゐたといふ話しも有名だが、南部小幸生の課外読物にあらはれた、次の話も名高ひ

（前略）あるとき隣の人が蔭で、「あの子がえらくなつたら、わしは秋葉山の松の木の先から飛んで見せる」といったのを聞ひて、「よしつ、それではきつとえらい者になるぞ」と口へは出しませぬが、まずくはげみつとめました。後はたしてえらくなつて……（下略）

（秋葉山とは氣佐藤の秋葉神社のことである）。

43. 江川の孝子 善兵衛

文政二年から文久二年に至る四十五年間六十七人の孝子伝を蒐めた、井上道の「孝子伝」に採録されたもの、日高郡では纔に一人あるのみ。その一人とは誰か。本篇の主人公江川の孝子善兵衛がそれである。昔の孝子と云へば大抵貧乏な家・病弱な親を背景としてゐるが、この善兵衛も中風を患って起居不自由な父に仕へて、看護熟誠懇倒八年の長きに亘つたといふ。以上は平生の仕へ方が行届いて居って、妻子一属も自らその徳風に任せられ、一家常に春の如く実に江川組内で模範家庭であつた。天保八年丁酉正月藩鳥目五貫匁を與へて、篤く之を表彰した。文に曰く

日高郡 下江川村

善藏倅 善兵衛

一鳥目

五百貫

父に孝行に有之妻も同様罷仕段達

御聽特成儀に付被下之

正月十五日

と夫妻相並んで孝養につとめたといふ例は実に尠い。斯るが故に天保十年の頃、御代官衆が威儀堂々と下江川の里に臨み、親しく善兵衛の家を訪れ、懇ろに慰問賞詞を賜つたとある。天保十年といへば、父善藏翁の亡くなる三年前で、翁もその光榮に感泣した。其の御代官名は古屋十郎太夫といふ人。善兵衛は万延元年正月廿九日に逝去年五十六、妻かつは明治二十七年旧盆前の十三日といふに遂に永眠した享年七十八。茲に其の法名を併記する。

諦譽春光淨説居士

一譽妙心彈定尼

其の後裔は左の如くなつてゐる。

善兵衛……金藏……楠之助……（橋本氏）

44. 椎茸製造教師 常藏

駿河国阿陪郡奈良間村の産。椎茸製造法の伝授及び実地指導の爲、享和年間寒川の川合谷に来

て居ったが、全四年夏病を得て医療をうく可く、駕籠で神野川へ行く途中、上山路の西村で歿した。時に七月二十二日宮代村の庄屋五味右左衛門、其の遺骸を収めて共同墓地に葬った。常藏こそは実に我が山路郷へ椎茸製法を伝へた始祖で、時の人は駿河爺と云った。

45. 椎茸教師 庄吉と儀平

駿河爺より稍後れて椎茸製造教師として、宮代村立花川へ来たのが庄吉で、生国は伊豆だといふ。之と前後して下柳瀬へ来たのが儀平といふ人、国籍は不明である。要するに山路へ斯の法を伝へたのは今から百十年前のこと。藩主治宝の代であったが、どうも詳しいことはわからない。

46. 高僧 徳定

志賀の徳本行者と時を同じうして、京都清淨華院に住し孝徳一世を風靡した、徳定上人も亦我が日高出身であることは、続日本高僧伝によつて知り得たが、日高の何処の人だかさっぱり見當がつかぬ。高僧伝には日高郡の人とあつて、別に称名寺俊廓に師事とある。称名寺といふ寺は西内原村高家にあつて、知恩院末になつてゐる。其の過去帳を繰つて見たが、俊廓といふ名は一向見當らない。淨華院についても調べてみたがどうも分明しない。高僧伝には師平生誦する所、阿弥陀経十萬部・日々念佛六萬遍なり。且つ手づから佛号を書したること、五十萬幅ありなどとあつて、何だか徳本上人のことを誤伝したのではないかと思はれる節もあるが、併し本と定とは矢張り別人には違ひない。淨華院歴代表には明に第五十八世徳定とあり、其の碑も建てられてゐるのである位だから。併し今のところどうも疑問の人物である。広く大方の高僧を仰ぎたい。

47. 平井九左衛門正次

吉田村（今の藤田村）平井氏の第三世、父を次郎左衛門正頼といふ。元和年間南龍公の紀伊に封ぜらるゝや、其の最も苦心したのは即ち領内にあつた土豪を、如何に処分するべきかといふ

問題であつた。而して平井氏の如きは湯川家の重臣であつた關係上、普通（ならば地主となる所を）以上の御取立で、隅田組の中に加へられた。この恩隅に浴したものは日高でも此の一家だけであつた。之は正次四十歳の時で、御切米三十石を賜ひ、後光の指物を免許されたのであつた（最も此の三十石の御切米は、後に正保年間藩の財政整理に際して、他の地主と共に辞退した）。寛永十五年の天草騒動の時には、正次は眞先に出動を命ぜられ、兵士奴等二十五人・鉄砲五挺づゝで、水野平右衛門に属して出陣した。此より先彼の見立で若野井堰の設計、及び掘鑿を断行し、日高平野の灌漑上齊した利益は尠少ではなかつた。其の功で寛永十年に吉田村領出島で、新田並に屋敷一町四方を赦免拝領した。彼は天正八年に産れ、明暦三年十一月十八日七十八歳で歿した、法名品九譽安信士。正次の妻は彼に嫁する前、関白秀吉の政所に仕へて、国次の太刀一腰と膳拾領を賜つたことがある。寛文三年九月十二日に亡くなつた。

48. 茶道 羽山宗郁

閑仙庵（また応物齋）と号し、如心齋四天王の一人なり。初め宗貞と称し小松原氏の出なるが、羽山休甫の義子とあり安藤家に仕ふ。文化元年歿年八十七。羽山氏の初代は休古と称し、織部流の茶道に達し安藤家に仕へ、正徳四年九十参歳にて歿せり。休甫子なし仍つて宗郁を嗣とせるあり。宗郁子なし藩士永田左門の男養ふて嗣とす。宗休清心齋と號し、弘化三年歿年七十八。其の子良筌・其の子宗休襲ぎ、累代千家の茶道を業とす。

49. 鼓の名手 井原重勝

高津尾井原氏の第三世也。童名由之助後勝之進と称す。鼓の名手として聞こゆ。明和五年四月五日逝く、年七十三。

50. 能書の人 伊藤茂郷

野口村太子峠の巔老松鬱乎たる所一碑あり題して曰く
教へ子の思ひ立つひのいしぶみに するせる名のみくちせざらまし

茂郷は蓋し野口聖徳祠の神職、また師匠屋として教化に力む。其の長は書にあり、弘化三年丙午二月門弟等相謀りて謝恩の碑を建つ、即ちこれ也。

51. 歌僧 窓臥

三尾光明寺第十世なり。姓は三輪・名は円達・窓臥はその号なり。歌を好み尾崎雅嘉（大阪）の門に入る。寺務を觀る四十年、文政九年七月十九日寂す。詠草多く遺れり。

試筆

ゆらのとを明る光の朝もよひ　きのうみかけてはるやきぬらん

絲櫻

くりかえし又も来てみん糸さくら　ふきなみたしてそ春の山かぜ

母の形見に残りし鏡を見てよめる

折々に見てはなげきのますかゞみ　かげ絶えはてし人をしたひて

52. 漂流者 弥兵衛

吉原浦（今の松原村）の民武兵衛の男也。大阪津国屋半十郎船住吉丸に乗組み水主たり。安永八年十月船豆州沖にて暴風に遭ひ、太平洋上に漂ふこと四十余日、遂に南清福州附近に漂着す。弥兵衛実^ニ其の中にあり、後送られて南京に至り、九年四月十二日罹病清の官憲百方医療に盡し、看護至らざるなかりしも五月十四日遂に逝く、同地に葬る享年三十六。

53. 漂流者 半六

藺浦和泉屋の廻船天壽丸乗組員也。嘉永三年正月天壽丸駿河沖にて遭難、北米の捕鯨船に助けられ、全年三月露領カムチャツカに至る。たま／＼脚氣に罹り五月十五日ペテリバアスガワんに没す年五十二。旧天田組大庄屋記録に曰く。

半六事梅吉亥四月二十八日頃より病氣に取合ひ、此の地の役所より魯西亜医来り、治療を施し候へ共其驗なく追々医師三人まで来たり。様々薬用させ銘々も色々と世話いたし候得共、養生不叶五月十五日病死す。病症は脚氣と見え日々衝心し、惱深く遂に命終す。魯西亜医薬は煎薬を用ひず、水薬体のものな

り。此の地の人厚く扱ひくれ翌十六日葬をなす。白木の棺を作り呉れる。頭の方は広く足の方は細く造りたる寝棺なり。亡骸には彼の国の仕立にて白き木綿の衣服を着せ、棺の中に寝させ其の上白き木綿にて風呂敷体ものを覆ふて蓋をなし釘付にす。夫れより一同棺を擔ひ山へ運び地を掘り埋葬する。彼国の僧体の人山まで付添来り。されど読經の躰には見えず。又魯西亜人等来りて亡骸の口を吸ひたるが、すべて死人の口を吸ふこと彼国の礼儀ありといへり。

弥兵衛の死は今から百三十九年前、半六の死は今から六十九年前である。

54. 俳人 酒井次郎右衛門

上野村（今の名田村）酒井平吉の男、始め新兵衛と称す。明和四年（三十三歳のとき）全族治輔病没の後を承けて其の家督を襲ぐ。翌年廻船栄治丸を造り、村民半藏を船頭として運輸業に貢献す。之より先浦方御口前所を経営し、また胡乱者改めを勤む。天明初年頃より俳諧に心を寄せ西之庵柏天と号す。寛政二年夏若山槐亭の門に入る。全年南谷組大庄屋となり、尋いで地士となる。寛政八年十二月六十二歳を以て逝く。辞世にいふ

娑婆すてゝ いざ立ちゆかん 花の山

55. 俳人 鈴木半右衛門

楠井村（名田）の人其青と号す、伝詳ならず。今全地熊野街道の傍に

西へ行く われに涼しや 夏の月
と刻せる碑存せり、天保頃の人や。

56. 善妙寺焼 玄了

「御用御焼物殿様へ焼上候、住持は玄了師なり。但し公儀へは島村文助と書き上げ、御用年数相勤め、色々焼物差上候依之毎度公辺より御尋ねの品も有之候義に候 云々」と云ふ所の玄了は、御坊町善妙寺第六世で、時の藩主は徳川宗直であった。其の陶土は名田村楠井で、今謂ふ所の善妙寺畑から採ったものである。「名所圖會」にも：「：：：玄了と云ふ者、好んで陶器をつくれり、花器・水指・茶碗など様々なるものをやきたり。其の質備前焼に似たるもの多し

……と見え、玄了其人の趣味から出たもので、營利を目的としたものではない。

57. 逸見萬壽丸清重

逸見滿清の次男、元亨元年を以て生る。逸見氏は即ち紀南隨一の南朝派で、萬壽丸も少年時代から父に随ふて戰陣を馳驅した。後村上帝其功を賞で賜ひ、正平年間日高郡矢田莊を賜り、千手の里（今の矢田村土生）に居城した。其の後戰功頻りで日高郡の内六百貫を賜はるに至った。彼が土生八幡及飛鳥社や道成寺へ梵鐘を寄附し、また社及び其の別當寺へ田地を寄進したのも正平年中の事である（右の鐘は今一つは京の妙滿寺に、一つは和佐の光源寺に藏つてゐる）。萬壽丸の母は原弥五郎（源信貞）の女覺性禪禪尼といひ、正平十三年右兩社及び別當尊勝寺塔頭位滿堂を再興した人で名高い。

彼の室は川上氏、即ち和佐城主兵衛則秋の女で二男二女を擧ぐ。其の一女は吉田金毘羅丸（源頼貞）に嫁ぐ。吉田氏は即ち吉田城主（今八幡山に城趾あり）である。續風土記土生八幡の条に「祭日八月十五日に流鏑馬あり、其の中花男・花女郎とて氏下の童男・童女一人づゝ潔齋し、莊麗に裝ひ馬にて渡るとあり、古の地頭萬壽丸の二子、祭祀に渡りし古例を傳ふといふ」とある。併し彼の晩年紀伊の南風競はず、天授四年十二月廿二日憂悶の裡に歿した年五十八。歿するの翌年山名氏の軍紀伊に入り、萬壽丸の嗣子小五郎支ふる能はず、遂に所縁を辿つて信州に奔り、茲に逸見氏の没落を見るに至った。後年其の裔多く郷里に皈住し、土生附近に繁栄したのである。今の藤井瀬戸氏は即ち其の一家である。道成寺の古瓦に天授と云ふ年号の入つたものゝあるのは、矢張り逸見氏の寄附したものか、でないにしても此の辺、逸見氏の勢力範囲であつた所から、南朝の正朔を奉じてゐたことを語るものである。

58. 田中光顯伯

元の宮相田中光顯伯は土佐から出た幕末の志士であるが、嘗つては我が日高に來たり寓し、山路郷に客となつたことがある。茲に其の由来を語らう。元治元年幕府が第一回長州征伐をやつ

た時のことである。尾張公德川慶勝が総督となつて攻めて行つた所、長州では彼の三家老を斬つて其の首を献じ、藩主以下只管恭順の意を表したので、事は一旦落着を見たのであるが、高杉晋作等の主戦派はやがて俗論黨の跋扈に憤慨して起ち、勢當るべからざるものあり。幕府も遂に第二次の征長軍を送らねばならぬことになつた。伯はこの時長州に居つて専ら主戦派の爲に活躍してゐたが、同志本多大内藏（武者小路家の臣）と謀り、

此の場合由井正雪の故智に倣ふて大阪に出で、將軍家茂の浪速在城の期を窺ふて、城中に火を放ち勢に乗じて奥地を占拠し、征長の幕兵をして後觀の憂を生ぜしめよう

といふことになつた。斯くして元治元年十一月長州を脱して海路大阪に入り、松屋町なる本多大内藏の家に潜匿して、窃かに爆彈を造り更に同志糾合のため、十二月中旬大阪から近畿・中国・四国方面を遊説して、翌年正月六日大阪に皈つた。そして愈々準備が出来て將に事を擧げようと云ふ正月八日の夜、之を偵知した幕吏谷萬太郎なるものが、俄然大内藏の家を襲撃した。大内藏は纔に身を以て遁れ、其の從者一人は遂に苦闘の余身に七創を負ふて斃るゝに至つた。所が何の幸ぞ、伯は此の夜に限つて他の同志と共に、道頓堀なる鳥毛屋旅館に一泊して居つた爲危ふく難を免れた。併しもう斯つては幕吏の物色は益々急になるし、大阪城下殆ど身を容れる所がない。已を得ず同志涙をのんで四散することになり、伯は那須盛馬なる者と大和に遁るゝに決し、十津川郷士千葉貞之助の厚意で、地理に詳しい中西弥作郎といふ者の餐導で身を以て大阪を脱走したのであつた。（注 千葉貞之助といふのは長野縣知事になつた千葉貞幹の父君である）大阪を脱して十津川に入った後の伯の動靜はどうであつたか、伯は語つて曰く

「十津川には元來同志の者が多く、殊に前年吉村等の義舉で叔父なども知つてゐる者もあつたから、その様な人の世話で最初は折立村の文武館に居つたが、幕府搜索の手此所にも及んで来たので、遂に十津川を去ると称して、上湯の川村なる田中邦男を頼らんと、那須と二人でスツカリ姿を変へ町人風を装ひ、奈良の刀屋という觸れ出して上湯の川へ向ふたものだ。処がゑぐいも峠といふ峻しい坂があつて、夫れを三・四里上つて上湯の川へ行かねばならぬが、峠の頂上へ行くと道が二つに岐れてどっちへ行つて良いかわからぬ。道を問ふにも誰も人影は無い、此処で兩人はハタと困つた。もし履み違へば吉野の深山で逆も人家へは出られない。是は愈々我々の命口の盡きだと、實際その時二人で全く不算の涙に暮れて男泣きに泣いたものだ。処で道の傍に小さい石がころがってゐたので、夫を拾ひ上げて裏の方を見ると、如何なる天の引合せや左何処行・右何処行と方向が刻付けてあつたので、夫れを見た時二人の喜びは実

に言はんかたなく、地獄で佛に逢った様な心地がした。夫で漸と田中の家に落着いて、一時また身を隠すことにした。」

と。而も伯の身上は此処でも亦危険を感じて来た。仍って上湯ノ川から更に本郡山路郷に来た匿れることになった。其の由来に就き翁の手記に曰く

「田中の光顯を遇する、頗る厚く注意到らざるなし。然るに郷中の俗物等幕吏の嫌疑を恐れ議論粉々たり。茲に於て田中の親戚紀州日高郡山路村なる、千葉熊吉の家に避くるの議を決し、相携へて千葉氏に來たり寓す。此の間龍神・本宮等の温泉に赴き、暗に地理・人情を探る」

と。之が慶應元年正月のことで、文中の千葉熊吉とは即ち今の千葉英吉氏。山地村は即ち今の上山路村丹生川である。此処に留ること数月、在京の同志とは絶江ず聯絡をとって居たので、其の出京を促し来るに及び、同年夏十津川を経て京に上ったのであった。出立に臨んで次の詩と歌を千葉家に遺された。

月夜前年辞故国
花朝今歲臥他郷
一聲老攫肅然処
欲断男児鉄石腸

乙丑季春 建山

夏恋
朝なく露もかはらぬ夏草の

しげき思にひとりふしゐる

光顯

(本稿 “一村一人” は大正八年九月十三日頃紀南新聞に連載されしもの)

あとがき

序文にもある通り森彦太郎先生が、新聞・雑誌等に発表されたものを父が筆写し、それをワープロで活字化した。

今回の写本した分は、『日高郡誌』刊行前の資料が多く、また大正十二年刊行の『日高郡誌』に引用しているものも多い。

『紀南莊村遺聞』と『一村一人』で重複している記事がかなり多くあった。

父の写本の綴じは三冊あり、その内の二冊はページ数が多く、自分なりに分冊し百ページ前後三冊とする予定だ。父が分冊のした意味を理解しないまま、勝手に百ページに分けることとした。今の予想では多分三巻で収まると思うけれども、ひよっとすれば四巻となるかも知れぬ。尚 所々現在では問題となる不適切な表現も多々あったが、歴史的資料価値が損なわれるため敢えて削除していない。御了承いただきたい。以上

平成十七（二〇〇五）年十月十八日

清水章博